

狛江市第2次基本構想

狛江市第4次基本計画

(平成17～21年度)

平成17年3月

狛 江 市

ごあいさつ

私たちが住むまち、狛江市は、幾多の先人たちのたゆまぬ努力により、昭和50年に定めた基本構想の将来都市像「水と緑の住宅都市」を目指して、順調な発展を遂げてきました。

しかしながら、近年の時代の変化は目まぐるしく、景気の低迷に加え、国際化や少子高齢化、情報化、循環型社会への脱皮、さらに地方分権や三位一体の改革など課題は山積しています。第4次基本計画では、このような、社会情勢、経済情勢を踏まえ、第2次基本構想に定められた4つの「まちづくりの原則」、

「①市民の生活を大切にするまちづくり」、「②人間味豊かな、文化を創造するまちづくり」、「③市民が心から誇れるまちづくり」、「④市民が力をあわせるまちづくり」を基本としながら、新たな課題に取り組んでいくことを明らかにしています。

約1年半という長きにわたって、この基本計画の素案づくりに、策定委員会と市民会議をあわせて60名以上の方々、また、職員や青少年アンケート、子どもフォーラム、市民フォーラムなどの参加者を加えると延べ500人以上の皆さんに直接関わっていただいたことは、市民参加・協働を発展させるうえでも、貴重な機会となりました。

財政状況が厳しい中で、基本計画を実施していくことは大変困難を伴いますが、市民と行政との協働をさらに大きく発展させる中で、また市議会はじめ関係各位のご支援を仰ぎながら、これらの壁を打ち破り「住むことに誇りを感じられるまち—狛江」を築いてまいります。原田博夫委員長はじめ、第4次基本計画策定に関わったすべての皆さんに、心からの御礼を申し上げます。

狛江市長 矢野 ゆたか

第4次基本計画策定に寄せて

21世紀を迎え、市民の皆さんをとりまく生活環境は大きく変化しています。

少子高齢化による人口構成の変化は、年金受給年齢の引き上げや少子化対策、高齢者雇用促進等、産業経済や社会福祉をはじめとした市民生活すべての分野において、大きな影響を及ぼすことは間違いありません。

また、今まで続いてきた右肩上がりの経済も、転換期を迎えており、景気の低迷は市税収入の減少など直接的に市政に影響を及ぼしています。これまでのように、市政そのものが経済成長を前提とした拡大志向の考え方では、もはや持続可能な行財政運営が困難な状況にあります。

これからの「まちづくり」の計画は、これもあれもの総花的なものから、優先順位や重点施策を中心に、市民と行政が協力して「自己決定、自己責任」のもとに作り上げていく必要があると感じています。本市としても、多数の市民参加のもと、基本計画を策定するのは初めての試みということであり、何かと不十分だったこともあろうかと思えます。しかしながら、この初めの一歩が、これからの市の発展につながるよう、第4次基本計画を具体的に大胆に進めてほしいと思っています。例えば、市民意識調査では、今後、市が力を入れて進めていくべき施策として、「防犯体制の充実」や「自然環境の保全」、「高齢者福祉対策」が上位に挙がっています。市民のニーズを的確に把握した、効率的、効果的な事業展開を望みます。

最後に、この基本計画の策定にあたり、市民会議の皆さんが熱心な議論をしてくださったことに敬意を表したいと思います。

狛江市基本計画策定委員会委員長 原田博夫

目 次

I	基本計画について	1
1	これまでの基本計画	3
	・前期基本計画	3
	・後期基本計画	3
	・第3次基本計画	3
2	第4次基本計画のあらまし	4
	【策定の背景】	4
	【計画期間】	4
	【体系と構成】	4
3	第3次基本計画の進捗状況	7
	第1章 美しい都市景観を目指した基盤づくり	8
	第2章 安全で快適な都市を目指した生活環境づくり	10
	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり	12
	第4章 ふれあいのある都市を目指した文化の地域づくり	14
	第5章 活気あふれる都市を目指した産業の振興	16
II	基礎資料	17
1	粕江市の概要	19
	1) 粕江の地理	19
	2) 粕江の歴史	19
2	基礎データ編	20
	1) 人口	20
	2) 都市基盤	22
	3) 生活環境	23
	4) 民生	25
	5) 教育	27
	6) 産業	28
	7) 財政状況	30
3	都市間比較	33
	1) 比較対象都市	33
	2) 比較	35
	① 人口と居住	35
	② 環境	35
	③ 商工業と農業	35

④ 都市基盤	36
⑤ その他	36
⑥ 行財政	36
4 時代の潮流	38
1 人口減少と少子高齢社会	38
2 国際化と地域社会	38
3 循環型社会の実現と環境保全	38
4 高度情報化と情報リテラシー	39
5 個性・創造力への期待、スローライフの時代	39
6 安全で安心できる社会	39
7 参加と協働の時代	40
III 各論	41
第1章 美しい都市景観を目指した基盤づくり	43
第1節 住宅都市にふさわしい快適な道路・交通環境づくり	43
第1項 市街地の道路基盤づくり	43
1 骨格道路の整備促進	44
2 市内幹線道路の整備促進	44
3 生活幹線道路の整備	45
第2項 便利な交通環境づくり	47
1 交通体系の確立	48
2 生活道路の整備	48
3 公共交通網の整備	49
4 駐車場の整備	49
5 サイクルシティづくり	49
第2節 計画的なまちづくりと美しいまちなみの実現	50
第1項 特徴ある拠点地区の形成	50
1 都市拠点地区の整備	51
2 交通・生活拠点地区の整備	51
第2項 土地利用の規制・誘導	52
1 適正な土地利用方針の実現	53
2 計画的な住宅地形成への誘導	54
第3項 美しい都市景観づくり	55
1 まちなみの景観形成	56

第2章 安全で快適な都市を目指した生活環境づくり	57
第1節 安全で安心な生活環境づくり	57
第1項 災害に強いまち	57
1 災害に強い都市基盤の整備	58
2 防災拠点等の施設の強化と避難路の整備	58
3 災害への備えの充実	59
4 河川の安全体制	60
第2項 犯罪に強いまち	61
1 警察機能の充実	62
2 地域防犯体制の充実	62
第3項 交通安全対策の充実	63
1 交通安全施設の整備	64
2 警察、交通安全関係団体との連携強化	64
3 交通安全教育の推進	64
第2節 環境にやさしい社会づくり	66
第1項 環境保全の推進	66
1 環境行政推進体制の充実	67
2 環境教育の推進	67
3 地球温暖化、ヒートアイランド化対策の推進	68
第2項 循環型社会の形成	69
1 ごみ処理・資源化施設の整備・運営	70
2 ごみ半減・資源化の推進	70
3 ごみ収集・資源回収の促進	71
第3節 水と緑の環境づくり	72
第1項 水辺環境の整備と水の循環	72
1 親水空間の創出と地下水の保全	73
2 多摩川・野川の環境整備	73
3 良質な上水の供給と節水型都市づくり	74
4 下水道の整備	74
第2項 都市緑化の推進	75
1 緑地の保全と創出	76
2 公園、緑地、遊び場の確保	76
3 緑の歩行者空間の形成	77
第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり	79
第1節 健康な生活環境づくり	79

第1項 健康づくりの推進	79
1 健康意識の向上	80
2 協働体制の確立	80
第2項 地域医療環境の整備	81
1 地域医療体制の充実	82
2 国民健康保険制度の推進	82
第2節 豊かな福祉環境づくり	83
第1項 地域福祉の基盤整備と推進	83
1 総合的支援のための体制整備	84
2 市民参加・協働のための条件整備	85
3 福祉のまちづくり環境の整備	86
第2項 生活の安定と自立の促進	87
1 いつまでも地域で生活できる基盤づくり	88
2 就労支援	88
3 経済的困難者への支援	89
第3節 誰もが安心していきいきと暮らせる福祉の展開	90
第1項 活力ある高齢社会の形成	90
1 高齢者のいきがいの増進	91
2 介護保険制度の推進	91
3 在宅福祉サービスの充実	92
第2項 障がい者（児）の自立と社会参加の促進	93
1 社会参加機会の充実	94
2 支援費制度の推進	94
3 在宅福祉サービスの充実	95
第3項 子育て支援と子どもの健全育成の充実	96
1 児童の健全な育成の環境づくり	97
2 保育サービスの充実と多様化	97
3 子育て環境づくり	98
4 子どもが安心して生活できる社会づくり	98
第4章 ふれあいのある都市を目指した文化の地域づくり	99
第1節 市民の学習環境づくり	99
第1項 学校教育環境の充実	99
1 特色ある教育の推進	100
2 新しい時代の学校づくり	101
3 安全で魅力ある教育環境づくり	102

第2項 生涯学習と時代に即した社会教育等の展開	104
1 生涯学習推進体制確立	105
2 社会教育等総合支援	105
3 子どもたちの活動の場づくり	106
第3項 スポーツ・レクリエーションの振興	107
1 市民スポーツ活動支援	108
2 スポーツ施設整備	108
3 ふるさと交流推進	109
第4項 青少年の健全育成	110
1 健全育成環境づくり	111
2 健全育成組織活動の活性化	112
第2節 ふれあいの文化・コミュニティ環境づくり	113
第1項 市民文化の醸成	113
1 文化・芸術活動振興	114
2 文化財施設整備	114
3 文化財保護	115
第2項 コミュニティづくり、協働型まちづくり	116
1 市民協働、地域コミュニティ育成のための体制づくり	117
第3節 互いに知り認めあう環境づくり	118
第1項 基本的人権を尊重した平和なまちづくり	118
1 平和、人権意識の醸成	119
第2項 男女共同参画の社会づくり	120
1 男女共同参画環境づくり	121
第3項 国際化時代の環境づくり	122
1 外国籍市民への生活支援	123
2 国際交流事業	123
第4項 情報化社会への環境づくり	124
1 情報化による行政サービス向上	125
2 情報提供環境整備	125
第5章 活気あふれる都市を目指した産業の振興	127
第1節 地域産業の振興	127
第1項 商工業の振興	127
1 商工業経営の強化	128
2 魅力ある商店街づくり	128
3 都市型工業の誘導	129

4 中小企業勤労者福祉の充実	130
第2項 都市農業の振興	131
1 多様化する都市農業への支援	132
2 農業経営基盤の整備	132
3 農地の計画的保全と維持	133
4 市民ふれあい農業の推進	133
第2節 市民生活の充実	134
第1項 観光・イベントの振興	134
1 新たな観光要素の創出	135
2 各種イベントの振興	136
第2項 消費生活の充実	137
1 消費生活活動の支援	138
IV 行財政運営のあり方	139
1 市民とともに歩む行政－情報の共有と市民協働の発展	141
2 市民のためにがんばる市役所－市民満足度を高める行政サービスの提供	142
3 市民の要望に応えられる行財政基盤の確立－行財政システムの簡素化・効率化	142
4 狛江の明日を担う人材の育成－職員能力の開発と支援	143
※「行財政基盤確立のための緊急行動計画」について	145
V 策定までの取組等について	147
1 経過の概要	149
2 策定組織	152
◆ 狛江市基本計画策定委員会（平成15年9月～平成17年1月）	153
◆ 狛江市基本計画策定市民会議（平成15年7月～平成17年1月）	154
◆ 狛江市基本計画策定庁内委員会（平成15年7月～平成17年3月）	155
3 各調査、企画等	156
◆ 狛江市の将来推計人口（平成15年6月発行）	156
◆ 第7回狛江市民意識調査（平成15年11月発行）	157
◆ 青少年アンケート（平成15年11月14日実施）	160
◆ 子どもフォーラム（平成16年1月21日～2月19日実施）	161
◆ 市民フォーラム（平成16年8月27日実施）	167
◆ パブリックコメント（平成16年9月1日～21日実施）	179
参考） 各種計画策定状況	185

I 基本計画について

基本計画は、第2次基本構想のまちづくりの原則と将来都市像を実現していくための施策の大綱を受けて、まちづくりを進めるための具体的施策の基本となるものです。

1 これまでの基本計画

・前期基本計画

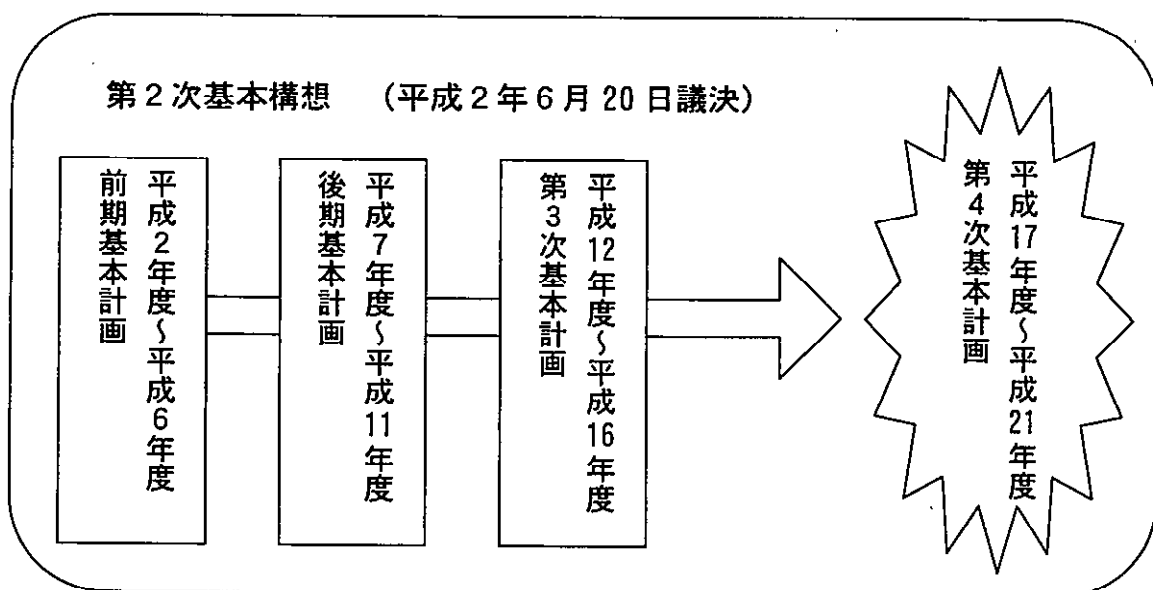
第2次基本構想とともに策定した平成2年度から平成11年度までの10年間の基本計画のうち、その10年を前期と後期に分け、具体的に施策の方向を明らかにした前期5か年度の基本計画です。

・後期基本計画

前期基本計画を継承しつつ、残りの5か年度について改めて施策の方向を明らかにしたものです。平成7年度を初年度とし、平成11年度を目標年度とした5か年度の基本計画です。

・第3次基本計画

財政状況の悪化や社会経済の変化が市民生活や行政運営に大きく影響を及ぼしているため、現状をふまえ、新たな課題への対応や施策全般の見直しを図り策定したものです。平成12年度を初年度とし、平成16年度を目標年度とした5か年度の基本計画（現行計画）です。



2 第4次基本計画のあらまし

平成16年度に第3次基本計画の最終計画年度を迎えます。第4次基本計画は、平成17年度以降も継続して計画的に行政運営を進めるために、第3次基本計画の進捗状況をふまえ、これを継承する新たな基本計画として策定するものです。

【策定の背景】

第2次基本構想に基づき平成11年度に策定された第3次基本計画は、平成12年度から平成16年度の5か年度におけるまちづくりの施策展開の基本として、貴重な役割を担っています。第3次基本計画は、環境問題、価値観の多様化、情報化、少子高齢化、地方分権等を時代の動向と捉え、これら市を取り巻く環境の変化に対応しつつ、行政として取り組むべき課題を明らかにし、主要施策との整合を図りながら施策計画として策定したものです。

しかし、市を取り巻く社会情勢や経済状況は刻々と変容しています。特に、三位一体の改革による地方財政構造の急激な変化や本格的権限委譲の推進、また、歳入減による地方財政の硬直化は避けることができない課題であるとともに、少子高齢社会への対応策など、その他にも多くの解決すべき課題を抱えており、市政の大きな転換期を迎えているといっても過言ではありません。その中で、行政運営の継続性を図るために、第3次基本計画を継承しつつ、時代の変化に十分に応えた新たな行政運営の基本的指針として策定したものが、この第4次基本計画です。

また、第4次基本計画は庁内だけでなく広く市民の意見が反映されたものとするため、策定過程において「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」の規定に従い、市民参加の手法を積極的に取り入れています。

【計画期間】

平成17年度から平成21年度までの5か年度

【体系と構成】

第2次基本構想に示された「まちづくりの原則」に基づき、将来都市像「水と緑の住宅都市」の実現を目指す基本計画の取組を、右のページにある「第4次基本計画体系図」のように体系付けています。

第4次基本計画体系図

第2次基本構想

まちづくりの原則 ・ 市民の生活を大切にするまちづくり ・ 人間味豊かな、文化を創造するまちづくり ・ 市民が心から誇れるまちづくり ・ 市民が力をあわせるまちづくり	将来都市像 中間目標年次 目標人口	「水と緑の住宅都市」 21世紀初頭 8万人
--	--	--

基本構想は、市町村のまちづくりの最も基本的な指針として、地方自治法により、策定する義務が定められているものです。狛江市では、平成2年6月に市議会の議決を経て、第2次基本構想を定めています。

地方自治法第2条④
「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」



第2次基本構想	第4次基本計画	
施策の大綱	章	節
美しいまちなみの都市を目指した基盤づくり	第1章 美しい都市景観を目指した基盤づくり	第1節 住宅都市にふさわしい快適な道路・交通環境づくり
		第2節 計画的なまちづくりと美しいまちなみの実現
安全で健康な都市を目指した生活環境づくり	第2章 安全で快適な都市を目指した生活環境づくり	第1節 安全で安心な生活環境づくり
		第2節 環境にやさしい社会づくり
		第3節 水と緑の環境づくり
ふれあいのある都市を目指した福祉・文化の地域づくり	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり	第1節 健康な生活環境づくり
		第2節 豊かな福祉環境づくり
		第3節 誰もが安心していきいきと暮らせる福祉の展開
	第4章 ふれあいのある都市を目指した文化の地域づくり	第1節 市民の学習環境づくり
		第2節 ふれあいの文化・コミュニティ環境づくり
		第3節 互いに知り認めあう環境づくり
活気あふれる都市を目指した産業の振興	第5章 活気あふれる都市を目指した産業の振興	第1節 地域産業の振興
		第2節 市民生活の充実

また、節の下に項を設けて、次の構成により基本的な「施策の方向」と主要な施策である「包括的事業」を明らかにしています。

・ 現況と課題

基本テーマである章、節から導かれた項を受けて、施策の進捗状況や積み残した課題等について現況を分析し、今求められている市民ニーズや新たな課題は何かを示しています。

・ 施策の方向

整理された課題に基づき、取り組むべき「施策の方向」を具体的に明らかにしています。

・ 包括的事業

「施策の方向」に基づき、主要な施策として、具体的に取り組むべき個別事業の総体となる「包括的事業」を示しています。

・ 市民会議の声

市民会議各分科会から出された具体的な提案を、「施策の方向」にあわせて整理し、「市民会議の声」として掲載しています。

3 第3次基本計画の進捗状況

第4次基本計画の策定にあたっては、第3次基本計画の「施策の方向」の基本的部分を継承しつつ、時代に即した新たな課題に取り組むため、第3次基本計画の進捗状況を整理しています。第3次基本計画の施策体系に沿って、進捗状況の概要をお知らせします。



写真：乙女の像から粕江駅を望む



写真：「乙女の像」正面

第1章 美しい都市景観を目指した基盤づくり

1節 市街地の道路基盤づくり

市内の道路整備に関しては、調布都市計画道路3・4・3号線の計画区間の整備がすべて完了しました。また、同3・4・17号線、同3・4・18号線についても着実に整備が進められています。その他、早期整備路線に位置付けられている市内幹線道路、生活幹線道路などについても整備を進めるとともに、財源確保が困難な中での整備手法の見直しや整備のあり方を検討してきました。

なお、都市計画道路については、以下のとおり整備が進んでいます。

- 3・4・3号線 全計画区間 完了
- 3・4・4号線 泉龍寺北から品川道まで施工中
- 3・4・16号線 市民グランドから電力研究所西交差点まで 完了
- 3・4・17号線 3・4・18号線から調布市境まで完了
- 3・4・18号線 小田急線高架下から世田谷通りまで西側完了
- 3・4・20号線 狛江駅北口から狛江通りまで完了

2節 計画的な土地利用

拠点地区の整備に関しては、駅前広場や側道などの整備が完了し、さらに周辺地区の整備計画の検討が進められました。

市民参加による、都市計画マスタープランの策定により市のまちづくりの基本方針が決定し、まちづくり条例の施行により市民参加によるまちづくりの手法が法規面で担保されることとなりました。適正な土地利用を市民参加で進めるための土台が完成したといえます。さらに、用途地域の見直しを図りました。

また、住宅相談の強化とともに、住宅マスタープランを現在の住宅情勢に沿ったものとなるよう改訂し、住宅政策に向けての体制を整えました。

3節 水と緑の環境づくり

地域の子どもたちや市民の自然体験、学習の場として、「水辺の楽校」が国の登録認可を受けてスタートしました。また、「五本松校」も開校し、その活動はますます広が

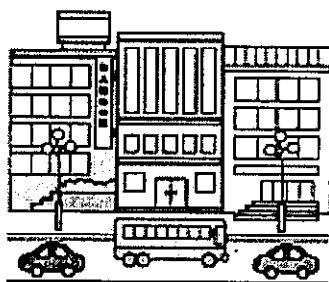
っています。他にも多摩川・野川の河川管理者である国や都との連携強化を図り、自然空間の保全、親水化を推進してきました。

緑環境に関しては、樹林地の維持、弁財天池緑地保全地区の整備を行うなど、緑の保全に努めてきました。また、市民協働の一環として、弁財天池緑地や前原公園をはじめ、公園などを市民に管理してもらう取組も実現しました。さらなる緑被率向上のために、屋上緑化に関する調査を行い、新たな緑化施策を模索しました。市民の意識啓発の場として、狛江駅北口通称三角地を利用し、屋上緑化推進に関する展示ブースを設置しました。残ったスペースには芝生を敷いて、市民に開放しています。

4節 美しい都市景観づくり

都市計画マスタープランにおいて、景観形成を自然、まち、歴史文化に分類し、それぞれの方針を打ち立てました。自然については、3節で述べたような水環境・緑環境の保全・創出に努め、まちについては、景観の阻害要因となる放置自転車の対策などを進めてきました。

また、歴史文化については、五本松や兜塚古墳など市に由来からある歴史的資源をいかすとともに、狛江駅北口通称三角地への市民団体による教育発祥の地のモニュメント設置など、新たな景観要素も取り入れてきました。



第2章 安全で快適な都市を目指した生活環境づくり

1 節 安全で便利な生活環境づくり

災害に強いまちづくりへの取組として、防災公園として前原公園を整備するとともに、消防水利を確保するため市内各所への耐震性貯水槽の整備、避難所としての小・中学校へ井戸ポンプの計画的な設置や備蓄倉庫の改修、防災行政無線のデジタル化など、防災拠点や施設等の整備・充実を図ってきました。消防団員へ緊急招集用ポケットベルを配布するほか、仮設トイレの確保など設備や物資の充実も併せて行ってきました。また、防災ハンドブックや防災マップを作成し、広く市民への防災意識の普及にも努めてきました。

平成16年10月に発生した新潟県中越地震で被災したふるさと友好都市川口町へは、昭和63年に締結した災害時における相互援助に関する協定に基づき、応急対策等に必要物資機材の供給援助など、消防団や社会福祉協議会など各種団体をはじめ多くの市民の協力を得ながら人的、物的支援を行いました。

防犯体制の充実として、市内の交番の機能強化として狛江駅北口に駅前交番を設置しました。犯罪を抑止するために市内循環警備の防犯パトロールを実施し、学校には警備員を配置し、児童生徒には防犯ブザーを配布しました。

交通安全対策では、都市計画マスタープランを策定し、車の通行体系の再構築を行いました。安全施設として点滅鉈や反射鏡等の整備を進め、自転車対策として新たな自転車駐輪場の確保に努めるとともに、放置自転車一斉一掃事業を展開し、リサイクル自転車の販売などにも取り組んできました。駐車場の問題では、まちづくり条例を制定し、集合住宅事業者に対し駐車場設置の指導を強化するとともに、狛江駅北口地下駐車場の時間延長や料金の割引制度など、使いやすい公共駐車場のあり方を追求してきました。

公共交通網の整備として、狛江駅南口～宇奈根、つつじヶ丘駅南口～狛江ハイタウン折返場、喜多見駅～狛江ハイタウン折返場の3路線について、バス事業者と協力して、新たなバス路線の開拓を行いました。

2 節 循環型社会づくり

環境基本計画や環境保全実施計画を具体的に実践するために、環境保全実施計画推進委員会を設置するとともに、市民を中心としたテーマ別ワーキンググループの活動を支援してきました。また、市役所も一事業者として率先して環境問題に取り組むた

めに、職員の環境配慮行動計画を策定し、運用と検証を行っています。

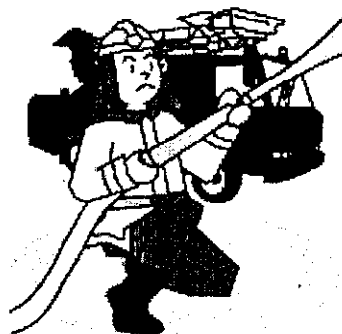
国土交通省の支援のもと、多摩川「粕江水辺の楽校」を開校し、子どもたちの自然ふれあい体験の場であると同時に学習の場として活用しています。また、市の広報誌に「環境を考える市民の声」を連載し、市民一人ひとりの環境への取組を紹介することで、環境問題への市民意識の高揚を図りました。

公害物質の監視・測定を継続的に行うとともに、ダイオキシン等の新たな有害物質への対応にも取り組みました。

ごみ問題へのハード的な対応として、古紙・古布・段ボール等資源ごみのストックヤードを小田急線高架下に建設し、リサイクルルートの円滑化を図りました。最終処分場の延命のために、エコセメント化施設の建設に広域処分組合の一員として取り組んでいます。ごみ減量への取組では、マイバッグ運動や生ごみ処理機の普及推進、ごみ半減新聞の発行、ごみカレンダーの配布など啓発活動を中心に進めてきました。また、家庭ごみの有料化に向けた検討も進めてきました。多摩川衛生組合にし尿処理施設を整備し、ごみ焼却処理などを含め、安定化を図りました。

上水道については、フレッシュ診断を市内全域で実施するとともに、耐震性の向上と良好な給水環境を確保するために、給水管のステンレス化を進め、すべての整備を完了しました。

下水道管渠の維持管理のために、管渠調査を充実し、管渠内清掃・敷設替、管内面補修等を年次計画で進めるとともに、合流改善モニタリング調査及び改善計画の策定を行いました。地下水の保全と涵養を図るため、雨水浸透ます設置の促進を継続しました。



第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり

1節 健康な生活環境の基盤づくり

健康づくりの推進として、基本健康診査をはじめ各種がん検診や、身近な場所で気軽に相談できるように各地域センターでの健康相談を実施してきました。また、あいとぴあセンターの健康増進室を利用した健康セミナーに加え、新たにプールを利用した健康増進事業に取り組みました。

2節 豊かな福祉環境づくり

平成12年4月から介護保険制度が、平成15年4月から支援費制度が導入されました。個人の自己責任に基づく自己選択と自己決定がサービス利用者に求められることになったことを受け、自分でサービスを選択したり決定したりすることが困難な人に対して、地域福祉の基盤整備として、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等を行う「多摩南部成年後見センター」を、調布、日野、多摩、稲城、狛江の5市で共同して設立しました。さらに、あいとぴあセンターに精神障害者地域生活支援センターの設置や、知的障がい者更生施設「大沢にじの里」に2床のベッドを確保しました。

介護保険に係る拠点施設としては、特別養護老人ホーム「こまえ正吉苑」が開所され、こまえ苑、あいとぴあセンターと合わせ、在宅介護支援センターが3か所になりました。また、介護保険制度への対応としては、広報やパンフレット等での情報提供や相談員を配置して、相談や苦情に応じる体制を整備しました。その他、訪問介護利用者で所得基準額以下の対象者へ利用料を助成するなど、円滑な推進に努めました。

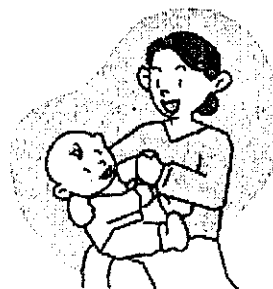
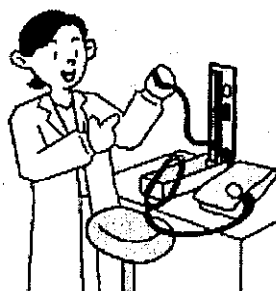
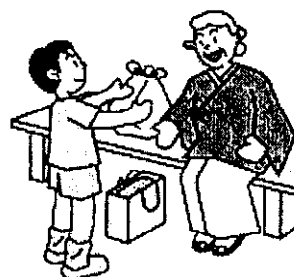
3節 誰もが安心して生き生きと暮らせる福祉の展開

高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるように、各種健康教室、健康相談、趣味活動、文化、スポーツ・レクリエーション活動、在宅福祉サービスなどの充実に努めました。また、高齢者の生活の場としては、3棟目となるシルバーピアいずみ、高齢者グループホームを開設しました。

障がい者への取組としては、支援費制度への対応をはじめ、各種検診を通じて障がいの早期発見に努めるとともに、療育相談の実施、就労機会の拡大として第三福祉作業所を設置しました。また、新たに知的障がい者生活寮が開設され、生活の場が整備

されました。

児童の健全な育成環境づくりとしては、児童館・児童センター開館時間の午後7時までの延長や学校施設を活用した子どもフリースペース事業の実施、児童館には「小学生クラブ」の開設、また、第一小学校では、学童クラブ的機能を含んだ新子どもフリースペースの試行などに取り組みました。多様な保育ニーズに対応して、延長保育、病児保育、家庭福祉員宅での一時保育、子どもショートステイ事業、ファミリーサポートセンター事業を実施し、保育サービスの充実に努めました。相談・支援体制の整備として、岩戸児童センターに「子ども家庭支援センターたんぽぽ」を設置するとともに、乳幼児医療費助成の所得制限を4歳児まで撤廃しました。



第4章 ふれあいのある都市を目指した文化の地域づくり

1節 生涯学習環境づくり

学校教育の分野では、教育内容の充実や教育環境の整備に努めました。各学校の特色、独自性をいかした総合学習の推進や国際理解教育の充実、障がい者を招くなど体験的な理解を深める福祉教育の推進、特定教科に対する少人数授業を実現するため、緊急地域雇用創出特別補助金を活用した少人数授業講師派遣事業の実施や介助員増員など心身障害教育の充実を図りました。スクールカウンセラー派遣等教育相談業務の充実や教育情報のネットワークを図るためのインターネット環境の整備、中学校におけるミルク給食と弁当あっ旋、図書館援助員配置や中央図書館との連携強化など環境整備を進めました。また、家庭・地域との連携を深めるための学校運営連絡協議会の設置や和泉小学校の開校、二小・七小の統合推進など、学校の適正規模・適正配置の具体化を図りました。

生涯教育・社会教育の分野では、社会教育団体等への補助をはじめ、社会人特別聴講生（日本大学商学部）の募集や市民大学の開校、調布市や川崎市との図書館の相互利用や図書館ホームページ開設、ブックスタート事業の実施、インターネットによる施設予約システム導入など市民の学習支援のための環境整備に努めました。

スポーツ・レクリエーション活動の分野では、生涯スポーツの推進の視点から、参加機会の拡大と奨励を図るよう努め、スポーツ振興基本計画の策定や市民スポレクフェスティバルと市民体育大会等を事業委託するなど体育協会との連携を深め、各種事業の充実を図っています。また、市民レベルの交流を深めるための働きかけとして、川口町と地域センター運営協議会による「よりあっこ」交流の実施などふるさと友好都市との交流を推進しています。

青少年健全育成では、昨今の青少年を取り巻く環境の健全化を目指し、薬物汚染防止活動を進めるため青少年薬物汚染防止対策会議や健全育成活動に意欲ある市民を公募した青少年健全育成活動実施委員会を設置し、市民主体となって取り組める体制づくりに努めてきました。また、青少年の実状をつかむため青少年意識・実態調査を実施しました。

2節 ふれあいの文化・コミュニティ環境づくり

荒井家住宅の主屋の復元工事を行い、古民家園「むいから民家園」を開園しました。その運営に関しては、市民で組織する団体に委ねています。

また、市民まつりには、新たに沖縄民舞のエイサーを取り入れ、活性化を図っています。平成 15 年度には江戸開府 400 年事業の後援を受けました。

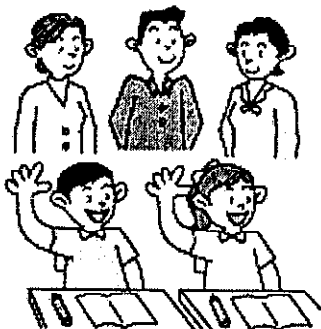
地域活動の基礎となる町会・自治会の実態を把握するため調査を実施し、町会・自治会の組織化等の支援に取り組み始めています。新たに谷戸橋地区センターを開設し、コミュニティ施設の充実を図るとともに、市民活動を支援するため NPO 情報誌「わっこ」を創刊しました。

3 節 互いに知り認めあう環境づくり

国際交流協会による市民を中心にした国際交流が進められています。市では、外国人相談の充実や国際ボランティアを立ち上げ、外国籍の方の生活支援を視野に入れた活動を始めました。

情報基盤の確立を目指し、ホームページの開設をはじめ、ICカードによる施設予約システムや統合地理情報システムの導入などを行いました。利便性向上のため、将来の電子自治体化を視野に入れ、東京都区市町村電子自治体共同運営協議会へ参加し、電子申請・電子調達システムを導入しました。また、情報化に伴い、個人情報保護等安全面の強化を図るためセキュリティポリシーを策定しました。

男女平等社会の実現を目指した男女平等推進プランを策定し、庁内推進体制を整備したほか、女性の悩みごと相談の開設や男女平等資料コーナーの設置、男女平等推進情報誌「こまえーる」の発刊など男女平等意識の啓発に努めました。また、子育てや介護の両立を支援するため、一時保育事業や子どもショートステイ事業、ファミリーサポートセンター事業の実施やドメスティックバイオレンスやストーカーに対する全庁的な取組を進めるため「DV、ストーカーに関する情報連絡会」を設置するなど性差別に対する相談体制を充実させました。母性保護の意識を向上させるため、ママパパ学級の実施だけでなく、プレパパ学級の取組を始めました。



第5章 活気あふれる都市を目指した産業の振興

1節 地域産業の振興

商業振興については、商工会と連携を深めながら取組を進めてきました。事業者に対する資金融資の充実をはじめ、日常生活に密着した利用しやすい商店街を目指すために商店宅配システム事業を実施し、そのPRに努めるとともに、魅力ある商店街づくりを推進するために商店街振興プランを策定しました。また、市内共通ポイントカード導入の検討などを現在進めています。

工業では、異業種交流などの実施や、市内製造業を中心に、その実態を総合的に調査及び分析し、業績や業種、地域といった市の産業特性を把握し、今後の基本的課題と方向を明らかにするため工業振興ビジョンを策定しました。

労働関係については、勤労者互助会の充実や、就労や労働条件に関するセミナーを実施するなどしました。

都市農業については、農地の計画的保全と維持を中心に市民農園の充実に努め、後継者育成事業の支援や野菜直販事業、農業まつり等を支援し、市民とふれあいを大切にした都市農業を推進しています。

観光・イベントでは、多摩川花火大会やほおずき夏祭りに代表される各種イベントの充実に努めました。観光協会やいかだレースなどの実施団体へ支援を行い、関係機関への情報提供や市のホームページなどを活用して、積極的に情報発信をしてきました。

2節 市民の消費生活

消費活動充実のため、消費者団体の育成や消費生活講座を開設し、市民に対して消費生活知識の普及に努めました。また、北多摩南部地区消費者行政協議会（東京都と5市）により、共同啓発事業を実施しています。

悪質商法等の被害が広がるなか、消費者相談件数の増加に伴い、消費者相談の充実を図りました。悪質商法等に関する啓発に努め、商品情報提供の強化を図ってきました。



II 基礎資料

1 狛江市の概要

狛江市は、新宿から小田急線で約 20 分の位置にあり、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市に接しています。面積 6.39 平方キロメートル。埼玉県蕨市、鳩ヶ谷市について全国で 3 番目に小さい市です。交通の便をいかした住宅都市として発展しています。

1) 狛江の地理

経緯度	東経 139 度 34 分 43 秒、北緯 35 度 38 分 06 秒（世界測地系）
面積	6.39 平方キロメートル
東西	2,940 メートル
南北	3,660 メートル
標高	20 メートル
土質	洪積層

2) 狛江の歴史

廃藩置県時（明治 4 年）、和泉、猪方、岩戸、駒井、覚東、小足立、大町の 7 か村に分かれ品川県に所属

明治 5 年、神奈川県在所管となり、7 か村組合会所を置く。

明治 6 年、区画改正により大 10 区、小 10 区となる。

明治 12 年、和泉と岩戸、猪方と駒井、小足立と覚東及び大町にそれぞれ連合し、組合戸長制度を採用

明治 13 年、多摩郡が 4 郡となり、北多摩郡に属す。

明治 22 年、町村制がひかれ組合を廃して狛江村となり、このとき大町村を分離し、神代村となる。

明治 26 年、東京府所管となる。

昭和 2 年、小田急線が開通し、狛江、和泉多摩川両駅開設

昭和 27 年 11 月 10 日、町制施行。狛江村が狛江町になる。

昭和 45 年 10 月 1 日、市制施行。狛江町が「狛江市」となり、今日に至る。

参考資料)

狛江市公式ホームページ <http://www.city.komae.tokyo.jp/>

平成 15 年度版 日本分県地図地名総覧 (株)人文社発行

2 基礎データ編

統計データによる現状と動向の把握

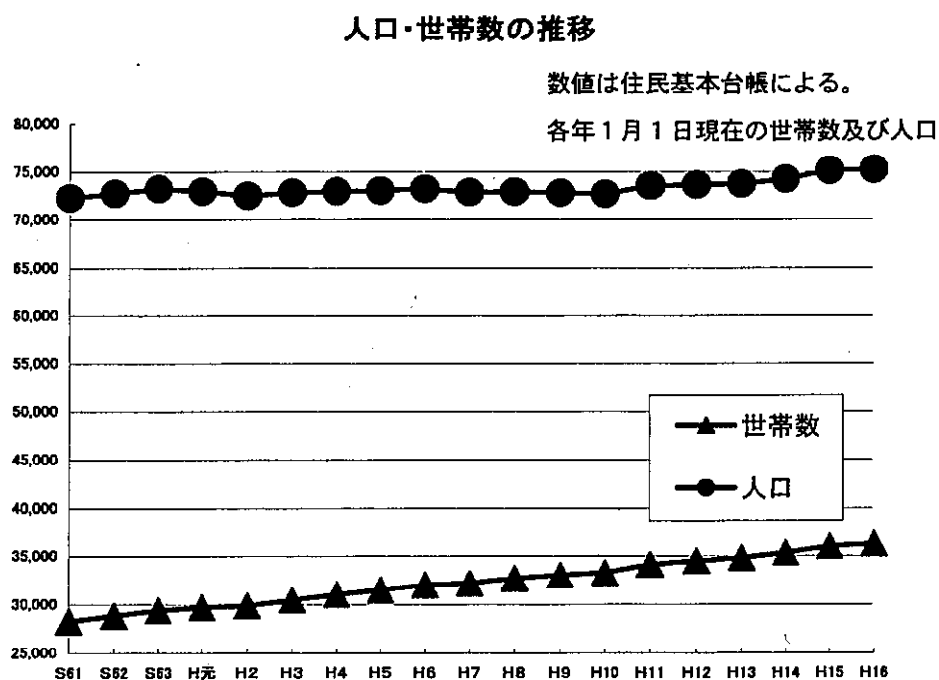
「統計こまえ」等における代表的な指標の経年変化をみることにより、現状と動向の把握を行いました。

1) 人口

① 人口及び世帯数

人口は昭和 62 年から平成 10 年の間は 73,000 人前後で推移していましたが、平成 11 年から順調に伸び始め、平成 15 年には 75,000 人を超えました。バブル崩壊後の土地価格下落などの影響により集合住宅や個人住宅が増えたことによるものと思われます。

また、人口よりも世帯数の伸び率の方が大きいことがグラフの角度からわかるように、一層の核家族化が進んでいます。



年次	世帯数	人口
S61	28,282	72,300
S62	28,846	72,760
S63	29,434	73,257
H元	29,726	72,981
H2	29,897	72,534
H3	30,475	72,838
H4	31,056	72,983
H5	31,516	73,038
H6	32,018	73,253
H7	32,229	72,868
H8	32,707	72,926
H9	33,053	72,816
H10	33,280	72,682
H11	34,141	73,543
H12	34,521	73,665
H13	34,838	73,741
H14	35,376	74,263
H15	36,054	75,158
H16	36,294	75,239

1 世帯当たり人員及び一般世帯数

各年 10 月 1 日現在

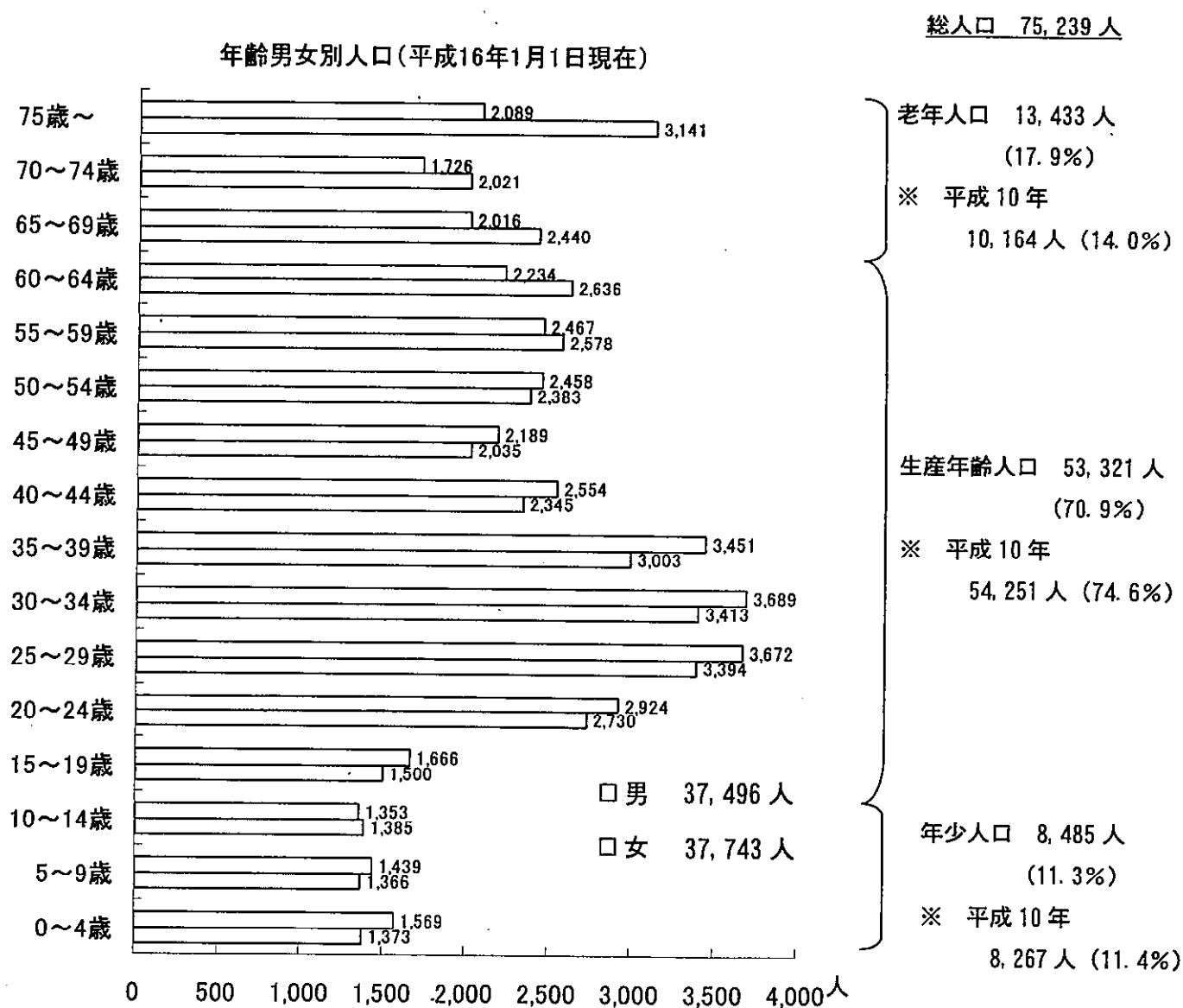
	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
1 世帯当たり人員（一般世帯）	2.59	2.47	2.27	2.13
一般世帯数	28,098	29,253	32,348	34,986

資料) 国勢調査

② 年齢男女別人口の推移

平成10年と平成16年とを比較してみると、年少人口（0～14歳）の割合はほとんど変化がみられず、大きく変わっているのは生産年齢人口（15～64歳）と老年人口（65歳以上）の割合です。各人口指数をみると、この6年間に大幅な高齢化が進んでいることがわかります。また、生産年齢人口の中心世代は25～39歳で（20,622人、全体の27.4%）で、結婚、出産、子育てなど家庭生活が充実し、また仕事でも働き盛りといわれる活発な世代です。

なお、社会的扶養負担度を示すものとして有効である従属人口指数（次ページ）の増加が著しいことは、今後の年齢別人口推移を考えるうえで、注目すべき現象です。



	平成 10 年	平成 16 年
年少人口指数	15. 2	15. 9
老年人口指数	18. 7	25. 2
従属人口指数	33. 9	41. 1
老年化指数	122. 9	158. 3

年少人口指数 = 年少人口÷生産年齢人口×100

老年人口指数 = 老年人口÷生産年齢人口×100

従属人口指数 = 年少人口指数+老年人口指数

老年化指数 = 老年人口÷年少人口×100

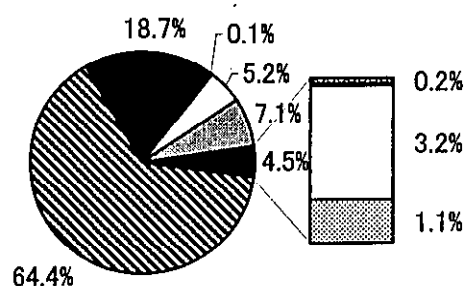
2) 都市基盤

① 用途地域別面積

第一種低層住居専用地域だけで市域の64.4%を占めています。住居専用地域をすべて合わせると83.2%にもなります。用途地域別面積をみると、住宅都市という性格が浮かび上がります。

平成 16 年 1 月 1 日現在		
	面積 h a	構成比%
市街化区域	582. 0	100. 0
第一種低層住居専用地域	374. 9	64. 4
第一種中高層住居専用地域	109. 1	18. 7
第二種中高層住居専用地域	0. 3	0. 1
第一種住居地域	30. 5	5. 2
近隣商業地域	41. 1	7. 1
商業地域	1. 2	0. 2
準工業地域	18. 5	3. 2
第二種特別工業地区	6. 4	1. 1

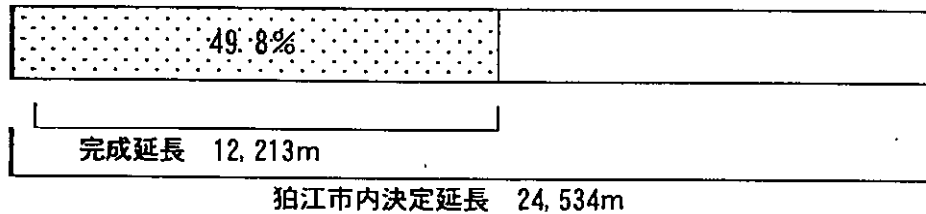
83. 2%



第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
第二種特別工業地区

② 都市計画道路整備状況

都市計画道路 12 路線と付属街路（小田急線沿い環境側道）の整備状況は、平成 16 年 3 月末現在で 49.8%（平成 10 年 3 月末現在 26.4%）となっています。



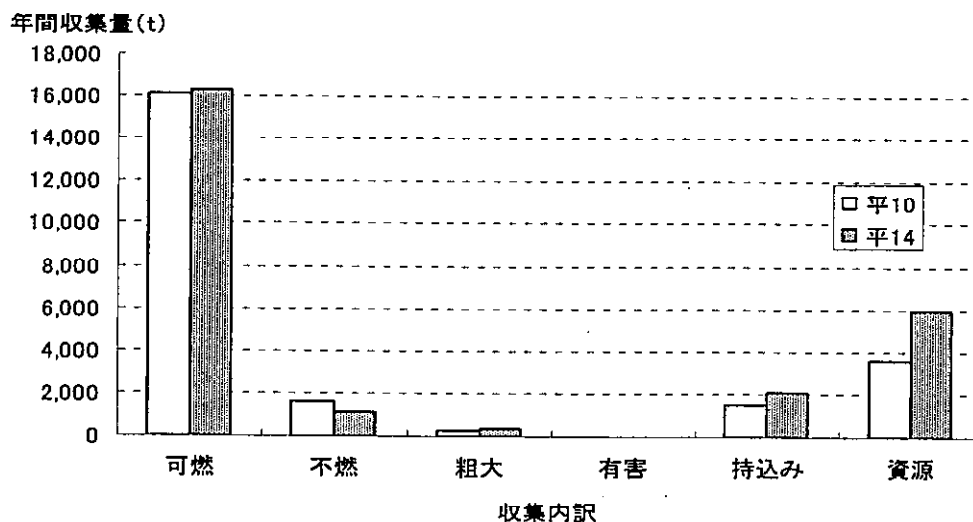
3) 生活環境

① ごみ収集処理の状況

世帯数・人口の増加もあり総収集量は増えていますが、収集内訳をみると、可燃、粗大ごみは若干増であり、不燃ごみは減っており、主に資源ごみ増加によるものであることがわかります。市民の皆さんの協力により、資源リサイクルルートの円滑化・安定化が進んでいる証です。

年度	収 集 世帯数	収集 人口	年間総 収集量 (t)	収集内訳 (t)						1日1世 帯当たり 収集量 (kg)	1日1人 当たり 収集量 (g)
				可燃	不燃	粗大	有害	持込み	資源		
平10	34,097	73,320	23,493	16,116	1,642	327	9	1,487	3,612	2	878
平14	36,492	75,853	25,919	16,267	1,183	360	11	2,086	6,012	2	936
増減	2,395	2,533	2,426	151	△ 459	33	2	599	2,400	0	58

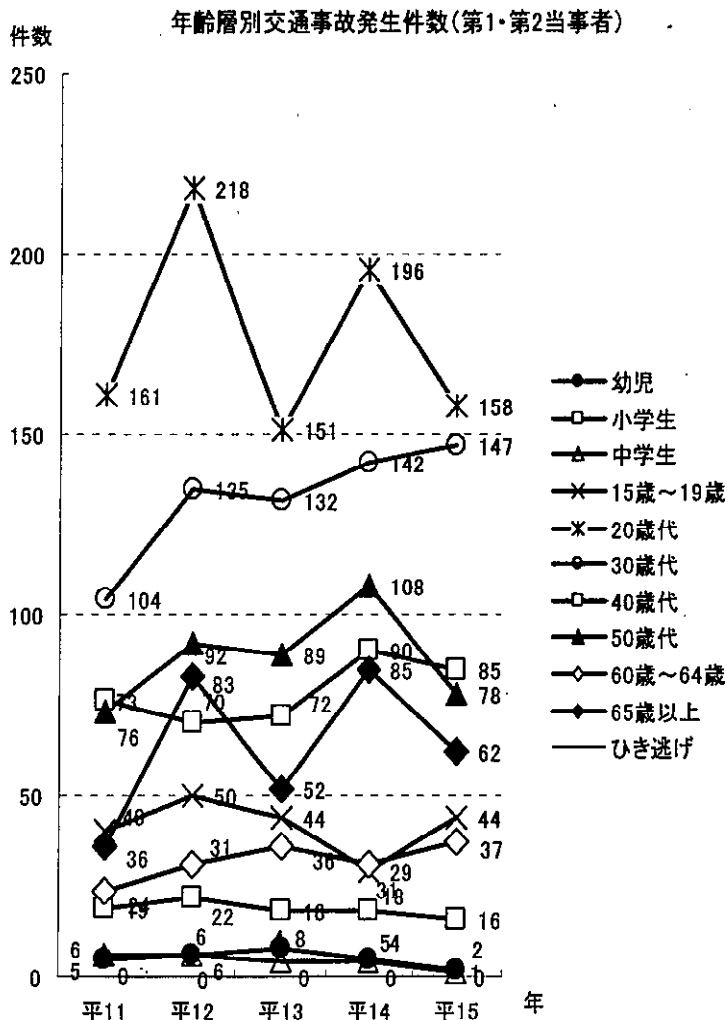
※ 持込み 許可業者が直接多摩川衛生組合に持込むごみ



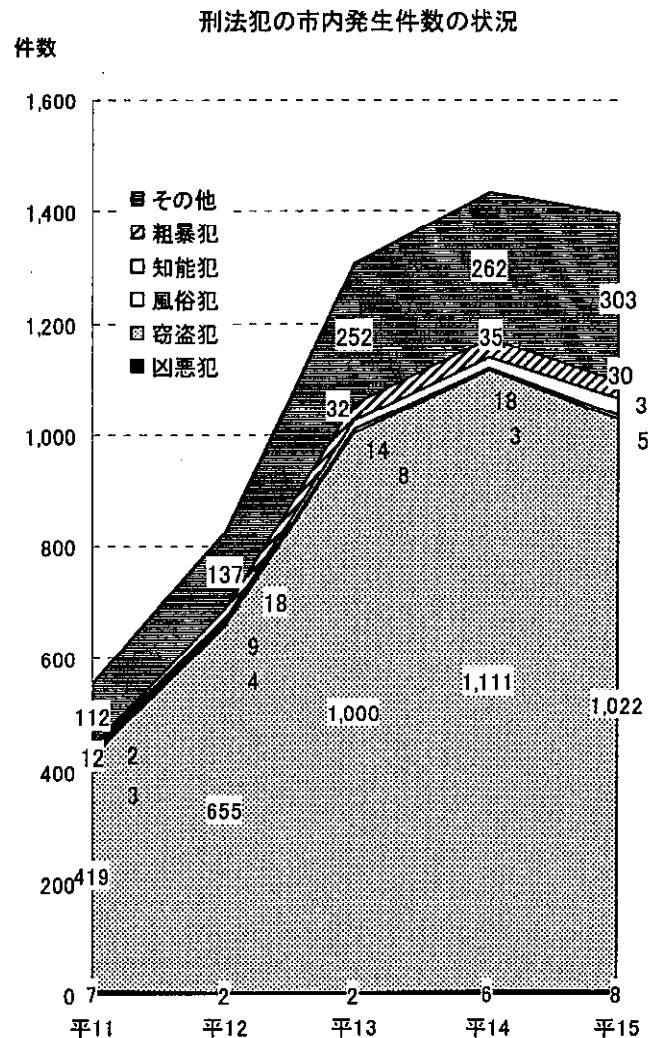
② 交通事故及び刑法犯発生件数状況

交通事故発生件数（第1・第2当事者件数）は、平成6年では488件でしたが、12年には700件を超えました。特徴としては成人の事故が多く、ばらつきはありますが20歳代、30歳代が多いことがわかります。

「刑法犯の認知件数の増加は窃盗の認知件数の増加によるもの」と増加が見られた平成13年版犯罪白書にあるように、刑法犯の市内発生件数状況を見ると、全国的な傾向と同じく窃盗犯（空き巣ねらい、事務所荒らし、自転車盗、オートバイ盗、車上ねらい、自販機荒らし、部品盗、ひったくりなど）の増加が著しいのがわかります。不景気を反映しているのでしょうか。同白書によると、最近の特徴として、職業犯として敢行されることが多いようです。



年	平 11	平 12	平 13	平 14	平 15
総件数	544	713	606	708	630



年	平 11	平 12	平 13	平 14	平 15
総件数	555	825	1,308	1,435	1,399

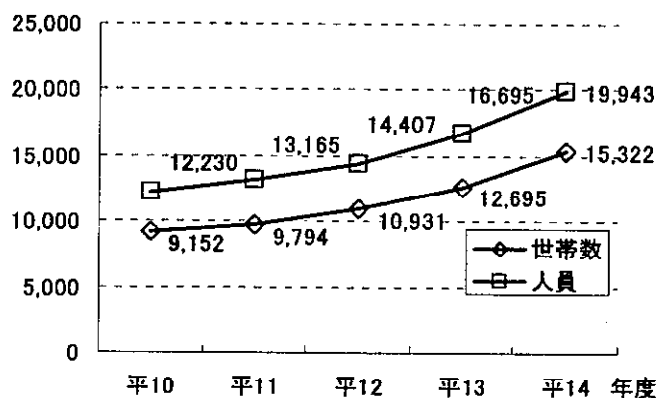
資料) 調布警察署

4) 民生

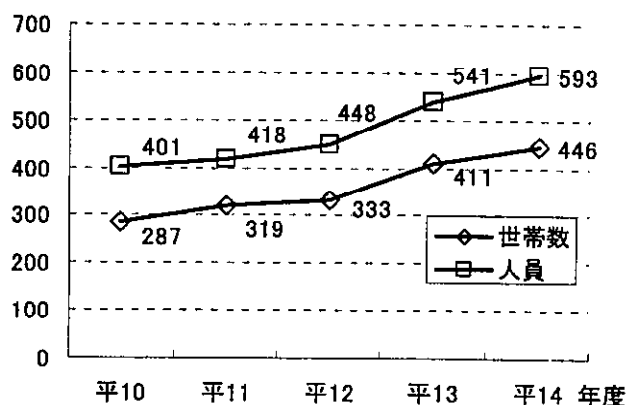
① 生活保護及び扶助

生活保護も扶助も、年々増加しています。世帯数及び人口から算出する生活保護の保護率は平成 14 年度において、世帯数で約 1.2%、人員で約 0.8%となっています。

扶助保護世帯数及び人員



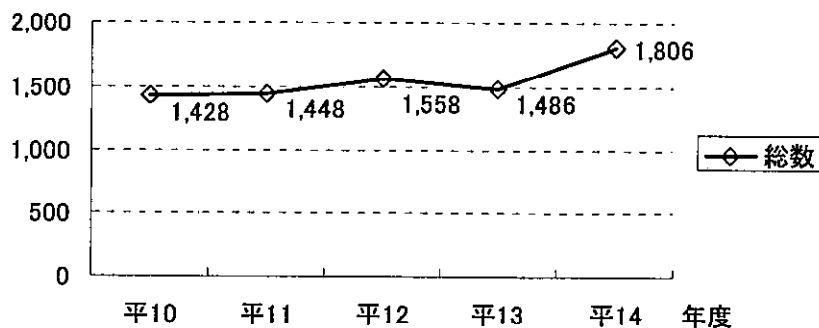
生活保護世帯数及び人員



② 身体障害者（児）手帳交付状況

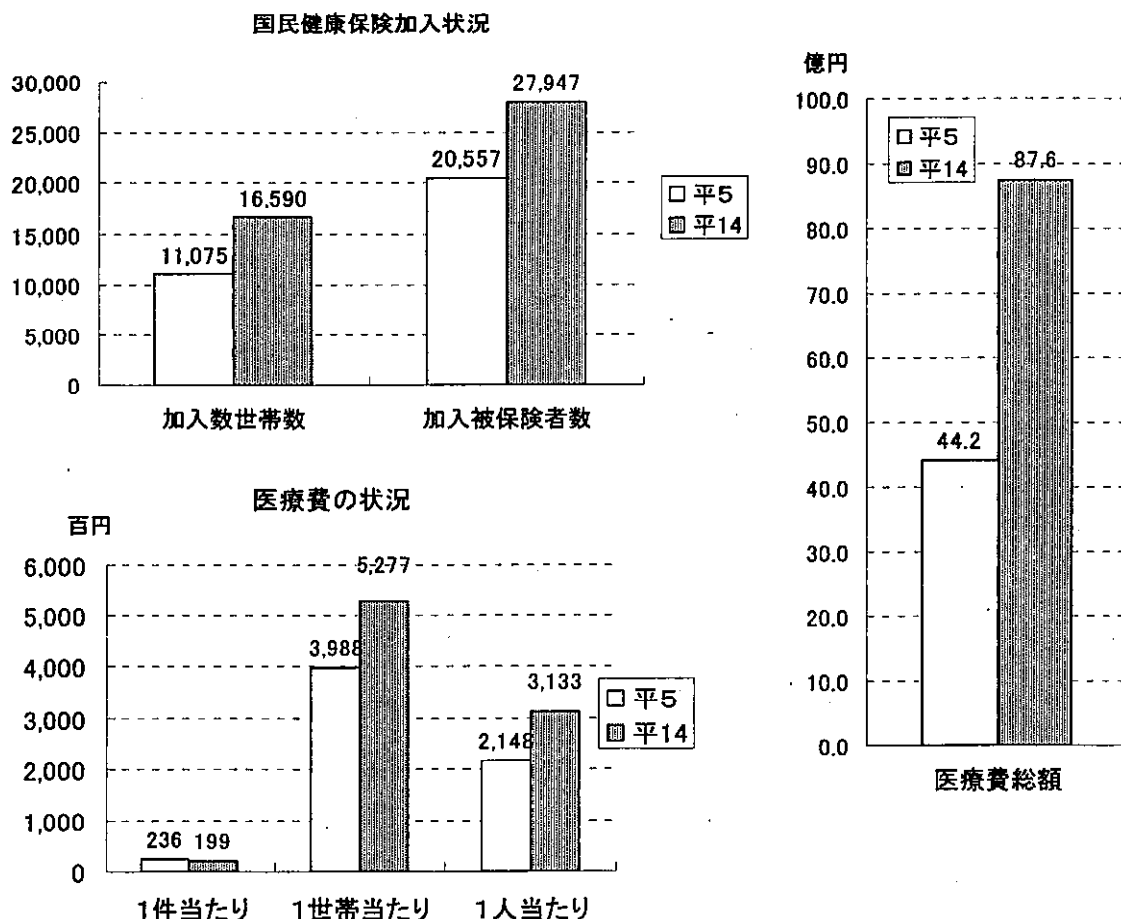
転入や返還などの異動により、身体障害者（児）手帳交付状況に増減がみられますが、平成 14 年度には約 1,800 人の身体障がい者（児）の方々が在住していることが把握できます。

身体障害者（児）手帳交付状況



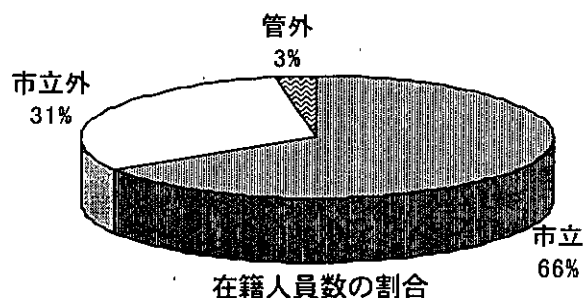
③ 国民健康保険被保険者の加入状況及び医療費の状況

平成5年度と平成14年度を比較すると、国民健康保険の加入者は約7,400人増加し、一人当たりの医療費は約10万円増加しています。このことにより、医療費総額は、この10年間で2倍弱になっています。



④ 保育園の状況

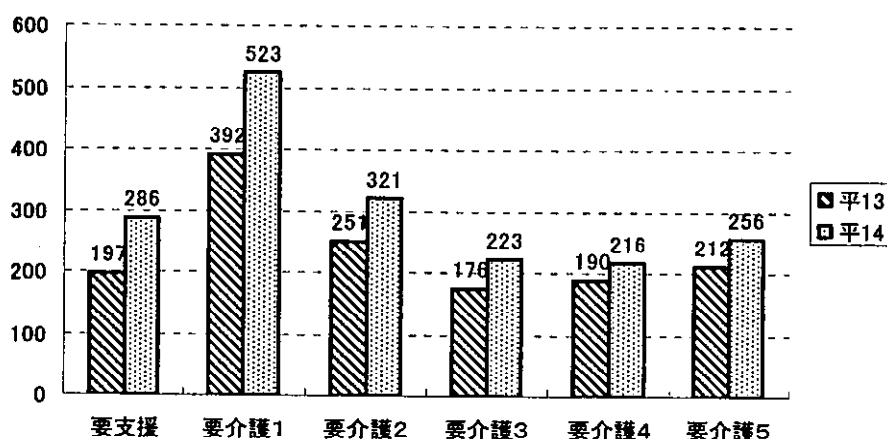
保育園の定員872人に対して在籍人員は管内890人（定員に対して約102%）となっています。統計資料上は過員ですが、充足している状態であるといえます。公立保育園への入園希望が、特に0歳児、1歳児の受入枠に対して上回っており、実際は待機児童が発生しています。



平成14年度	施設数			定員			在籍人員		
	総数	市立	私立	総数	市立	私立	総数	管内	管外
	9	6	3	872	625	247	915	890	25

⑤ 要介護（要支援）認定者数の状況

要介護（要支援）認定者数は平成13年度総数で1,418人、平成14年度で1,825人と1年間で407人約29%増加しています。区分別に見ても前年度をそれぞれ上回っており、老年人口の増加に伴い今後も増えていくことが予想されます。



5) 教育

① 児童及び生徒数の推移

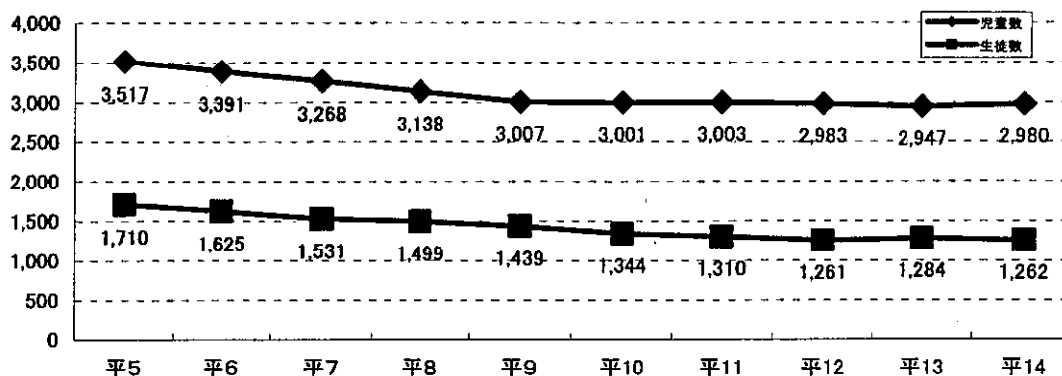
平成5年度から14年度までの9年間に児童数約540人、生徒数約450人が減少しています。このような状況に合わせて、市教育委員会において学校の適正配置・適正規模が検討され、平成13年度には小学校2校が統合されました。現在、小学校7校、中学校4校となっています。

「狛江市の将来推計人口」によると、年少人口は平成12年以降から22年まで微増し、32年にほぼ12年の水準に戻ります。推計期間でみる限りは、少子化に歯止めがかかったとみることができます。児童及び生徒数も同様に考えられます。

年齢3区分別人口の構成比

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
年少人口	10.8%	11.2%	11.7%	11.6%	10.6%
生産年齢人口	73.8%	70.5%	67.4%	64.8%	65.2%
老年人口	15.4%	18.4%	21.0%	23.6%	24.2%

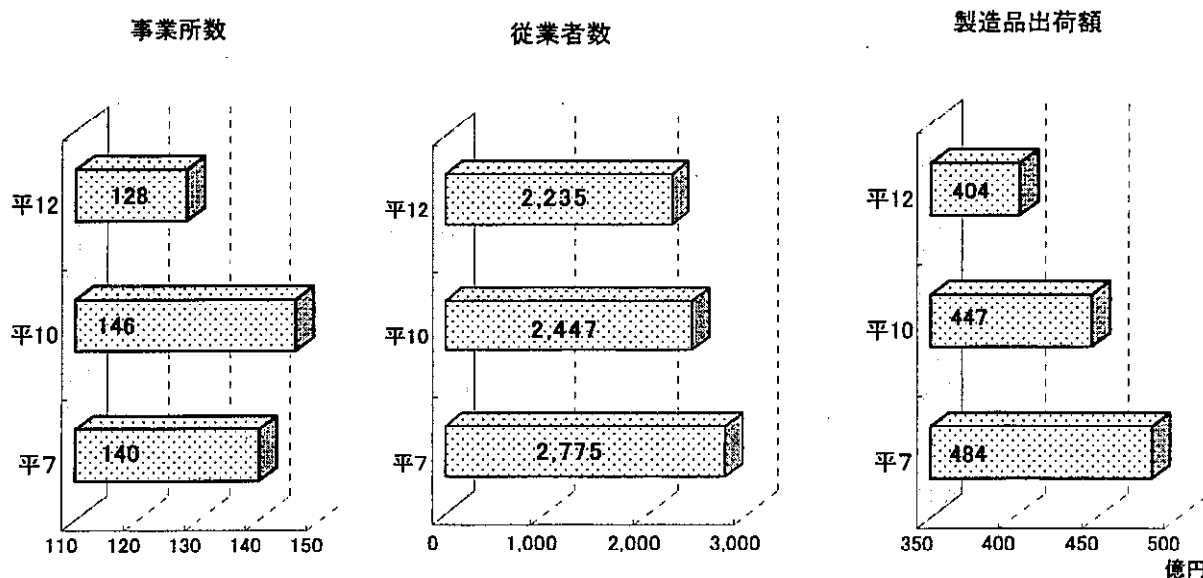
児童生徒数の推移



6) 産業

① 工業

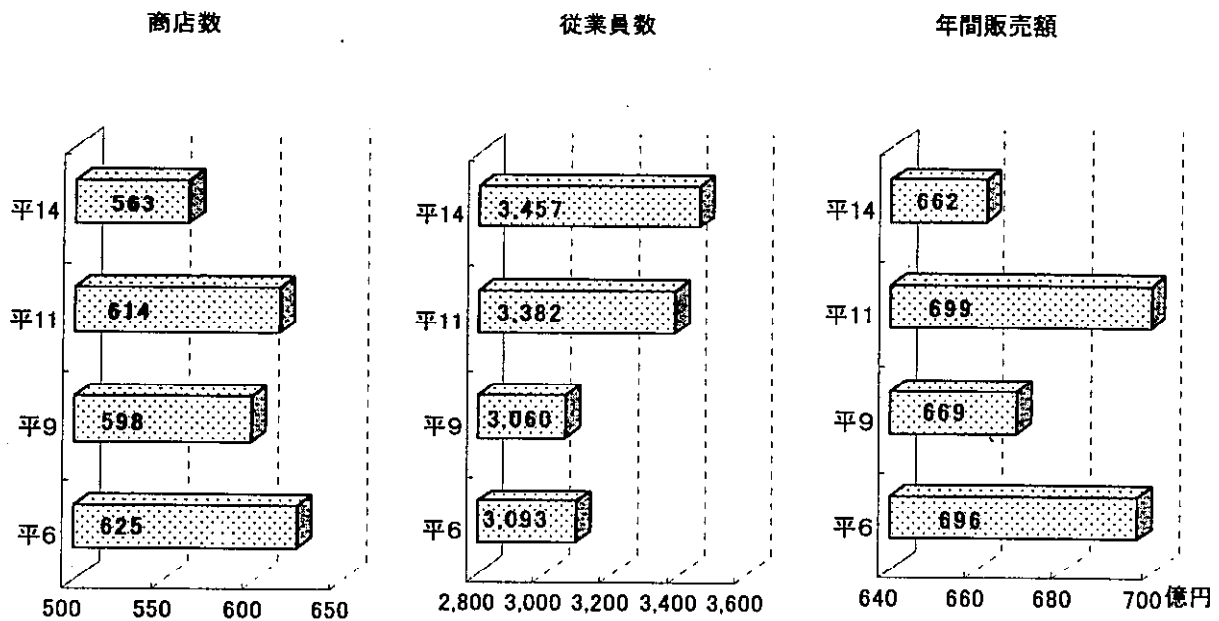
平成 10 年に事業所数が増えたものの、すべての指標において減少傾向にあることは否めません。景気の低迷や住宅都市として発展してきた経緯もあり、工業に関する基盤は脆弱であるといえます。



資料)「東京の工業」(工業統計調査報告)

② 商業

平成 14 年度に注目すると、商店数は減っているにもかかわらず、従業員数の増加がみられます。大型店舗が増え、個人商店が減っているようです。人口や経済動向などにより、年間販売額約 670~700 億円が商業規模といえますが、増減の波があり、今後の傾向ははっきりしません。

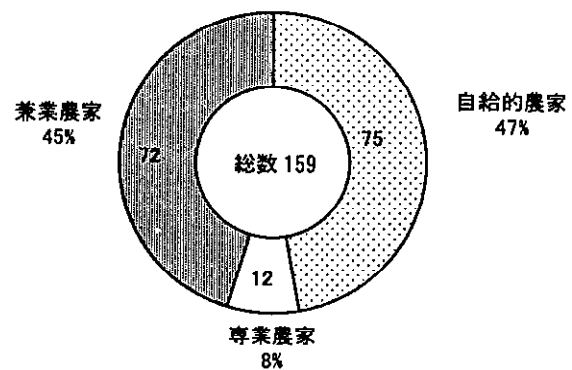


資料) 商業統計調査報告

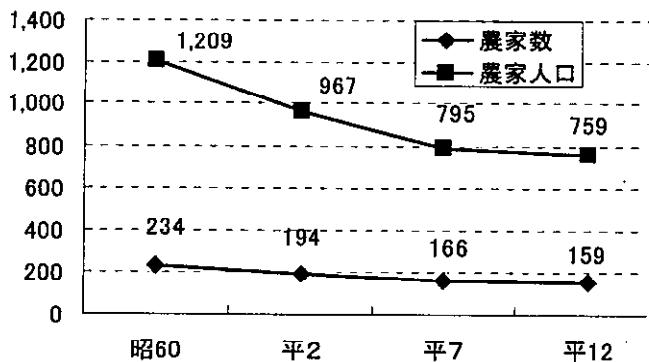
③ 農業

相続などにより農地の宅地転用等が進み、耕地面積は年々減少しています。また、後継者問題もあり農家数や農家人口の減少も進んでいます。1農家当たりの耕地面積は、平成12年で約33㌥(1,000坪)と小規模です。

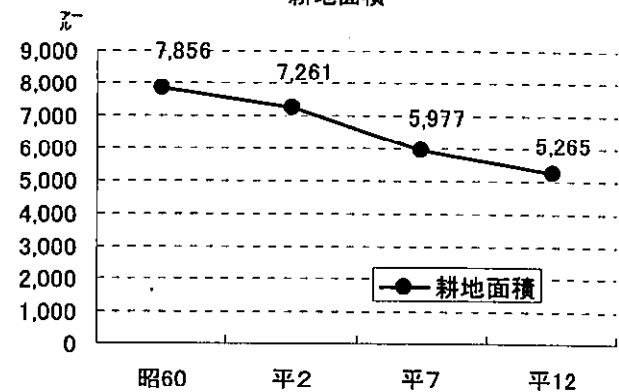
従事形態別(平12)



農家数及び農家人口



耕地面積



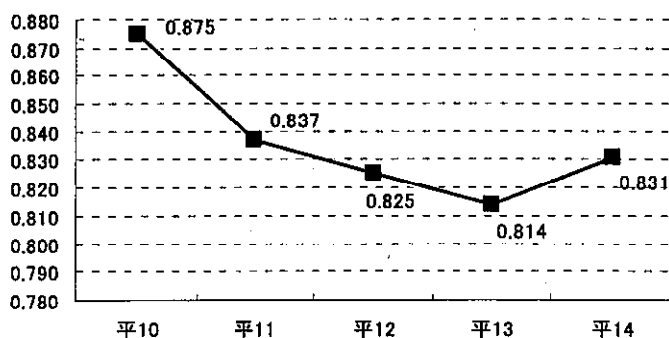
資料) 農業センサス東京都結果報告 東京都統計年鑑

7) 財政状況

① 財政力指数

財政力指数は、普通交付税など国が各種財政援助措置を行う場合の判断指数とされます。1を超えていると財源に余裕があるということで普通交付税の不交付団体となります。市の財政力指数は残念ながら年々下がっていますが（平成14年度は多少改善がみられます。）、理論上は自主財源のみでは標準的な水準の行政は行えない団体であるということになります。

財政力指数

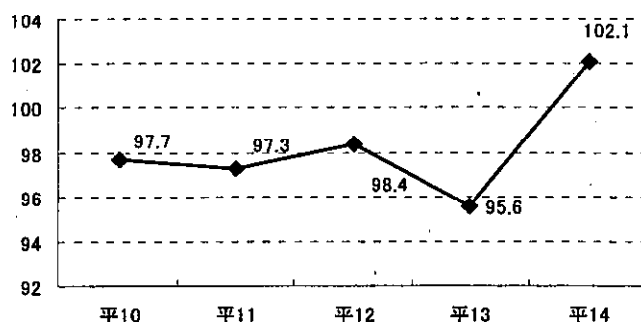


② 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標が経常収支比率です。経常収支比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることになります。一般的に都市部にあっては75%程度が妥当といわれ、80%を超えると弾力性を失いつつある状態であると考えられています。

この数値をみれば、常態として経常経費のみで臨時の財政需要に余裕がない状況にあることがわかります。

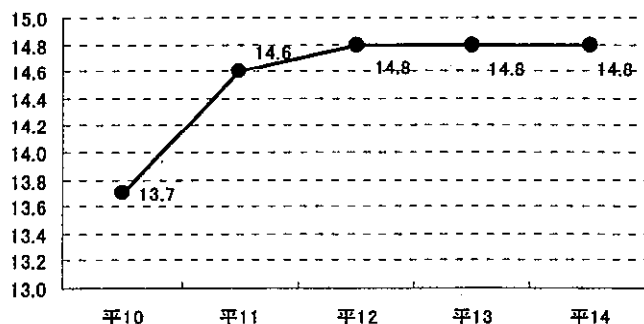
経常収支比率



③ 公債費比率及び地方債残高

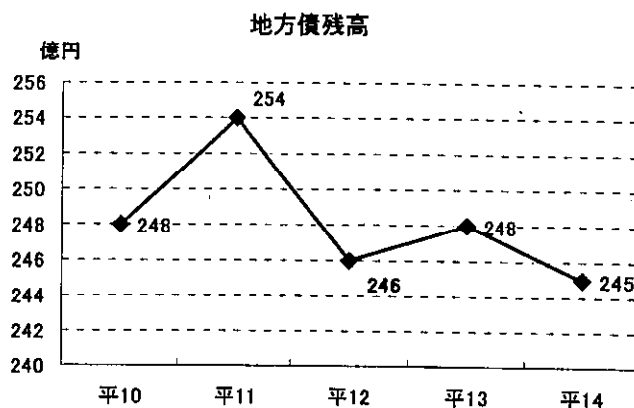
自治体が地方債を借り入れた時に、毎年度支払う元金の償還と利子の支払にかかった経費が公債費です。家計で言えばローン返済額にあたります。この公債費が一般財源に占める割合が公債費比率と呼ばれ

公債費比率



ています。

公債費の増加は財政構造の弾力性を圧迫します。また、公債費は、多い少ないに関わらず将来へ財政負担を先送りしているものです。市の地方債残高は約 245 億円（平成 14 年度）あり、市民 1 人当たりになると約 33 万円（「こまの家計簿」より）の将来負担があることになります。

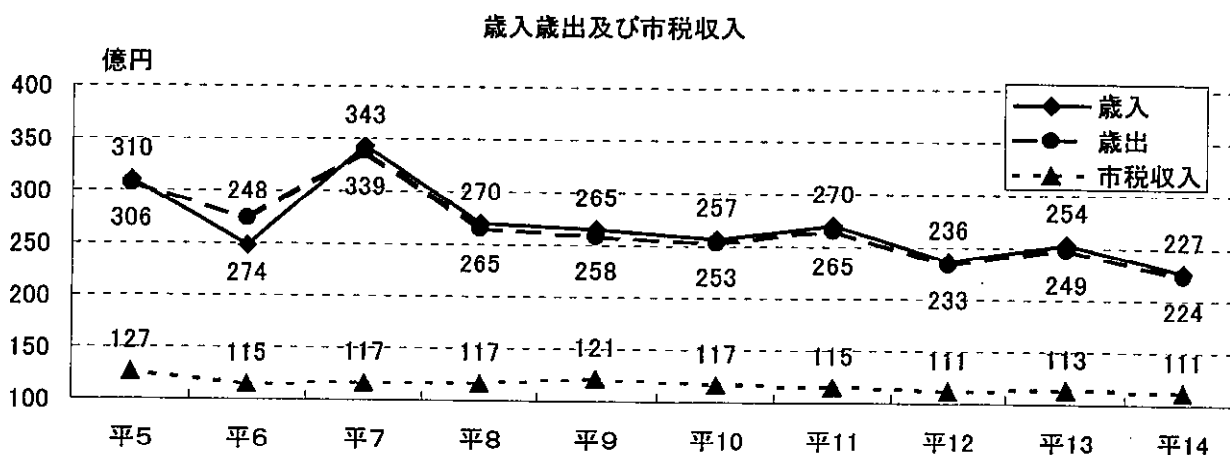


④ 歳入歳出（一般会計）と市税収入

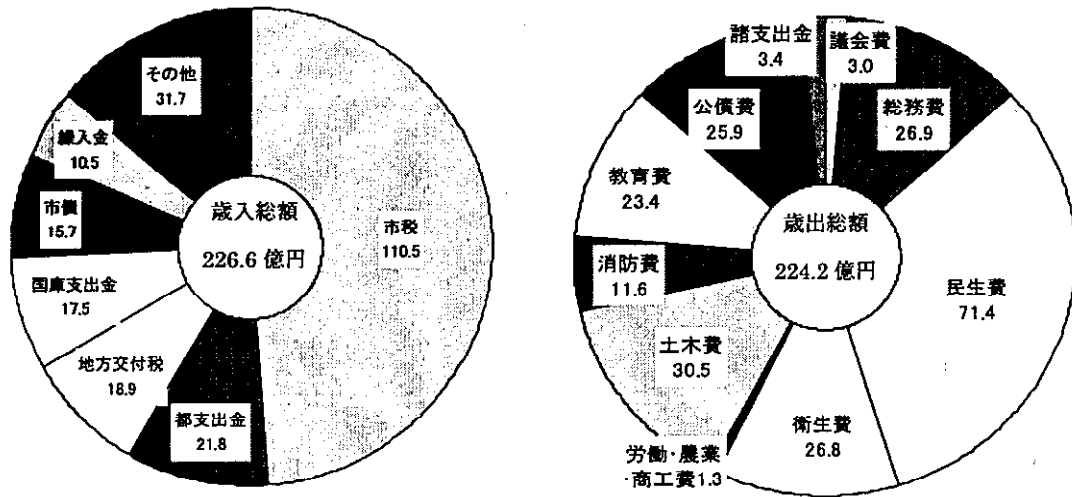
歳入歳出は市の 1 年間の収支です。平成 7 年度をピークに大体 250 億円前後で若干下降傾向ながら推移していましたが、14 年度は約 230 億円弱に大幅に減少しています。

また、歳入の約 50%（約 111 億円）を占める自主財源である市税収入は、景気の変動や定率減税の影響もあり、やはり減少傾向がみられます。平成 5 年度と 14 年度を単純に比較すると約 16 億円の減収が見られます。平成 13 年度は前年度比約 2 億円の増収がありましたが、再び 14 年度は 111 億円に減収しています。これらの推移や今後の経済状況などを考えるとこれから右肩上がりになることは、あまり期待できません。

なお、平成 14 年度の歳入歳出内訳をみると福祉に関する経費である民生費が最大で約 32%（約 71 億円）を占め、次が土木費で約 14%（約 31 億円）を占めています。合わせて歳出の半分弱を占めていることになります。



平成 14 年度歳入歳出内訳（単位：億円）



参考資料)

統計こまえ 平成 15 年度版
 都市計画道路整備状況
 狛江市第 3 次基本計画 資料編
 こまえの家計簿 平成 15 年版
 狛江市の将来推計人口

総務部総務防災課
 都市建設部計画課
 企画財政部企画調整課
 企画財政部財政課
 企画財政部企画調整課

3 都市間比較

1) 比較対象都市

以下のとおり対象都市を選びました。

ア 隣接都市

狛江市は世田谷区、調布市、川崎市に隣接していますが、この中で都市環境などが一番共通していると思われる**調布市**を選びました。

イ 東京都市町村のうち類似団体

地方財務協会「類似団体別市町村財政指標」における人口規模と産業構造による分類では、狛江市は人口規模で類型Ⅱ（55,000人以上80,000人未満）、産業構造で類型5（2次、3次95%以上、3次65%以上）となっています。同じⅡ-5型に分類される東京都市町村のうち、狛江市に近い位置にある**国立市**と**稲城市**を選びました。

ウ 首都圏内（15～30km）の類似団体

同じくⅡ-5型に分類される東京以外の首都圏内の類似団体は、神奈川県に1市、埼玉県に4市、千葉県に1市あります。このうち、東京近郊で住宅都市として発展してきた**蕨市（埼玉県）**と**志木市（埼玉県）**を選びました。

エ 比較資料及び内容

地域経済総覧 2003年版（東洋経済新聞社編集・発行）を基に、人口、居住、環境、商工業、農業、都市基盤、その他、行財政の8項目について比較しています。

都市間比較データ表

項目	単位	狛江市	調布市	国立市	稲城市	藤市	志木市	資料	
								調査時点	名称
人口	面積								集行官公庁等
	人口	km ²	6.39	21.53	8.15	17.97	5.1	9.06	国土地理院
	世帯数	人	75,711	204,759	72,187	69,235	71,063	65,076	国勢調査報告
	世帯人員	世帯	35,496	95,002	32,136	28,387	30,893	25,755	総務省
	人口増加率(02/97)	人/世帯	2.10	2.11	2.22	2.49	2.23	2.55	住民基本台帳人口要覧
居住	合計特殊出生率(93~97年) ※1	%	2.7	4	7.2	11.8	-1.2	2.8	
	可住地人口密度	人/km ²	1.02	1.16	1.19	1.41	1.27	1.33	厚生労働省統計情報部
	1世帯当たりの延べ床面積	m ²	59.5	60.3	63.3	69.6	64.6	72.9	東洋経済算出
	新設住宅着工戸数	戸	975	2,822	805	1,131	537	535	総務省
	ごみ排出量(1日1人当たり)	g	902	939	935	958	1068	963	国土交通省
環境	乗用車保有台数(軽含む、世帯当たり)	台	0.55	0.58	0.63	0.79	0.62	0.84	環境省
	製造品出荷額等(従業者1人当たり)	千円	18,729	29,274	24,038	17,159	39,895	32,235	東洋経済算出
	販売額(売場面積1m ² 当たり)	千円	1,412	1,550	1,466	995	1,128	1,127	経済産業省
	小売年間販売額(人口1人当たり)	千円	562.1	979.8	948.0	541.4	917.6	1,119.0	
	農業粗生産額	千万円	24	68	26	85	2	44	農水省
基盤都市	公共下水道普及率	%	100.0	100.0	100.0	76.1	93.9	98.9	日本下水道協会
	都市公園面積(1人当たり)	m ²	1.25	4.89	2	7.53	1.86	1.67	国土交通省公園緑地課
	病院数		2	9	0	2	3	2	厚生労働省
	一般診療所数		56	162	78	32	48	32	
	昼間人口	人	53,540	178,626	71,484	55,521	56,789	51,518	総務省
その他	昼夜間人口比	%	70.7	87.2	99.0	80.2	79.9	79.2	狛江市企画調整課算出
	課税対象所得額(納税義務者1人当たり)	千円	4,235.8	4,437.7	4,577.7	4,081.2	3,756.5	4,201.7	日本マーケティング教育センター
	銀行預金残高(1世帯当たり)	千円	3,702	8,347	9,603	2,860	10,363	7,327	金融
	財政力指数		0.82	1.14	0.88	0.81	0.76	0.77	全国銀行協会
	経常収支比率	%	99.7	87.9	93.5	84.6	89.7	78.8	
行財政	地方債現在高(1人当たり)	円	334,200	223,160	191,302	205,679	189,677	206,295	市町村別決算状況調
	公債費負担比率	%	14.9	11.1	10.7	7.7	11.1	10.3	00年度
	職員数	人	509	1,399	497	864	726	627	地方公務員給与の実態
									01年4月

※1 女子の年齢別出生率の合計で、1人の女子がその年次で一生の間に生む平均子ども数を表す。

「地域経済総覧2003 東洋経済」

2) 比較

① 人口と居住

稲城市のように可住地人口密度が低いほど人口増加率は高くなっていますが、国立市は可住地人口密度が高いにもかかわらず、人口増加率は狛江市の約 2.7 倍です。また、可住地人口密度が最も高い蕨市は、人口が減少しています。狛江市も比較的可住地人口密度が高く、流入人口が抑制され減少に転ずる可能性があります。

狛江市の合計特殊出生率 1.02 は、国全体の 1.32（平成 14 年、なお平成 16 年は 1.29 とさらに低くなっています。）を大きく下回っています。比較した都市間でも最も低い数値です。特殊出生率は女性 1 人が生涯に出産する子どもの数を表したものです。男性と女性の人口数が同じと仮定すれば、狛江市では次世代の人口がほぼ半減してしまうことになります。

世帯人員と 1 世帯当たりの延べ床面積は比例しています。狛江市の世帯人員と 1 世帯当たりの延べ床面積は最も低い数値になっていますが、1 人当たりの延べ床面積に直すと、各市横並びでほぼ約 28 m²になります。住居面積の広さについてあまり極端な差はないといってよいでしょう。

新設住宅着工戸数は、市の面積が小さいにもかかわらず比較的高い数値を示しています。もともと住環境や交通の便が比較的良好な狛江市に対して潜在的な住宅ニーズがあることと、土地価格の下落などが重なり高い数値を示していると思われます。

② 環境

1 日 1 人当たりのごみ排出量は、比較都市間で最も低い数値を示しています。市民の皆さんと行政のお互いの協力と努力が結実した成果だといえます。

狛江市では乗用車保有台数が 1 世帯当たり 0.55 台ですから、目安として 2 世帯に 1 台乗用車を保有していることになります。また、各市とも全国平均 1.09 台を大幅に下回っています。都市部は社会資本が身近に整備されていることや公共交通網が充実しており、乗用車による日常的な移動の必要性が低いことが要因と考えられます。

③ 商工業と農業

従業者 1 人当たりの製造品出荷額等は、約 1,870 万円と稲城市について低い数値を示しています。

人口 1 人当たりの小売年間販売額も、稲城市とともに 50 万円台であり、他の都市の 100 万円前後に比べかなり低い数値だといえます。しかしながら、売り場

面積1㎡当たりの販売額は、約140万円と調布市や国立市に遜色ない数値を示しています。

農業粗生産額は、商店街と住宅地がほぼ全域を占める蕨市が最も低い数値です。国立市と狛江市は大体同じ2.5億円前後です。

よく言われることですが狛江市における商工業や農業の基盤は、データから比較的脆弱であることがわかります。ただし、大型商業施設が少ない割に売場面積単価が高いことは特筆すべきことです。

④ 都市基盤

公共下水道普及率は100%です。同じ統計資料でみると東京都26市中14市が100%を達成しています。

1人当たりの都市公園面積は、1.25㎡と比較都市間で最も低い数値です。また東京都26市においても、清瀬市(0.66㎡)、西東京市(0.77㎡)、国分寺市(0.85㎡)について4番目に低い数値です。

⑤ その他

病院数や一般診療所数をみると、狛江市は人口規模からも比較的恵まれているといえます。

昼夜間人口比を算出すると70.7%と著しく低い数値を示しています。住宅都市としての性格が色濃く反映された数値といえるでしょう。

納税義務者1人当たり課税対象所得額、1世帯当たり銀行預金残高の全国平均はそれぞれ約364万円、約1,000万円となっています。所得に関しては各市とも全国平均を十分上回っていますが、狛江市と稲城市の銀行預金残高は、かなり下回っています。

⑥ 行財政

財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率の全国平均は、それぞれ0.40、81.6%、17.0%です。また、1人当たりの地方債現在高は443,171円です。

財政力指数は各市とも平均値より上回っています。都市部ほど普通交付税など国の財政支援措置に依存する割合が低いことがわかります。しかし、1を上回っている調布市以外は国の財政支援措置がなければ、標準的な行政運営が行えない状態にあるということになります。

経常収支比率は、志木市を除き弾力性を失うといわれている80%を超えています。特に狛江市は最も高く99.7%です。財政構造の硬直化が進んでおり、大変厳しい状況にあるといえます。

公債費負担比率と地方債現在高に関しては、各市とも平均値を下回っています

が、狛江市はの中で最も高い数値を示しています。地方債は言い方を換えれば、市の借入金です。平均値を下回っていれば安心できるとはいえないでしょう。

職員数の比較は、市の規模の問題、病院や消防の有無などがあり一概に比較することは難しいですが、行政運営の見直しや他市との比較などを積極的に行い、適正な規模に保つことが大切です。

4 時代の潮流

21 世紀を迎え、我が国は大きな転換期を迎えています。成長社会から成熟社会へ。その過渡期において、人口増加と経済成長が前提であった今までの社会システムは大幅な見直しを求められ、継続して社会を発展させ維持させていくための新たな制度や枠組みが模索されています。

以下、7つのテーマに整理して、時代の潮流を展望してみます。

1 人口減少と少子高齢社会

家族のあり方の変化、子どもを産み育てるための社会環境の問題、結婚観の変化による晩婚化や非婚化、キャリアを求め働く女性の増加、教育問題、住環境問題など、さまざまな要因が絡みあって、年々少子化が進んでいます。

また、医療技術のめざましい進歩や食生活の変化などにより、65 歳以上の老年人口は大幅に増加しており、「日本の将来推計人口」によると約 15 年後には約 3,400 万人を超え、世界にも例を見ない少子高齢社会が訪れようとしています。

そして、前述の人口推計によれば、間もなく人口減少時代に突入し、右肩上がりの人口増加の勢いは終わるとされています。

2 国際化と地域社会

交通網や情報網の進展により、世界はますます身近な存在になっています。NGO（非政府組織）やNPO（非営利組織）をはじめ、団体から個人まで多様な主体により、国家の垣根を越えた交流が進んでいます。

また、地域社会においても、世界と直接的な関わり合いを持ち、積極的に貢献しようと、姉妹都市提携など友好親善的な国際交流から一步進めて、外国人漁業研修生受入事業（海山町）、日本語教師派遣事業（新潟市）、緑化協力事業（柏市）、再生自転車海外贈与（多摩市）など開発途上国への技術協力や物資・資金援助活動に積極的に取り組んでいる自治体も増えています。

3 循環型社会の実現と環境保全

大量生産、大量消費、大量廃棄の時代は既に終わりを告げ、経済システムやライフスタイルそのものが見直され、環境負荷低減を目指した循環型社会の実現が積極的に進められています。

また、より充実した生活を求めるなかで、自然への関心やふれあい、ゆとりとうる

おいのある生活環境が求められ、心のふれあいを中心とした都市と農山漁村の交流なども頻繁に行われています。貴重な自然と充実した生活環境を守るため、官民間わず、環境保全活動も活発に行われています。

4 高度情報化と情報リテラシー

パソコンだけでなく携帯電話などの高度情報端末が小型化・高性能化し、急激に普及しています。デジタル通信網の整備によりブロードバンド（高速大容量）化が進み、文字情報に限らず音声、画像など必要なあらゆる情報を誰もが気軽に瞬時に利用できるようになりました。高度情報化の進展は、産業構造の著しい変革をもたらし、生産、流通、販売だけでなく、教育、医療、福祉、防災などあらゆる分野において応用されています。

しかし、その一方で、個人情報の漏洩や情報リテラシー（高度情報化の恩恵格差）といった新たな課題ももたらしています。

5 個性・創造力への期待、スローライフの時代

時代の変化にあわせ、社会が求める理想の人物像も変化しています。ノーベル科学賞を受賞された田中氏のような、閉そく感を打ち破る力強い個性や創造力が期待されています。

また、効率性や即応性が重要視される反面、人々の価値観は、経済的余裕よりも時間的ゆとり、自由な選択や自己実現、都会の利便性よりも自然とのふれあいという心の豊かさを重視する方向へと徐々に変化しています。人生をゆったりと楽しみ、生活の質を高めようといったスローライフも注目されています。

6 安全で安心できる社会

かつて日本は世界で最も安全な国といわれていましたが、犯罪白書によれば、刑法犯の認知件数は年々増加しており、平成13年における交通関係業務上過失を除く刑法犯の検挙率も、19.8%と戦後初めて20%を割り込んでいます。

また、社会情勢の変化により、年金制度や医療保障制度など社会保障制度の財政基盤が揺らぎ始めています。制度改革など対策を講じていますが、報道などをみるとなかなか国民の不安感は拭えていないようです。さらに国際テロやSARS（重症急性呼吸器症候群）のように予期せぬ出来事も次々と起こっています。

こうしたなか、災害や犯罪、病気や将来の不安などに対する対策や危機管理の充実など、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現が求められています。

7 参加と協働の時代

地方自治の原点として、市民と自治体がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の理解と連携協力によるまちづくりを推進することを理念とした市民参加条例の制定が相次いでいます。重要な政策策定への市民参加はもちろんですが、NPOを核とした自主的・自発的市民による奉仕的活動など行政運営自体への市民参加も着々と進んでいます。

また、公設民営や民間資金とノウハウを取り込んだPFIなど行政サービス提供の主体が多種多様化しています。

市民や民間と行政が権限と責任を分かち合いながら、限られた社会資源を有効に活用して持続可能な社会を築いていく、参加と協働の時代が到来しつつあります。

III 各論

第1章 美しい都市景観を目指した基盤づくり

第1節 住宅都市にふさわしい快適な道路・交通環境づくり

第1項 市街地の道路基盤づくり

【現況と課題】

狛江市は、大小さまざまな道路が隔々にまで張り巡らされています。道路は、各地域へのスムーズなアクセスを促す交通機能をはじめ、市民と市民をつなぐコミュニティ機能として、災害時の避難経路や消防経路などの防災機能として、さらには、まちのイメージを形づくる都市景観機能として、多様な役割を果たしています。

市では、都市計画の基本的な方針として狛江市都市計画マスタープラン（平成13年2月）を策定しました。その中で、道路をその役割や機能に応じて都市計画道路、生活幹線道路、生活道路に区分し、それぞれについて整備の促進や整備計画の策定を進めています。

都市計画道路とは、都市間の連絡や市内の円滑な交通を目的とする道路です。その中でも特に重要な役割をもつ3路線（調布都市計画道路3・4・3号線、同3・4・17号線、同3・4・18号線）を骨格道路、それ以外を市内幹線道路として位置付けています。

生活幹線道路とは、都市計画道路を補完するものであり、自動車交通に対応しながら自転車や歩行者をより重視した道路をいいます。

現在、骨格道路である3・4・3号線の整備は既に完成し、3・4・17号線、3・4・18号線も既に着工されています。しかし、道路の整備は財政的負担が大きいため、都が施工するものや国の補助金が導入できるもの以外は、なかなか計画どおりに進んでいないのが現状です。

こうした現状をふまえて、都市計画道路については都へ整備の要請や他の整備路線の検討などをさらに推し進め、生活幹線道路については必要性、重要性など総体的な見地から優先順位を決めて、整備の位置付けを明確に打ち出す必要があります。

1 骨格道路の整備促進

【包括的事業】

調布都市計画道路3・4・17号線整備の要請
調布都市計画道路3・4・18号線整備の要請

【施策の方向】

骨格道路で都市計画決定された部分のうち、調布都市計画道路3・4・3号線は既に完成しています。また、都は平成17年度までに、同3・4・17号線の田中橋交差点から世田谷通りまで、同3・4・18号線の小田急線高架下から狛江三叉路交差点までを整備する予定です。さらに3・4・18号線の調布市境から狛江第二小前交差点までの拡幅事業に着手します。これにより、骨格道路3路線の整備はすべて着手又は完成する予定です。

【市民会議の声】

・ 狛江三叉路から水道道路までを優先して整備すること。

2 市内幹線道路の整備促進

【包括的事業】

調布都市計画道路3・4・23号線整備の促進
調布都市計画道路3・4・16号線整備の促進
調布都市計画道路3・4・4号線整備の促進
調布都市計画道路3・4・7号線整備の促進の要請
調布都市計画道路3・4・2号線整備の促進の要請
電柱の地中化の検討

【施策の方向】

市内幹線道路のうち、都市計画マスタープランの中で早期整備路線とされている部分について、次のとおり整備を進めていきます。

- ・ 調布都市計画道路3・4・23号線の狛江通りから調布市境まで
- ・ 同3・4・16号線の本町通りから小田急線高架下まで（本町通りから電力研究所西交差点までは既に完成）
- ・ 同3・4・4号線の泉龍寺北から狛江通りまで

また、早期整備路線以外の路線やその他の市内幹線道路については必要性、重要性、

緊急性などを考慮しながら整備の進め方の検討、計画の具体化を図り、都へ整備の要請をしていきます。

また、電柱の地中化を行うためには、道路（歩道など）に一定の幅員が必要なことから市内幹線道路の整備にあわせて検討し、歩行空間の確保や都市景観の向上など地中化の目的と財政面や歩行者の安全などの課題とのバランスに配慮しつつ、地中化できる箇所を選別していきます。

【市民会議の声】

- ・調布都市計画道路3・4・16号線について、電力研究所西交差点から小田急線高架下までを優先して整備すること。
- ・電柱の地中化や宅地内への移設を促進すること。
- ・電柱の地中化推進計画を策定すること。

3 生活幹線道路の整備

【包括的事業】

市道32号線の整備

主要な生活幹線道路の整備計画の策定・整備

緑道など歩行者道の整備

【施策の方向】

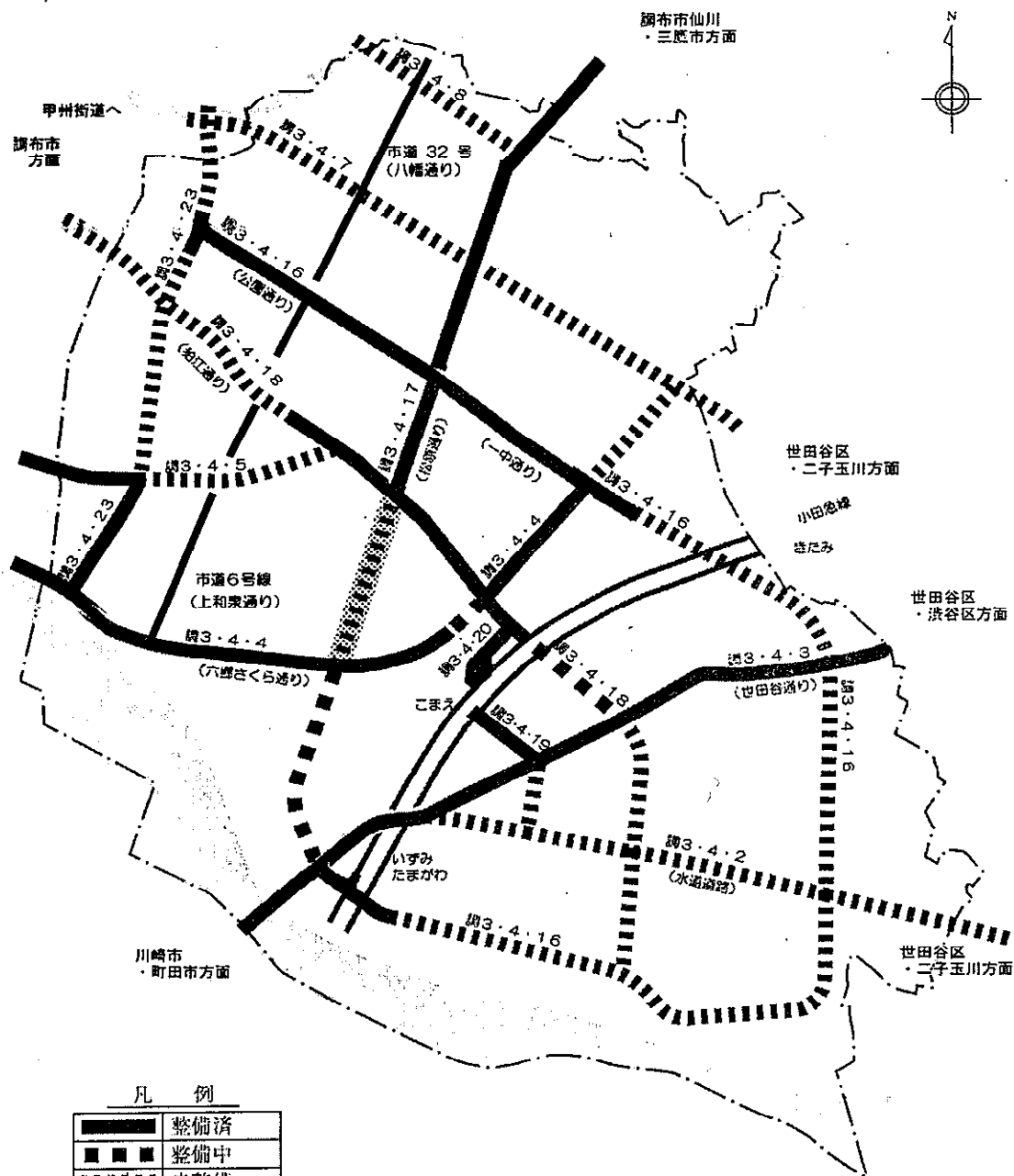
生活幹線道路のうち、市道32号線は通学路の安全性を確保できるよう整備を進めていきます。他の生活幹線道路については、財政面をふまえたうえで、必要性、重要性など総合的に判断しながら整備計画の策定を進めていきます。

また、緑道については、岩戸川と清水川の整備を進める予定であり、これらが完成すると緑道の整備はほぼ完了することになります。

【市民会議の声】

- ・市道32号線について、小金橋から多摩川までを優先して整備すること。
- ・ハイタウン～喜多見駅間バス路線の狭あい部分の拡幅をはじめ、生活幹線道路化を検討すること。

狛江市道路名称図



凡 例	
	整備済
	整備中
	未整備
	概成
	鉄道(駅)
	行政界

0 100 500 1000m

第2項 便利な交通環境づくり

【現況と課題】

狛江市は、その周辺に中央高速道路や東名高速道路、環状8号線、国道20号線、国道246号線などの道路網が発達しており、都市交通の環境に恵まれています。

市内の交通環境に目を向けてみると、平成14年度には狛江駅から宇奈根まで、平成15年度にはつつじヶ丘駅南口から狛江ハイタウン折返場まで、喜多見駅から狛江ハイタウン折返場までを結ぶバス路線が続々と開通し、交通不便地域解消対策の一翼として期待されています。また、駅前を中心とした放置自転車の解消に向け、条例など法規面の整備を図ってきました。

反面、道路網が発達しているがゆえに市内を通過する自動車の交通量が多く、本来、歩行者や自転車中心であるはずの生活道路が渋滞の抜け道や近道のために利用され、付近住民の安全な通行の妨げとなっています。

バス運行実績(平成16年10月分)

	(単位:人)				
	普通(現金)	バスカード	定期券	敬老パス	合計
喜多見駅～狛江ハイタウン線	3,648	3,872	382	3,649	11,551
狛江駅～宇奈根線	6,640	7,265	1,391	5,257	20,553

資料:小田急バス(株)計画課



写真: 拡幅された歩道 (調布都市計画道路3・4・17号線)

1 交通体系の確立

【包括的事業】

交通流の調査

車の通行体系の総合的検討

生活道路への流入防止

コミュニティゾーン形成事業の導入

【施策の方向】

歩行者や自転車が安心して通行できるようにするため、各宅地に接続する地先道路である生活道路への自動車の過剰な流入の解消に向けて、今後整備される都市計画道路の効果を検証しながら、自動車交通の流れを調査・把握し、市の総合的な交通体系の確立を目指します。あわせて、特に危険な箇所などには、車両の生活道路への流入を抑制するための方策やコミュニティゾーンの導入を検討します。

※ コミュニティゾーン

歩行者と車の共生を目指した地区

【市民会議の声】

- ・幹線道路を整備する際に、生活道路への導入部分に速度規制をかけること。
- ・自動車と歩行者が安心して共存できる道路づくりを検討すること。

2 生活道路の整備

【包括的事業】

細街路拡幅整備の促進

歩行者優先道路の整備

【施策の方向】

生活道路の整備にあたっては、住民の協力を得ながら幅員4m以上を確保するよう努め、道路としての機能の充実を図ります。

【市民会議の声】

- ・道路に出ているL型溝上のノンステップを除去すること。
- ・狭い道路を一方通行化し、自転車や歩行者の安全確保を図ること。

3 公共交通網の整備

【包括的事業】

交通不便地域の解消

高齢者、障がい者等の交通手段の確保

【施策の方向】

平成14年度から15年度に開通した3本のバス路線による効果を検証しながら、さらなる交通不便地域の解消を図るとともに、高齢者や障がい者などの交通手段を確保するための手法を検討します。

4 駐車場の整備

【包括的事業】

事業者への要請

【施策の方向】

狛江市まちづくり条例（平成15年3月）に基づき、狛江市まちづくり指導基準（平成15年9月）に規定する一時駐車のための駐車場確保等の要請や関係法令の遵守を事業者に求めます。

5 サイクルシティづくり

【包括的事業】

放置自転車対策の推進

利用しやすい駐輪場の確保

【施策の方向】

狛江市自転車等の放置防止等に関する条例（平成9年10月）に基づき、放置自転車の取締りを推進します。また、平成13年度に設置された世田谷通り路面下（和泉高架橋下）をはじめとする無料駐輪場や民間用地を借り上げて設置した駐輪場など現存する駐輪場への誘導を図るとともに、新たな駐輪場の確保に取り組んでいきます。

【市民会議の声】

- ・ 自転車置場の増設と放置自転車対策のさらなる強化をすること。
- ・ モデル地区を作って一部自転車専用レーンを設けるなどして、自転車と歩行者のすみ分けをすること。

第2節 計画的なまちづくりと美しいまちなみの実現

第1項 特徴ある拠点地区の形成

【現況と課題】

狛江市は、多摩川と野川にはさまれ、多くの緑に囲まれた住宅都市として発展してきました。市民生活を豊かにし、一層の発展を目指すためには、高度な交通機能、商業・業務機能などを有する都市拠点や交通・生活拠点が必要となります。

市の都市拠点である狛江駅周辺は、まちの玄関口としてふさわしい市街地の形成が必要です。狛江駅北口については、元和泉1丁目4・5番地区、通称三角地を除いて、小田急小田原線連続立体交差事業や再開発事業などにより商業、住宅、文化施設、駅前広場の整備が完了し、都市環境の改善とまちの活性化が図られました。一方、狛江駅南口については、側道は完成したものの周辺地区の整備計画は、現時点では具体化されていません。

交通・生活拠点地区である喜多見駅周辺と和泉多摩川駅周辺は、多くの人々が交流し、地域住民や駅利用者の生活を支えるまちづくりが求められています。駅前広場、側道などの整備は完了しましたが、周辺地区は未整備のままです。また、幹線道路などの沿道で、商業集積が見られる地域には、身近な生活サービスを享受できる拠点として育成するための具体的な施策展開を打ち出す必要があります。

小田急線各駅の乗降客数(平成14年度)

	乗車人員	降車人員	(単位:千人) 1日平均 乗降客数
狛江駅	7,699	7,665	42.1
和泉多摩川駅	2,751	2,628	14.7
喜多見駅	5,684	5,029	29.4

資料:小田急電鉄株交通企画部(統計こまえ平成15年度版)

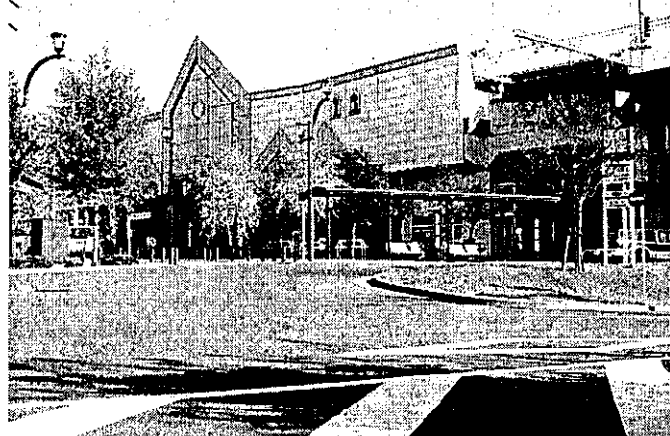


写真:和泉多摩川駅前

1 都市拠点地区の整備

【包括的事業】

狛江駅北口地区の将来計画の具体化
狛江駅南口地区の整備の検討

【施策の方向】

狛江駅北口については、4・5番地区の地区計画と通称三角地の将来計画の具体化に努めます。狛江駅南口については、市道1号線の歩道の拡幅や駅前ロータリーの改修整備を行い、周辺地区の面的な整備手法の検討に着手します。

※ 面的な整備手法

道路や建物を個々に整備するのではなく、一体的に整備していく手法のこと。

【市民会議の声】

- ・ 狛江駅北口周辺地区の地区計画策定に向けた協議会の結成を目指し、市も三角地の地権者として参加すること。
- ・ 六郷さくら通りの車道と歩道の構成を歩行者優先に変更すること、4・5番地区のまちづくりとあわせて検討すること。
- ・ 調布都市計画道路3・4・19号線の車道と歩道の構成変更を、地域住民と協働して進めつつ、南口地区全体のまちづくりを検討するための協議会を設置すること。
- ・ 調布都市計画道路3・4・19号線から同3・4・18号線につなげるような生活幹線道路の検討をすること。

2 交通・生活拠点地区の整備

【包括的事業】

喜多見駅及び和泉多摩川駅周辺地区の整備手法の検討
都市計画道路沿道地区の適切な用途地域等の設定

【施策の方向】

喜多見駅、和泉多摩川駅周辺は、商業機能、生活サービス機能の立地の促進とあわせて、整備手法の検討を行います。また、都市計画道路整備事業の進捗にあわせて、沿道地区の住機能と整合を図りながら、適切な用途地域の設定や絶対高さ制限などの検討をしていきます。

第2項 土地利用の規制・誘導

【現況と課題】

住宅都市として、環境の保全と生活の利便性の向上を図るためには、計画的な土地利用が必要です。このうち土地利用の規制・誘導は、まちづくりの根幹をなすものといえます。

狛江市都市計画マスタープランの策定、狛江市まちづくり条例の施行、用途地域の見直しなどにより、市民との協働により実現すべき都市の将来像や市民参加の手法、用途・容積の規制などを明らかにしました。

今後は、将来都市像を実現するための実施計画の具体化を図るとともに、市民参加、市民協働のもとに土地利用の規制・誘導を進めるための手続手法の運用が課題となります。また、後を絶たない違反建築への対応も急務です。さらに、狛江市まちづくり総合プラン（平成15年3月）を受け、道路以外の公共用地の確保についても財政面を中心に考慮しながら検討を進めていく必要があります。

また、住みよい住宅環境を形成するためには、地域の特性にあわせた地区計画や狛江市まちづくり条例に定める地区まちづくり計画を定め、市民、事業者、市の三者協働によるまちづくりを進めていく必要があります。農地から宅地への開発事業については、土地区画整理事業の推進により行うことが望ましいものの、地権者などとの調整が必要です。

※ 用途地域

居住環境の保護や商工業の利便を図ることを目的として、その用途ごとに区分されたエリアのこと、都市計画法で、建築できる建物の種類、用途の制限など定められている。

※ 地区計画

それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」のこと。市町村が策定する。

※ 土地区画整理事業

健全な市街地形成を目的として、宅地の整形化や公共施設の整備改善などを一体的に進める事業のこと。面的整備法の一つ。

1 適正な土地利用方針の実現 ―

【包括的事業】

土地区画整理事業や地区計画の計画策定
まちづくり条例に基づく土地利用の実現
公共用地の確保
低・未利用公共用地の活用計画の策定

【施策の方向】

市が目指す良好な住環境を確保するため、土地区画整理事業や地区計画の計画策定を進めます。また、狛江市まちづくり条例の運用を進めながら、地区のまちづくり活動を支援し、市民発意や地域特性をいかした土地利用を実現していきます。

公共用地の確保については、緑豊かな都市イメージを実現するため、必要に応じた確保に努めます。特に、買取りの申出があった場合の生産緑地の対応について検討を進めていきます。

また、市内に存在する利用度の低い公共用地や未利用となっている公共用地を識別し、その活用方法についての計画の策定に取り組みます。

※ 生産緑地

市街化区域内の土地又は森林で、生産緑地法（1974年制定）に基づいて指定されたもの。良好な都市環境を守るために設けられ、税制上の優遇措置がある。

【市民会議の声】

- ・まちづくり条例を細部まで検討すること。
- ・低層住宅地に大規模開発が行われる際に地区計画や建築協定をあわせて実施すること。
- ・住宅整備拡大による自然環境の喪失を防ぐため、住宅集中地区と自然保護地区のすみ分けを明確にすること。
- ・南部エリアにおいて開発行為が実施される際に、公園用地として余剰公共用地をさまざまな手法を用いて確保するよう計画すること。
- ・今日では、買収による公共用地の確保は困難なため、定期借地や無償使用などの方法による確保を検討すること。
- ・南部地域に防災公園用地を確保すること。
- ・学校の跡地の利用、処分について、早急に市民参加や議会承認手続の検討を進めること。

2 計画的な住宅地形成への誘導

【包括的事業】

地域の実情にあった住宅地形成の誘導

違反建築等に対応するための関係機関との連携強化

【施策の方向】

市内に多く存在する農地については、保全・育成に努めるとともに、宅地化される場合、住宅マスタープラン（平成14年3月）などに基づき、良好な住宅地などへ誘導することが極めて重要です。地域の実情にあわせて、都市再生土地区画整理事業や地区計画、地区まちづくり計画などを使い分け、道路や公園などの都市基盤を確保し、適切な土地利用の実現を図るよう誘導していきます。

また、違反建築への対応や建築指導について、東京都多摩建築指導事務所などの関係機関との連携を強化していきます。

※ 都市再生土地区画整理事業

土地区画整理事業のうち、既成市街地の再生、再構築を図り、職住近接のコンパクトな都市構造を実現する事業のこと。

【市民会議の声】

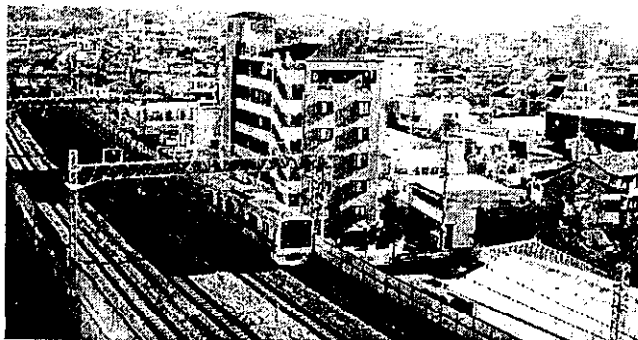
- ・住宅の新築や建替をする際に、道路幅を目指し、緑地を確保し、交通の安全性を向上させること。
- ・市の 1/3 程度の中心部について、人口の増加や商業の活性化などを図るため、中層化を推進すること。
- ・さまざまな手法を検討しながら生産緑地の維持を図ること。
- ・違反建築防止のための規制の実効化を検討すること。
- ・第1種低層住宅専用地域の建ぺい率や容積率を遵守させること。
- ・水と緑の環境をバランスよく維持するため、建築条件を遵守させて住宅環境の維持を図ること。

第3項 美しい都市景観づくり

【現況と課題】

都市には潤いや個性が必要です。狛江市は水と緑が豊富に存在し、快適に暮らせる住宅都市として、多くの恵まれた環境を有しています。こうした資源をいかしながら、市民一人ひとりが親しみと愛着を持てる市固有の都市景観をつくりあげることが重要です。

住宅都市の都市景観とは、歴史や由来、情緒など目に見えない要素を含んでいます。市独自の快適に暮らせる「水と緑の住宅都市」をつくるためには、多摩川をはじめとする自然的要素や歴史的要素を活用した美しいまちなみの形成を進めていくことが重要です。



写真：エコルマ1より市内を望む

1 まちなみの景観形成

【包括的事業】

地区計画等を活用した景観づくり

景観まちづくりの指針となる計画等の策定の検討

【施策の方向】

地区計画や地区まちづくり計画、緑地協定などを活用し、地域の景観を先導する景観づくりに努めます。また、都市計画道路については、既存の街路樹の保全と整備により、緑の連続性をもたせる空間形成に努めます。

良好な景観形成を図るためには、市民や事業者の理解と協力が必要です。そのため、景観まちづくりの指針となる計画などの策定を検討します。

※ 緑地協定

土地所有者同士が、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全、緑化に関する協定のこと。作成後、市町村長の許可を受ける。

【市民会議の声】

- ・道路を占有している看板、商品、植物、車両などを是正すること。
- ・歴史的なまちなみの確認と整備、保全を行うこと。
- ・景観条例を策定し、高層建築を地域限定すること。また、建物や看板の色を規制すること。
- ・広告物について、住宅地にふさわしい色や大きさに規制すること。
- ・都市景観については、長期的な視点に立って、どんなまちをつくるのかを打ち出すこと。

第2章 安全で快適な都市を目指した生活環境づくり

第1節 安全で安心な生活環境づくり

第1項 災害に強いまち

【現況と課題】

市では、狛江市地域防災計画（平成8年度修正）に基づき防災対策の充実を図ってきました。しかしながら、その後の社会経済情勢の変化や国・都の地震被害の想定に関する調査研究をふまえ、さらに震災対策を重点とした計画の見直しが必要となっています。新潟県中越地震における、ふるさと友好都市川口町への人的、物的支援の経験をいかして、より実践的な計画が求められています。

市内の住宅のうち、概ね震度6強の地震に対して安全であるとする昭和56年の建築基準法改正以前の基準により建設された建物は約1万棟で、全体の約半数を占めています。阪神・淡路大震災において、耐震性能の低い建築物の倒壊により、多くの犠牲者が発生したことから、建築物の安全性を確保することが重要な課題です。

主要生活道路や細街路については、避難路の安全性の確保という面でその整備に努めなければなりません。また、災害時の延焼火災の抑制や身近な防災活動拠点、避難場所として有効なオープンスペースも、まだ十分とはいえません。大規模災害時における緊急援助、避難、救護等のほか、物資輸送、道路網、ライフラインの確保等のための広域ネットワークの整備も取り組むべき課題の一つです。

また、災害時における地域での初期活動は被害の拡大防止を図るうえで最も効果的であることから、市民の防災意識の高揚を図るとともに、自立や協働を重視した地域住民による防災組織を整備することが重要な課題となっています。

※ ライフライン

生活の基本として必要な、エネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設などを指す。

1 災害に強い都市基盤の整備 —

【包括的事業】

地域防災計画の充実
耐震化の促進
消防水利の整備
想定防火帯区域の適正化

【施策の方向】

社会情勢等の変化をふまえつつ、国や都などの防災計画と整合性を図りながら、「狛江市地域防災計画」を改訂します。新たな防災計画は、首都直下型の大規模地震を想定し、必要な災害対策の基本について、国、公共機関、地方公共団体、市民それぞれの役割を明らかにしつつ、時間的な順序に沿って具体的かつ実践的に定めます。

公共施設や民間住宅の震災対策を重点的に進め、必要に応じて改修や補強工事を支援するなど建築物の耐震化を促進します。

災害時の延焼火災の抑制や、避難場所として有効なオープンスペースを確保するために、まちづくりの推進による建物の更新にあわせて、防災上有効な防火帯区域の適正化を図るとともに、耐震性防火貯水槽の整備促進に努めます。

【市民会議の声】

- ・ 地域防災計画充実のため被害想定の見直しを行うこと。
- ・ 年齢構成や町丁目別の危険度を考慮して、計画の見直しを行うこと。
- ・ 我が家の耐震自己診断シートを活用し、データ収集を行うこと。
- ・ 耐震改修費用の補助制度の創設を検討すること。
- ・ オープンスペースとして道路、公園をはじめ耐火建築物の計画的配置を行うこと。

2 防災拠点等の施設の強化と避難路の整備 —

【包括的事業】

防災拠点、避難所の整備・充実
備蓄施設の整備・充実
避難路危険箇所の把握・排除
避難誘導標識等の整備

【施策の方向】

備蓄倉庫や避難所の計画的な配置・強化に引き続き努めます。

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止し避難路を確保するた

め、現状を把握し必要な対策を検討するとともに、避難所への誘導力を高めるように努めます。

【市民会議の声】

- ・ブロック塀を含め危険箇所の把握並びにその排除策を検討すること。
- ・落下物を危険物として捉え、その解消のための制度の検討を行うこと。
- ・避難所への誘導力を高めるため、夜光性の標識設置の検討を行うこと。

3 災害への備えの充実

【包括的事業】

市民等の防災行動力の向上
情報連絡網の確保・整備
備蓄物資の充実と分散備蓄の推進
食料・飲料水供給体制の確立
消防団、地区消防隊、防災会の組織強化
復旧資材等の確保
ライフライン施設の安全化
医療、救護体制の整備

【施策の方向】

地域の防災行動力を高めるため、市民の自主的な防災活動に対する支援を強化します。また、消防団・防災会等の装備の充実強化を支援するとともに、災害弱者の安全確保を図るため、地域を中心とした体制づくりに努めます。

仮設トイレをはじめとする応急に必要な資機材の充実と分散備蓄を図ります。

公園や学校施設等に設置している防災行政無線を増設し、難聴地域を解消します。復旧資材やライフライン、食料・飲料水を応急に確保できるように、関係機関や市民団体等と調整していきます。

【市民会議の声】

- ・簡易消火器、防災用品等の共同購入等の促進により常備率の向上に努めること。
- ・家庭用火災警報機等の設置希望者への補助制度の創設を検討すること。
- ・災害時の食料、日常品の供給に関し、コンビニ等との協定締結を進めること。
- ・震災対策井戸及び給水車の確保に努めること。
- ・町内会等の既存組織を活用し、助けあいによる災害弱者への対策を図ること。
- ・医師会、市内の病院等の連携による救護体制の整備を図ること。

4 河川の安全体制

【包括的事業】

監視及び警戒体制の整備

水防資材の集中備蓄

【施策の方向】

多摩川・野川の異常降雨時の監視及び警戒について、関係機関と連携し、IT技術を利用した迅速かつ的確な情報収集体制の強化を図ります。また、小田急線高架下に水防倉庫を整備し、水防資材の集約を行います。

平成 15 年度

・火災発生件数 22 件

・火災等出動状況

消防署 1,112 回 消防団 641 回

・救急車出動状況

出動 3,064 回 救護人員 2,889 人

資料：狛江消防署 狛江市総務部総務防災課(統計こまえ平成 15 年度版)

第2項 犯罪に強いまち

【現況と課題】

近年、全国的に犯罪の量的増加とともに凶悪化が進む傾向にある中で、安心して暮らせる市民生活を確保することが重要です。

第7回市民意識調査によれば、約3割の市民が最重点施策として「防犯体制の充実」を市に求める結果となり、多くの市民が地域の防犯体制に不安を感じていることがうかがわれます。市民が安心して暮らしていくうえで、犯罪の防止などの防犯対策は重要な役割であることを再認識し、地域、警察と一体となって犯罪の未然防止に努める必要があります。さらに、組織活動の充実や、関係機関や団体との協力を密にすることが必要です。

今後は、社会不安の中でさらに犯罪の増加が予想されるため、地域住民自らの手で地域社会を守っていく地域安全活動を推進していく必要があります。

市内交番一覧

派出所名	所在地
中和泉交番	中和泉2-26-3
粕江交番	元和泉1-3-2
和泉多摩川交番	東和泉3-12-1
猪方交番	猪方4-10-1
岩戸交番	岩戸北4-1-8
小覚交番	東野川2-20-14

街路灯設置状況

(各年4月1日現在)

年	11	12	13	14	15
総数	3,792	3,896	3,966	4,038	4,096
市管理灯	3,565	3,669	3,739	3,811	3,869
自治会等管理灯	227	227	227	227	227

資料: 粕江市都市建設部管理課(統計こまえ平成15年度版)

1 警察機能の充実

【包括的事業】

地区交番の常駐化の要請

【施策の方向】

市民の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちをつくるため、要員の常駐化など地域の核となる地区交番の機能強化を要請します。

【市民会議の声】

- ・ボランティア等による空き交番の解消に努めること。

2 地域防犯体制の充実

【包括的事業】

防犯意識の高揚

自主防犯体制の充実

防犯施設の整備

【施策の方向】

犯罪のない明るい地域社会の実現に向けて、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみで防犯活動を進めます。また、安全、安心を確保するための活動を行う自主的な組織づくりを促進します。

警察や関係団体、地域住民の連携のもとに、定期的なパトロールの実施など地域防犯活動を積極的に進めます。

夜間における犯罪の防止と安全な生活環境を形成するため、地域の協力を得ながら街路灯等の設置を進めます。

【市民会議の声】

- ・警察と連携し市民へ犯罪発生マップを配布するなど、犯罪情報の提供に努めること。
- ・防犯協会等の既存組織と連携し、町丁単位の市民参加防犯体制を整備すること。
- ・生徒・児童の安全確保のため、通学路及び学校内に専門巡回員の配置を検討すること。
- ・「道路が暗くて怖い」という不安を解消するために街路灯等の増設に努めること。
- ・犯罪多発地域及び学校等への防犯カメラの設置を検討すること。

第3項 交通安全対策の充実

【現況と課題】

車社会の進展に伴い、交通事故は年々増加の傾向にあります。生活関連道路を中心に交通量が増加し、より一層交通安全対策を進めていくことが求められています。

狛江市では昭和62年に「交通安全都市」宣言を行い、市民参加のもと交通安全運動に取り組んでいます。また、歩道やカーブミラーをはじめとする安全施設の設置など、立地条件に応じたハード面の整備を計画的に進めていくことが必要です。

市民自らの心がけや取組と、警察とも連携した対策を進め、通行の障害になる違法駐車等の一層の取締りを強化し、交通マナーの醸成に努めることが課題となっています。

交通安全施設設置状況（年度別実績数）

年度			11	12	13	14	15
区分	設置場所	か所					
道路反射鏡	設置場所	か所	23	12	19	17	23
	設置本数	本	新設 23 建替	新設 12 建替	新設 19 建替	新設 17 建替	新設 23 建替 5
ガードレール (防護柵)	設置場所	か所	1	1	1		
	設置延長	m	79	50	52		
道路区画線	設置延長	m	9,050	12,330	9,000	7,700	8,191
段差解消	工事路線	路線			1		
	設置場所	か所			1		
交差点表示	設置場所	か所	384	236	75		45
ストップマーク (足型自転車)	設置場所	か所	50	40	50		30
交差点内点滅板	設置場所	か所	5		7	5	3

資料：平成15年度主要な施策の成果説明書 決算資料

1 交通安全施設の整備

【包括的事業】

交通安全施設の整備
信号機等の設置の要請
歩行者スペースの確保

【施策の方向】

安全で快適な交通環境を形成するため、歩行者の安全確保を重視しながら、交差点等の改良、歩道の整備、道路空間照明、ストップマーク、ガードレール等の交通安全施設の設置と管理に努めます。視認性の高い信号機への改良や増設については、所轄の警察に要請していきます。

【市民会議の声】

- ・ 自動車のスピード抑制策を危険な交差点に施工すること。
- ・ 高齢者や障がい者等の歩行者が安全に歩行できるスペースを確保すること。

2 警察、交通安全関係団体との連携強化

【包括的事業】

交通安全指導強化の要請
路上駐車違反取締りの徹底

【施策の方向】

警察、交通安全協会などの関係機関や市民団体等と協力して、違法駐車指導などの交通安全施策を推進します。

3 交通安全教育の推進

【包括的事業】

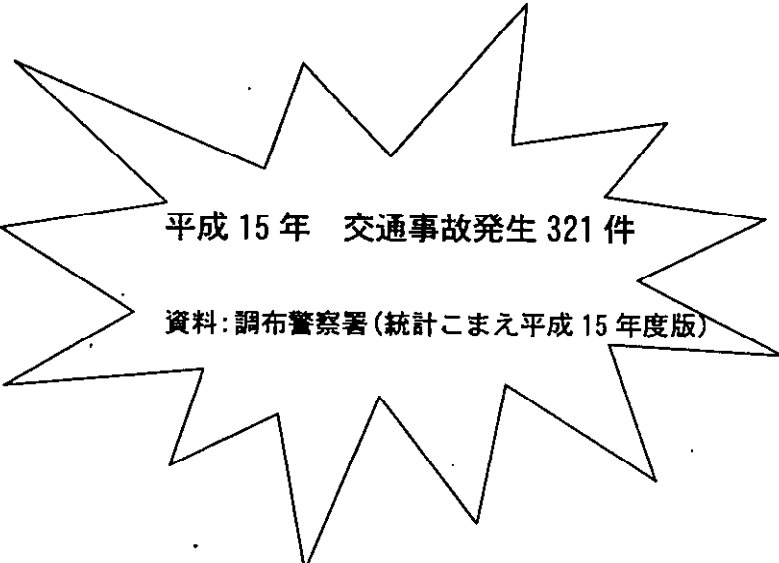
交通安全意識の普及
交通安全市民団体の育成

【施策の方向】

交通安全意識の高揚のため、全国交通安全運動とあわせて、交通安全市民の集いなどの催しや交通安全キャンペーンを展開します。交通災害共済への加入を促進し、被害者の救済体制の整備に努めます。

【市民会議の声】

- ・市民組織等による違法駐車通報の体制を強化すること。
- ・交通マナー教育を推進すること。



平成 15 年 交通事故発生 321 件

資料：調布警察署（統計こまえ平成 15 年度版）

第2節 環境にやさしい社会づくり

第1項 環境保全の推進

【現況と課題】

近年、一度失えば取り戻すことが難しい自然や限りある環境資源を保全すること、そしてそれを将来世代に受け継いでいくことの大切さが共通の認識となっており、人と環境との共生を重視した「環境まちづくり」の考え方が注目されるようになってきました。こうした社会の価値の変化に伴い、地域環境の保全にあたっては、とりわけ地域にかかわるすべての人々の責務と取組が重要になっています。

市における環境の保全においても、市民・事業者・市がそれぞれの責務のもと、自主的、積極的に取組を推進することが重要です。同時に、一人ひとりの取組を基盤としながら、それぞれの場面にかかわる人々との協働を通じてパートナーシップを築き、地域ぐるみの取組として進めていくことが必要です。

さらに、これまで経済優先であった社会システムを、より環境への負荷が少ないシステムへと転換していこうとする気運を、地域で育てることが期待されています。



写真：弁財天池（緑地保全地区）

1 環境行政推進体制の充実

【包括的事業】

広域的な環境行政の充実
環境基本計画の進行管理
庁内の環境配慮行動の推進
監視・測定体制の充実
公害苦情相談、処理体制の充実

【施策の方向】

大気、地下水、土壌の汚染、水質の汚濁など広域的な問題について、都や各自治体との連携を進め、広域的な取組を図ります。狛江市環境基本計画に基づき、総合的かつ計画的な環境づくりに努め、市民・事業者・市が一体となった環境づくりとともに、日常生活における環境への負荷の低減に資する庁内の環境配慮行動を実践します。また、騒音や振動等の各種規制基準に関する監視・指導を強化するとともに相談体制の充実を図ります。

2 環境教育の推進

【包括的事業】

学校や地域での環境教育の推進
広報活動の充実
ビオトープの整備

【施策の方向】

身近な環境から地球規模の環境問題まで、人間と環境のかかわりあいを正しく理解し、私たちのライフサイクルを見つめ直す教育や共に考え行動する機会の創出に努めます。また、具体的なフィールドとしてビオトープの整備・充実を図ります。

※ ビオトープ

動物と植物がバランスを保ちながら生きている空間のこと。

3 地球温暖化、ヒートアイランド化対策の推進

【包括的事業】

屋上、壁面緑化の推進
省エネルギー化事業の推進
パークアンドライド事業の推進
自然エネルギー活用の推進

【施策の方向】

断熱・機密性能の向上、日射の調整、通風性の確保、壁面や屋上の緑化など、エネルギー消費の抑制に配慮した建物の構造や技術等に関する情報提供や意識啓発を行います。また、太陽光など自然エネルギーの利用に関する情報提供及び利用促進に努めます。

狛江駅北口地下駐車場において、パークアンドライド事業の推進に努めます。

※ パークアンドライド

郊外にある電車の駅やバスの停留場の近くまで自家用車や自転車・原付きバイクで行き、そこに併設された駐車場に駐車して（PARK）、そして（AND）、電車やバスなどの公共交通機関に乗る（RIDE）という意味

※ ヒートアイランド

都市化に伴う地表面の人工的改変、大量のエネルギー消費などで熱がたまることがその要因である都市部を中心にした高温域のこと。

【市民会議の声】

- ・固定資産税減免など税制上の誘因制度の創設を検討すること。
- ・ヒートアイランド現象抑制のため、マンションなどの屋上緑化を推進すること。
- ・ESCO 事業の活用による市庁舎等の省エネ化計画を策定すること。
- ・中小テナントビルへの省エネ資材導入補助制度の推進を図ること。

第2項 循環型社会の形成

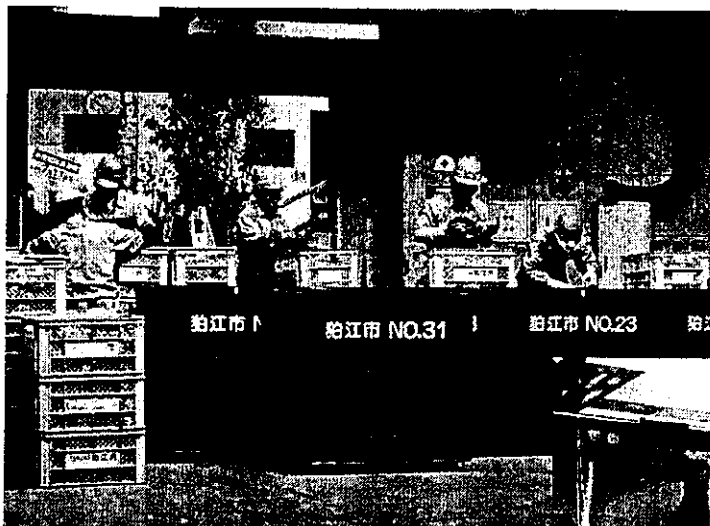
【現況と課題】

市では、近年、人口の増加により、ごみの総排出量が微増し続けています。

深刻なごみ問題として、地球の限りある資源を大切にするため、大量に消費し、大量に捨てる社会から、ごみ減量化・リサイクルを推進する循環型社会への転換が急務です。

市では、現在12分類の分別収集を行い、資源リサイクルルートの円滑化・安定化が順調に進み、可燃・不燃・粗大ごみの量は着実に減りつつありますが、資源ごみの分別の面でさらに強化を図る必要があります。

一方、循環型社会形成推進基本法のもと、家電リサイクル法をはじめ自動車リサイクル法が成立し、日本では本格的な循環法体制は整備されてきました。確かにリサイクルは進展していますが、収集、選別などの高コスト問題、再商品化の手法、再商品化のゆくえの問題など多くの課題を抱えています。また、ごみを削減するということはその量を減らすだけでなく、その処理にかかる費用を適正にすることも同時に考えなければなりません。ごみの減量化の必要性和処理費用負担の公平性から、多くの自治体で、家庭ごみの有料化が検討されています。



写真：資源ごみ分別作業（ビン・缶リサイクルセンター）

1 ごみ処理・資源化施設の整備・運営 —

【包括的事業】

ビン・缶リサイクルセンターの管理運営
ストックヤードの運営
リサイクルひろばの検討
クリーンセンター多摩川の維持管理
二ツ塚処分場の長期活用
エコセメント化施設の整備運営

【施策の方向】

小田急線高架下に整備したストックヤードの活用並びにビン・缶リサイクルセンターの維持管理に努め、さらなるごみの資源化、再利用化を目指して、資源リサイクルルートの円滑化・安定化を図ります。

ごみ問題や環境問題を学習、実践、情報発信、交流の場という役割、機能をもった市民活動の拠点の場として(仮称)「狹江リサイクルひろば」の整備を検討します。

また、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が進めるエコセメント化施設を利用して、二ツ塚処分場のさらなる延命とクリーンセンター多摩川の維持管理に努めます。

※ スtockヤード

再利用を目的としたごみの一時保管所のこと。

※ エコセメント

一般廃棄物(都市ごみ)焼却灰を主原料として、石灰等を加えて製造したセメントのこと。

2 ごみ半減・資源化の推進 —

【包括的事業】

マイバッグ運動、簡易包装等の推進
事業所ごみの排出抑制の推進
生ごみの堆肥化とリサイクル堆肥の活用促進
ごみ半減・資源化意識の普及活動の充実
ごみ処理の有料化

【施策の方向】

ごみを減らし、資源循環型都市の実現を目指して、市民・事業者・市が協働して多様な取組を進めます。特に、排出抑制の一環として、容器包装の削減を目指し、マイバッグ運動の推進と簡易包装の推進に取り組みます。

また、家庭における生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機利用者への支援や、集合住宅での生ごみ処理と堆肥化を拡大するとともに、リサイクル堆肥の活用促進に努めます。

また、家庭ごみについても、市民に幅広く情報を提供し理解を得るとともに、市民がリサイクルを進めるためのシステムを整備しながら、有料化に取り組みます。

【市民会議の声】

- ・業務用生ごみ処理機導入を促進すること。
- ・家庭用堆肥装置の助成事業の創設及びその告知に努めること。
- ・リサイクル堆肥について、JA並びに市内の園芸店に配布依頼すること。
- ・市民ワーキンググループ等のボランティア活動への行政支援を強めること。

3 ごみ収集・資源回収の促進

【包括的事業】

商店会・組合等各種団体との連携強化
資源回収団体、回収業者への奨励
収集システムの見直しと強化
民間回収ルート強化・拡充
美化推進運動の強化

【施策の方向】

商店会や各種組合など地域が一体となった活動を継続し支援することで、資源回収を強化します。また、事業者、資源回収業者、市が連携して情報提供や資源回収ルート確保するなど、事業者が自主的に資源化を行えるよう支援していきます。

さらに効率的な収集体制を確立するため、収集ルートや収集体制の見直しを行います。

清潔で美しいまちをつくるため、多摩川統一清掃やポイ捨てマナーアップ運動など各種事業を展開するとともに、市民、事業者、市が一体となって都市美化運動を展開し、都市の美化に対する意識の高揚を図ります。

【市民会議の声】

- ・たばこのポイ捨てを禁止すること。

第3節 水と緑の環境づくり

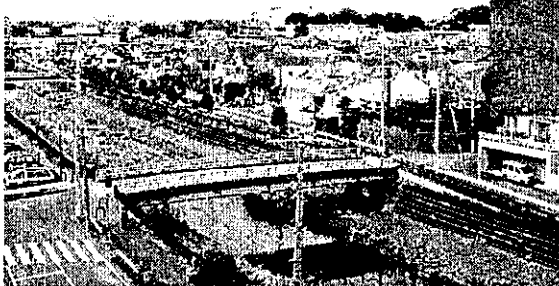
第1項 水辺環境の整備と水の循環

【現況と課題】

「水と緑の住宅都市」を目指す狛江市には、多摩川と野川があり、また狛江駅前の弁財天池にかつて見られた湧水の存在など、人々が水辺とともに生活を営んできた歴史があります。市の保有する特徴の一つである水辺環境を維持・継承し、快適な市民生活の基盤とすることは狛江らしさを保持していくうえで重要です。

しかしながら、近年の都市化の進展とともに、市内から水辺空間が減少する傾向にあります。この反面、豊かさと潤いを求める市民ニーズの高まり、さらには自然環境に対する市民意識の高まりの中で、身近に親しめる水辺空間の創出が求められています。

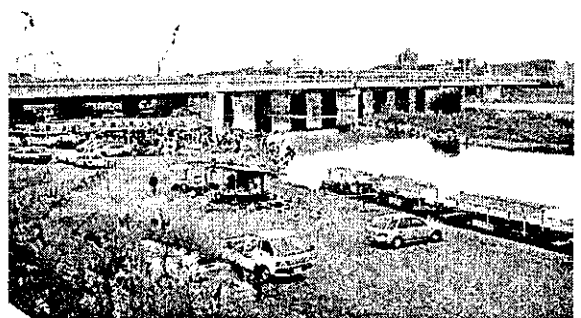
水は、流下、浸透等により地表・地下を通じて河川の水量確保や水質浄化、生態系の保全に大きな役割を果たしながら循環しています。そして、市民生活を支えるとともに、人々の生活に潤いをもたらしてくれる大切な自然資源です。水の汚染の未然防止に努め、健全な水循環の確保を図る必要があります。



写真：狛江ハイタウンより野川を望む



写真：多摩川五本松



写真：多摩川河川敷（小田急線付近）

1 親水空間の創出と地下水の保全

【包括的事業】

水辺の楽校事業の推進
せせらぎ施設の整備と維持
雨水浸透ますの設置促進

【施策の方向】

子どもたちが川に親しみ、川に住む生物とふれあい、遊び学ぶ施設としての「水辺の楽校」事業を地域の組織と連携しながら推進していきます。

親水性のある空間を創出するせせらぎ施設について、市民参加を視野に入れながら、その維持管理に努めます。

雨水の地下浸透を促進し、地下水を保全するため、雨水浸透ますの設置の普及を促進するとともに指導を充実していきます。

【市民会議の声】

- ・水辺の楽校事業を推進すること。
- ・古民家園「むいから民家園」へせせらぎを導水すること。
- ・身近な水辺として、岩戸川、清水川、旧野川等の親水化の再構築をすること。
- ・旧水路箇所を親水公園化すること。
- ・ボランティア活動を通じて、親水空間施設の設置拡大を図ること。

2 多摩川・野川的环境整備

【包括的事業】

自然空間の保全と多摩川堤防天端の整備
河川管理者及び流域自治体との連携の強化

【施策の方向】

河川管理者や流域自治体との連携を深めながら、都市に残された水と緑のオアシスとして、多摩川や野川のかけがえのない自然の恵みを享受し、次世代に継承するために河川の総合的な保全と利用を図ります。

【市民会議の声】

- ・市民の憩いの場として多摩川堤防上を整備し、歩行者や自転車が通行できるようにすること。
- ・水辺環境の利用の便を図る場所と人を遠ざけて自然の回復を図る場所を区分けすること。
- ・多摩川の親水化を進め、ごみの始末を徹底するなど利用上のルールを作ること。
- ・野川の親水化を進め、水辺へのアクセス路を整備すること。

3 良質な上水の供給と節水型都市づくり

【包括的事業】

管理運営の効率化
安定的水源の確保
水質管理の充実
漏水の早期発見
雨水利用の促進
節水意識の高揚

【施策の方向】

都との有機的連携を強化し、水源・安定給水の確保、安全でおいしい水の供給、施設の更新や維持など水道事業の計画的推進を図ります。また、併行して都の「多摩地区水道経営プラン21」に基づき、都への円滑な業務移行を行います。

限られた水資源を大切に使うために、節水型都市への転換を都、市、市民、事業所が一体となって進めます。また、漏水の早期発見・防止を図るとともに、雨水利用システムの公共施設への導入、一般家庭への導入支援を検討します。

【市民会議の声】

・トイレ洗浄水量削減運動を促進すること。

4 下水道の整備

【包括的事業】

分流区域の雨水管の整備
合流式下水道の改善
道路整備事業による管渠敷設
管渠調査と維持管理

【施策の方向】

分流雨水の管渠整備については、生活関連道路の拡幅や都市計画道路等の新設にあわせて敷設を進めるとともに、既設の管渠の維持管理に努めます。

野川の清らかな水環境を創出するため、合流式下水道の改善のための施設整備を進めます。

【市民会議の声】

・排水不良箇所の解消に努めること。

第2項 都市緑化の推進

【現況と課題】

生活に潤いとやすらぎをもたらす、健康の保持、快適な市民生活を営むうえでの憩いの場である緑は、重要な都市機能の一つです。市は、狛江市緑の基本計画（平成11年6月）に基づき、都市緑化に関する取組を展開するとともに、市街地の公園整備に取り組んでいます。

公有地・民有地の緑化への普及啓発に努め、市民・事業者・行政の役割を明確にし、具体的な緑化手法等を紹介し、市民による緑化活動への支援を行うことが必要です。

また、既存の都市公園等や緑地についても、それぞれの存在意義や利用の状況を再確認し、個々に再整備する必要も生じています。

※ 緑の基本計画における目標値

平成9年度		目標年次 平成30年度	
緑地面積	1,625 千㎡	緑地面積	2,004 千㎡
（市民1人当たり	22.36 ㎡）	（市民1人当たり	28.38 ㎡）
緑被率	25.43%	緑被率	31.35%
*公園部分面積	130 千㎡	*公園部分面積	533 千㎡
（市民1人当たり	1.78 ㎡）	（市民1人当たり	7.54 ㎡）
*人口は、72,682 人とする。		*人口は、70,600 人とする。	

1 緑地の保全と創出

【包括的事業】

緑の環境の保全と創出

公的施設の緑化推進と民間施設等による緑化啓発

自然環境保全意識の普及と啓発

【施策の方向】

市民の緑化意識の高揚を図るとともに、狛江市緑の基本計画に基づき、樹木、樹林、生垣等緑化の推進や保全、公園等の植栽と公的施設の緑化事業を計画的に進め、緑被率の向上を図ります。

※ 緑被率

一定区域（市域など）に占める、樹林地、植樹地、草地、農地等の植物の緑で被覆された土地の面積割合のこと。

【市民会議の声】

- ・街路樹や公園の樹木について、美観、安全、維持などを勘案して市の実情にあった樹種を検討すること。
- ・公園などで枯れた箇所の補植をすること。
- ・繁茂などで管理困難な庭木などの整備を援助すること。
- ・私有地の緑化推進と樹種の助言をすること。
- ・苗木を配布すること。
- ・近隣区市町村並みの屋上緑化や住宅などの緑地確保の要請をすること。
- ・砂じん、照り返しの抑制のため、周辺に樹木を置くなどグラウンドや学校に日陰を作ること。
- ・けがや事故防止のため、校庭や保育園園庭などモデルケースを作って、芝生などを植えること。
- ・河川、公園及び遊歩道の樹木などをできるだけ保護し、子どもたちが身近で自然に親しめるようにすること。
- ・水辺の楽校、とんぼ池公園等のネットワーク化を図り、新しいタイプのエコミュージアムづくりを検討すること。

2 公園、緑地、遊び場の確保

【包括的事業】

公園等の適正配置の推進

市民参加による公園づくりと維持管理の推進

民有緑地の保全の推進

和泉多摩川緑地の整備促進の要請

【施策の方向】

都市公園、児童遊園など、市民が日常的に利用する住区公園の適正配置を図ります。

民有の緑地を市が維持管理し、市民に開放する制度を推進します。

公園の計画づくり、管理・運営への市民参加や、市民による緑の保全活動の支援など、市民や企業などとの協働による取組を推進します。

また、和泉多摩川緑地は、多くの人たちが多目的に活用できるよう都立公園としての整備の促進を引き続き都へ要望していきます。

【市民会議の声】

- ・利用度の低い公園を統廃合すること。
- ・アドプト制度による公園管理を促進すること。
- ・ボランティア活動を通じて、保全策を進めること。
- ・都に対して水道局用地の都立公園化を要望しつつ、都が用地を手放さないための対策を講ずること。

※ アドプト

行政に代わって市民や事業者が身近な公共空間を利活用し、地域に良好な環境を作り出す活動のこと。市民協働の形態の一つ

3 緑の歩行者空間の形成

【包括的事業】

緑道の整備

ポケットパークの整備

旧水路敷の整備

【施策の方向】

野川緑地公園、岩戸川緑地公園等を有機的に結ぶ緑の歩行者空間の創出を図ります。

旧水路敷の活用とあわせて、まちなかの各所に、身近な憩いの場や子どもの遊び場などとして、ポケットパークなどのオープンスペースを整備します。

※ ポケットパーク

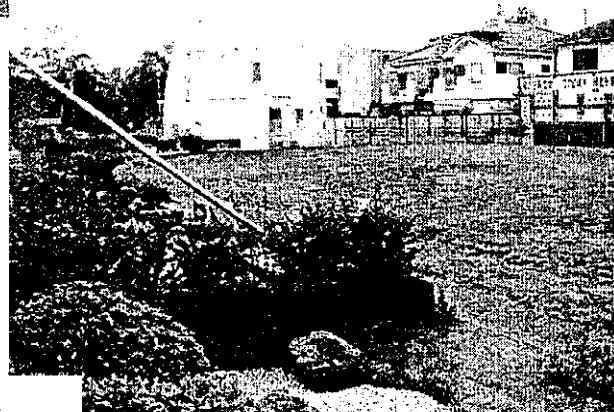
街角に存在する小公園や緑地帯等の小さな公園のこと。

【市民会議の声】

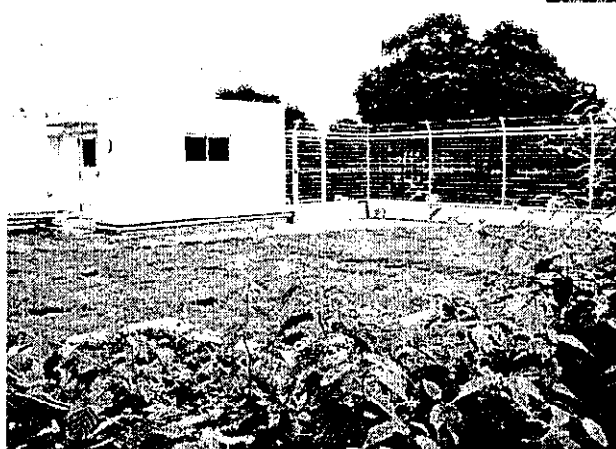
- ・通り抜け用地の確保・取得を進めること。
- ・旧水路敷の払下げを含んだ活用策をまとめること。



写真：前原公園



写真：屋上緑化展示モデル（緑の三角広場）



写真：屋上緑化（和泉小学校）

第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり

第1節 健康な生活環境づくり

第1項 健康づくりの推進

【現況と課題】

すべての市民が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活をおくるためには、日常の自己管理が大切であり基本となります。一人ひとりが、広い意味での健康づくりを進めていけるようになるには、個人を支える地域社会の環境も重要です。

健康づくりの基礎整備では、あいとぴあセンター（健康福祉会館）を拠点として、母子保健事業や、健康相談、各種検診などを展開し、また、健康増進室では生活習慣病の予防などを目的とした運動処方に、さらにプールを利用した水中トレーニングを取り入れてきました。

近年、健康診査や各種がん検診への受診希望者は年々増加し、希望者すべてが受診できる状態ではありません。今後は疾病の早期発見、早期治療のための二次的な予防に関する施策に加え、一次的な予防である生活習慣の改善への対応も必要です。

市民が自らの健康をコントロールし、改善することができるよう、個人の健康に対する意識を高めるとともに、個人を支える地域社会の環境を整える体制の整備が課題です。

市民検診受診者数(平成15年度)

検診名称		受診者数
結核市民検診	ツベルクリン反応検査	636
	レントゲン撮影	163
子宮がん検診	けい部	1,152
	体部	636
胃検診		732
基本健康診査		5,000
3～4か月検診		577
1歳6か月健康診査		565
1歳6か月歯科健康診査		567
3歳児健康診査		537
3歳児歯科健康診査		538
肺がん検診		1,096
乳がん検診		1,097
大腸がん検診		738
骨密度測定		396

資料：平成15年度主要な施策の成果説明書 決算資料

1 健康意識の向上

【包括的事業】

健康診査の充実
検診後のフォロー事業の充実
健康相談の充実
健康教育の推進
運動処方提供

【施策の方向】

市民一人ひとりが自分の健康は自分で守れるように、基本健康診査をはじめ、乳幼児及び妊婦の健康診査や各種がん検診などの受診枠を拡充するとともに、事業内容の見直しを図ります。また、生活習慣病予防などの健康教育や各地域センター、体育館等、身近な場所で健康相談が受けられるような取組を進めます。

運動する習慣がもてるように、健康増進室を利用しやすい環境をつくり、専門家による年齢や個人の運動能力に応じた運動処方の提供に努めます。

【市民会議の声】

- ・基本健康診査の受診希望者が全員受診できるようにすること。
- ・基本健康診査の受診対象者に対して、直接通知で知らせること。
- ・土日や夜間などにも健康相談が受けられるようにすること。
- ・高齢者が安心して運動できるように専門家（理学療法士など）を配置すること。

2 協働体制の確立

【包括的事業】

健康づくり推進体制の強化
市民主体の健康づくり活動の促進

【施策の方向】

個人の健康づくりを支えるためには環境の整った地域社会の支援が必要です。地域社会全体で健康づくりをともに実践し支えあうために、保健医療福祉における関係機関や団体との連携・協働体制を確立し健康づくり推進体制の強化に取り組みます。

また、市民の主体的な健康づくり活動に対して、専門職の派遣や事業の共同開催などの支援を行います。

第2項 地域医療環境の整備

【現況と課題】

少子高齢化が進み、疾病構造の変化、在宅療養の市民要望など、医療に対する市民ニーズは多様化、高度化してきています。市民が、さらに安心して生活できるように、医療機関との相互連携、医療資源の有効活用が求められています。

市民の健康を守るため休日等にも安心して医療が受けられるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、あいとぴあセンター内に休日応急診療所、休日歯科応急診療所、休日診療薬局を設置しています。また、病気等による子どもの急な容体の変化にすぐに対応するための小児初期救急平日夜間診療事業をはじめ、地域医療環境の整備に努めています。

市民の受診機会の確保と健康の保持・増進を図るうえで欠くことのできない国民健康保険事業に関しては円滑な運営を目指し、制度に対する理解と国民健康保険財政の改善に努めてきましたが、さらに基盤の強化を図る必要があります。

今後は、多様化する医療需要に対応するため、医療関係機関との連携をさらに強化し、また、個人の日常状態を熟知できる、かかりつけ医をもつことができるようにしていくことが課題です。

医療施設数（平成12年度）

・病院	2	（ベッド数 普通743 結核31）
・一般診療所	56	（無床51 有床5、ベッド数40）
・歯科診療所	37	
・助産所	3	
・施術所	40	

資料：粕江調布保健所「事業概要」（統計こまえ平成15年度版）

1 地域医療体制の充実

【包括的事業】

かかりつけ医等の普及
休日・夜間診療事業の推進
医療関係機関との連携強化

【施策の方向】

疾病の予防、早期発見、効果的な処置などの適切な医療の提供を行ううえで、個人の日常の状態を熟知した、かかりつけ医がいることは非常に有効です。地域で診療から健康管理の相談などが行える、かかりつけ医の普及啓発に努めます。

市民がより良い医療サービスを受けられるよう、医療資源の有効活用や医療機関の相互連携を強め、必要なときに適切な医療が受けられるように、小児初期救急平日夜間診療事業など、休日・夜間診療事業を推進します。

【市民会議の声】

・あいとびあセンターの休日診療を、もっと市民にPRすること。

2 国民健康保険制度の推進

【包括的事業】

国民健康保険事業の推進
国民健康保険財政の改善

【施策の方向】

国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴って、医療費が大幅に伸び、財政状況を逼迫させている状況があります。今後は、この制度に対する理解と健康管理意識の普及を引き続き推進するとともに、国や東京都に対して制度見直し等の要請に努めます。

第2節 豊かな福祉環境づくり

第1項 地域福祉の基盤整備と推進

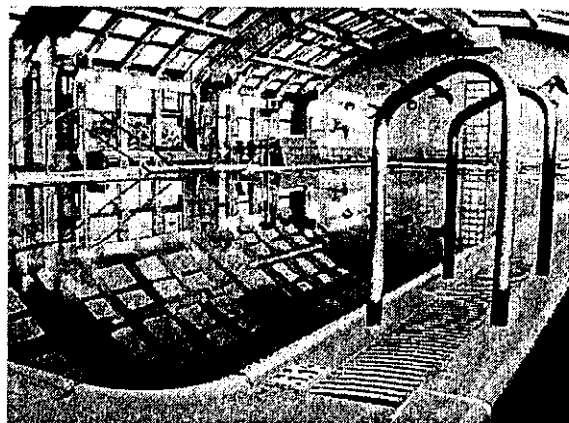
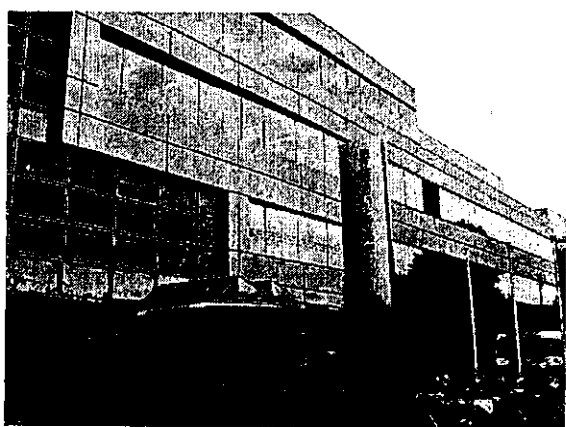
【現況と課題】

豊かな地域福祉の実現するためには、高齢、障がい、児童という個別分野に対応した縦割りの視点から、横断的な視点へと転換し、福祉サービスとして共通の基盤づくりを推進することが重要です。

これまで市役所内の総合相談窓口をはじめ、市内3か所の在宅介護支援センターや障害者地域自立生活支援センター等の相談体制の整備、また、平成15年度には、あいとびあセンターにおいて地域福祉権利擁護事業や福祉全般に関する利用相談等を行う福祉サービス総合支援事業「あんしん狛江」を開設したほか、近隣5市で成年後見事業を行う多摩南部成年後見センターを設立するなどの基盤整備を社会福祉協議会等と協力して行ってきました。

また、市民協働への取組としてはボランティア活動への支援を行い、福祉基本条例を基に公共施設等のバリアフリーを進め、福祉バスの運行など、外出支援にも努めてきました。

今後は福祉関係機関相互の連携をより一層強め、すべての市民が、いつでも、どこでも、必要な福祉サービスを受けられるよう、総合的に支援できる体制を整備・推進することが重要な課題です。また、行政だけの取組ではなく、市民と事業者も一体となって地域福祉を推進できる環境づくりが課題です。



写真：あいとびあセンターと屋内プール

1 総合的支援のための体制整備

【包括的事業】

ケースマネジメント手法の確立
相談・助言サービスの充実
地域ケア体制の充実
サービス関係機関の連携体制整備
福祉サービス総合支援事業

【施策の方向】

市民が一人ひとりの実情に応じた相談支援を気軽に受けられるように、各相談機関との連携や相談窓口の充実を図り、相談支援にかかわる社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の強化に努めます。

また、介護保険や支援費制度の開始に伴い、サービス利用が行政による「措置」から利用者と民間事業者による「契約」へと移行されたことから、利用者本人の判断能力が十分でない場合にも対応できるよう、契約や財産管理、サービス料金の支払いや預金管理等を行う成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用など、福祉サービスを総合的に支援する体制の確立に努めます。

※ ケースマネジメント

個々の状況に応じて、適切なサービスを受けられるようにケアプランを作成し、それに基づいて必要なサービスの提供を確保し、在宅生活を支援すること。

【市民会議の声】

- ・土日や夜間などにも福祉サービス利用の相談が受けられるようにすること。
- ・市や社会福祉協議会などの役割を明確にして、わかりやすい福祉体制づくりをすること。
- ・高齢者にシルバーガイドブックを配付するなど、サービス内容や種類をわかりやすく

2 市民参加・協働のための条件整備

【包括的事業】

地域の支援ネットワークの構築

市民主体の「あいとぴあ運動」の推進

ボランティア・NPO活動の促進及び支援

社会福祉協議会との連携と支援

【施策の方向】

地域に住み地域を一番良く知っている住民一人ひとりが、地域福祉を推進する主役であるといえます。地域住民は福祉サービスの利用者であるだけでなく、その提供者でもあります。市民の主体的参加を促進し市民がお互いに助けあい、支えあう地域づくりを進めていきます。また、現在行われている会食会事業など福祉のボランティア・NPO活動の支援に努めるとともに、新たな取組を促進し、その支援に努め、団体の育成を図ります。

※ あいとぴあ運動

「あいとぴあ」は「であい・ふれあい・ささえあい」の3つの「あい」と「理想郷（ユートピア）」からつくった「福祉のまち粕江」をイメージした独自の造語。この「あいとぴあ運動」は中でも「ささえあい」部分の活動をイメージしている。

※ NPO

非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体

【市民会議の声】

- ・福祉事業起業に対する助成金を創設すること。
- ・福祉に関する市民活動団体のNPO法人化を支援すること。
- ・公共施設などを有効活用して、福祉のボランティア活動の場を提供すること。

3 福祉のまちづくり環境の整備

【包括的事業】

ユニバーサルデザインの導入推進
外出支援
簡易休憩設備設置の推進

【施策の方向】

高齢者、障がい者、子どもとその家族等、すべての市民が地域の中で安心して生活ができるように、道路、公共的な建物、公共交通機関等にユニバーサルデザインの導入を推進します。

ハンディキャブの運行や福祉タクシー券の交付など、引き続き障がい者の外出支援に努めます。続けて長く歩くことが大変な高齢者なども気軽に外出し、途中で一休みできるように、道路脇などベンチの設置を進めます。

※ ユニバーサルデザイン

すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること。

【市民会議の声】

- ・車いすに配慮して、歩道の幅を確保すること。
- ・公共施設のバリアフリー化に取り組むこと。

第2項 生活の安定と自立の促進

【現況と課題】

すべての市民がいつまでも住み慣れた地域で、安定して自立した生活をおくれるような地域づくりが大切であり、そのための支援が重要です。

核家族化など居住形態の変化に伴い高齢者だけの世帯が増加し、また、近年の高い失業率が示すように生活保護世帯も増加しています。

高齢者の生活の場としては、平成13年に3つ目となるシルバーピアを整備し、平成16年には知的障害者グループホームの開設など、住宅の確保に努めてきました。

自立した生活への支援としては、失業者に対する就業相談やシルバー人材センターへの支援、また、障がい者の就労支援としては平成15年に第三福祉作業所の設置などに努めてきました。

今後は、特に、高齢者だけの世帯や障がい者自身が、地域での自立した生活を続けられるような環境づくりが課題です。



写真：放置自転車整理と印刷業務に活躍するシルバー人材センター登録者

1 いつまでも地域で生活できる基盤づくり

【包括的事業】

シルバーピアの管理運営
公社等・公営住宅整備の要請
住宅改造費助成事業
ユニバーサルデザイン住宅の誘導
特別養護老人ホームへの支援
グループホームの整備及び支援

【施策の方向】

すべての市民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるように、ユニバーサルデザインに基づく高齢者などにやさしい住宅をはじめ、シルバーピアや特別養護老人ホームへの支援や、障がいがあっても地域で生活できるように、民間施設の開設を支援することで、グループホームなどの整備、支援に努めます。

2 就労支援

【包括的事業】

シルバー人材センター運営の支援
就業相談の充実
企業、事業所等に対する雇用促進の要請
市内通所授産施設への支援と新たな福祉作業所の検討
授産事業の支援

【施策の方向】

仕事を持つことは社会的、経済的に自立するためにも重要な条件となります。近年の高い失業率に対応するためにも就業相談の充実に努めます。また、高齢者にとっての就労は社会参加、交流機会の確保など、保健福祉上の役割も果たしています。高齢者の就労機会の拡大を図るためシルバー人材センターの支援を進めます。

障がいがある人の就労支援としては授産施設への支援のほか、企業や事業所等へ障がい者雇用を促進するよう要請に努めます。

【市民会議の声】

- ・市役所に就業支援セミナーや地元企業の求人ニーズの発掘などを行う、就業支援センターを設置すること。

3 経済的困難者への支援

【包括的事業】

生活保護の適正実施

法内制度の充実要請

経済的給付・貸付制度の適正実施

【施策の方向】

経済的困難者に対してはそれぞれのケースに応じて、生活保護制度だけでなく他制度の活用など、総合的な視点と判断による相談に応じられるよう取り組みます。また、生活保護の適正実施、社会保障制度など法内制度の充実要請に努めます。

あいとびあレインボープラン（狛江市地域福祉計画）

狛江市
高齢者
分野編

狛江市
障がい者
分野編

狛江市
子育て
分野編

- ・ サービス利用者の立場の尊重
- ・ 自立支援のための福祉サービスの充実
- ・ 市民参画による地域づくり
- ・ 総合的支援のための体制整備
- ・ バリアフリーのまちづくり
- ・ 地域福祉推進の基盤整備
- ・ その他の福祉分野（健康、住宅、雇用、生活福祉等）

第3節 誰もが安心していきいきと暮らせる福祉の展開

第1項 活力ある高齢社会の形成

【現況と課題】

平成16年1月時点で市の人口は約7万5千人ですが、このうち65歳以上の占める割合は17.9%であり、少子高齢化の傾向からこの比率はますます大きくなり、平成22年には21.0%になると推計されています。市の人口も若干の増加が見込まれていることから、65歳以上の人口はかなり増加することが予想されます。高齢者がいきいきをもって生活ができることは重要ですが、身体の状態に応じた支援を行う福祉サービスの推進も大切なことです。

平成12年4月にはじまった介護保険制度へは、市役所に基幹型在宅介護支援センターを、また、市内3か所に在宅介護支援センターを設置し、対応してきました。平成14年4月には特別養護老人ホーム「こまえ正吉苑」が新たに開所されるなど、介護保険にかかる拠点施設の整備を図ってきました。

今後は、介護保険サービスの利用者が質の高いサービスを受けることができ、かつ、その権利を擁護できる体制の整備や、介護保険サービスの枠にとられない在宅福祉サービスを充実させ、要介護者にならないために支援していくことが課題です。



写真：こまえ正吉苑

1 高齢者のいきがいの増進

【包括的事業】

老人福祉センター事業の充実
高齢者のいきがい活動支援
老人クラブ等高齢者団体の育成

【施策の方向】

年齢や性別に関係なく趣味活動や学習、文化、スポーツ・レクリエーション活動などに参加することも高齢者のいきがいににつながるものです。

あいとびあセンター内にある老人福祉センターには、浴室、和室、休憩コーナーなどがあり、高齢者が気軽に集まれる場として利用されています。今後さらに老人福祉センター事業の充実を図り、高齢者のいきがいの増進に努めるとともに、公共施設や民間施設など地域の既存施設を有効活用した、地域密着型のサービスの実施などに努めます。

老人クラブは地域活動やいきがい活動などを通して、高齢者の健康で豊かな生活の実現に大切な役割を果たしています。地域の身近な主体としての老人クラブの活動を支援し、リーダーの育成などに努めます。

【市民会議の声】

- ・高齢者個人ではなく団体での取組を支援すること。
- ・スポーツ・レクリエーションは年齢に応じた取組を行うこと。
- ・敬老金の見直しなどを行い、新たな高齢者のいきがいづくりを検討すること。

2 介護保険制度の推進

【包括的事業】

介護予防の推進
相談・情報提供の充実
サービスの質の向上
拠点施設の充実

【施策の方向】

介護が必要でない状態でいられるように、また、介護が必要な状態になったとしても、それ以上重い状態とならないように、運動などを取り入れた介護予防を推進します。さらに、介護保険制度やサービス利用に関して、広報の活用やパンフレット・情報誌を作成してわかりやすい情報提供に努めます。また、現在でも相談員を配置して

いますが、在宅支援センターや民生委員などとも連携した苦情受付・相談の仕組の充実に努めます。

介護サービスを必要とする高齢者の状況に応じて適切なサービス計画が作成できるよう、ケアマネジャーの活動支援や事業者研修会を開催し、事業者間で質の向上を図っていく仕組づくりの支援に努めます。また、サービスの質を確保し利用者の権利を擁護していくために、サービス評価システムの検討を行います。

【市民会議の声】

- ・手軽に介護サービスが提供され、利用できるように体制の整備や、手続の簡素化を図ること。
- ・介護サービスの向上を図り、要介護度を悪化させないようにすること。
- ・対象者に広く、継続して提供できるサービスの確保を図ること。

3 在宅福祉サービスの充実

【包括的事業】

ショートステイ事業の充実

地域支援事業の充実

配食サービスの適正実施

高齢者自立支援日常生活用具給付事業の充実

【施策の方向】

要介護認定審査会で要介護と判定される人は高齢者全体の一部であり、要支援あるいは介護保険の給付対象とならない人が大半を占めると見込まれています。高齢者の心身の状態や生活の状態は多様であり、総合的に高齢者の生活を支援していくためには、介護保険サービスの枠にとらわれない幅広い視点で適切なサービスを提供していくことが大切です。介護保険との整合性等を確保しながら、高齢者に対して介護への移行を予防し、在宅での生活が続けられるよう各種の在宅サービスの充実に努めます。

第2項 障がい者（児）の自立と社会参加の促進

【現況と課題】

市内の障がい者は増加しており、高齢化や障がいの程度の重度化、重複化が進んでいます。平成15年4月には支援費制度がはじまり、これまでの措置を中心とした制度から、利用者の主体的な選択による契約を中心とした制度へと転換が図られました。障がい者が社会の一員として、いきがいをもって、いきいきと生活できる条件づくりを進めることは、基本的人権の擁護及びノーマライゼーションの理念の実現から必要不可欠です。

これまで、障害者福祉センター及び障害者地域自立生活支援センターを設置し、障がい者の拠点整備を図ってきました。また、統合保育や交流事業など、理解と交流の促進に努めるとともに、各種の在宅福祉サービスの充実を図っています。

今後は、利用者が安心して各種のサービスを自ら選択し、利用することができるような支援体制づくりと、より良いサービスの提供が受けられるようにしていくことが課題です。

あいとびあレインボープランにおける障がい者分野編の理念と目標

《基本理念》

「ともにつくる、障がいのある人もない人も、いきいきと安心して生活できるまち・狛江」

《基本目標》

1. 総合的な支援システムづくり
2. 地域生活の基盤づくり
3. 自立と社会参加のシステムづくり
4. 安心して暮らせるまちづくり

1 社会参加機会の充実

【包括的事業】

統合保育の推進

交流の場づくりと交流事業の推進

【施策の方向】

すべての人が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加するためには、障がいのある人となない人のお互いの理解が必要です。障がいの種類や程度に応じた保育への支援を行い、障がいのある子どもとなない子どもが、ともに活動することができる統合保育を推進します。また、地域交流会、作品展示会、販売など、さまざまな機会を通じて交流を深めます。

【市民会議の声】

- ・多様な交流の機会を設定すること。
- ・学校教育の場で障がい者へのボランティアをするなど体験・実践の場を設けること。
- ・障がい者の家族を含めた勉強会や情報提供の場を設定すること。
- ・障がい者自身のコミュニケーション（自己表現）能力の育成に取り組むこと。

2 支援費制度の推進

【包括的事業】

相談・情報提供の充実

サービスの質の向上

拠点施設の充実

居宅生活支援費の充実

【施策の方向】

障がいのある人やその家族が日常の悩みや不安を解消するために、気軽に利用できるよう相談体制の充実に努めるとともに、だれもが必要なときに適切な情報を得られるよう、サービス利用に関する情報提供に努めます。

契約に基づく制度において質の良いサービスが提供できるように、ホームヘルパーなど支援費のマンパワーやサービスを提供できる施設の確保に努めます。

【市民会議の声】

- ・相談窓口・情報提供を充実すること。
- ・支援費制度のサービス利用について、プランニングできる担当者（専門員）を配置すること。

3 在宅福祉サービスの充実

【包括的事業】

障がい者入浴サービスの充実
通所訓練事業の充実
民間の通所施設への支援
日常生活用具の給付及び貸与
緊急一時保護事業の充実

【施策の方向】

障がいのある人の日常生活を支援するために、一人での入浴が困難な障がい者に対する入浴サービスや機能回復のための通所訓練事業など、各種在宅福祉サービスの充実に努めます。

また、これらのサービスについて、支援費制度への移行も含め関係を整理します。

【市民会議の声】

・障がい者の実態把握に努め、サービス内容の周知を図ること。

高齢単身者（65歳以上） 約2,100人

（資料：平成12年国勢調査 統計こまへ平成15年度版）

身体障がい者（14年度） 約1,800人

（資料：統計こまへ平成15年度版）

狛江市シルバー人材センター（14年度） 会員数610人 受注件数1,907件

（資料：狛江市シルバー人材センター 統計こまへ平成15年度版）

第3項 子育て支援と子どもの健全育成の充実

【現況と課題】

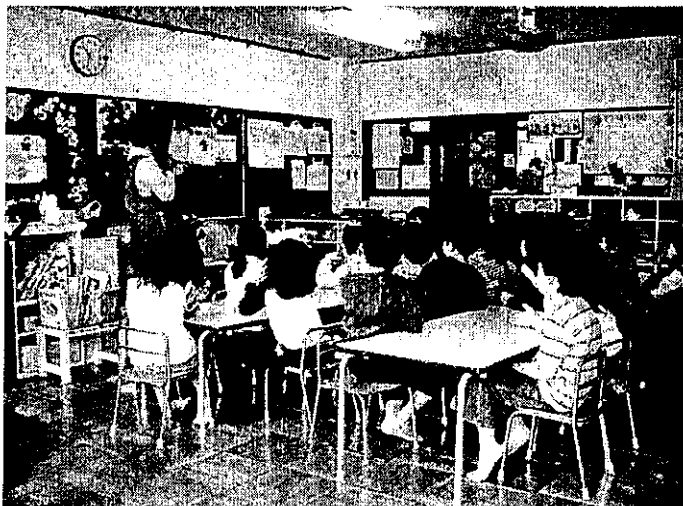
子どもたち一人ひとりが健やかに成長し、親たちが安心して子どもを育てることができる地域社会を築くことが求められています。また、女性の社会進出や就業形態の変化などにより、保育ニーズは多様化してきています。

児童の健全育成のため、児童館をより専門的知識が豊富な社会福祉法人へ管理運営を委託し、事業内容を充実させるとともに、開館時間の延長を図りました。

児童の放課後対策としては、子どもフリースレイや小学生クラブなどを実施し、延長保育の実施やファミリーサポートセンターの開設など、多様な保育ニーズに対応してきました。

また、子育ての相談や支援するための基盤整備としては、子ども家庭支援センターを設置し、乳幼児医療費助成では、4歳児まで所得制限を撤廃するなど、子育てへの経済的支援に努めてきました。

今後は、多様化する保育ニーズへの対応の充実や、近年、報道でも数多く取り上げられている子育て不安などを原因として起こる児童虐待への対応が重要な課題です。



写真：保育の様子（和泉保育園）



1 児童の健全な育成の環境づくり

【包括的事業】

遊びや余暇時間充実のための活動や施設の充実
放課後対策の推進

【施策の方向】

小学校低学年だけでなく、高学年や中・高校生の居場所としての児童館の展開や、学童保育などの放課後児童健全育成事業の再構築を実施していきます。

【市民会議の声】

- ・子どもの目線に立ち、魅力ある公園づくりをすること。
- ・家庭で不要になった児童図書を再活用するなど、子ども向け図書を充実すること。

2 保育サービスの充実と多様化

【包括的事業】

保育内容の充実
民間活力を利用した保育の充実
子ども家庭在宅サービス等の充実

【施策の方向】

仕事を持つ親にとって子どもを安心して預けられる保育所などの存在は欠かせません。女性の社会進出を支援する機能として、また、多様な保育ニーズに対応するために、一時保育やファミリーサポートセンター事業、ショートステイ事業を充実するとともに、専門性をもつ民間の活力を利用した保育の充実に努めます。

【市民会議の声】

- ・新たな保育所の設置や家庭福祉員を増員するなど、待機児童の解消を図ること。
- ・認証保育所、認可外保育室の保育料を一部補助すること。

3 子育て環境づくり

【包括的事業】

子育て相談体制の強化

児童虐待防止強化

【施策の方向】

子ども家庭支援センターを従来型から虐待家庭に対する見守りサポート・虐待防止支援訪問・在宅サービス基盤整備事業を加えた先駆型へと充実させ、子育てひろば事業との連携を図り、子育て相談体制の充実に努めます。ママパパ学級などの教室や育児相談などへの参加の促進や、継続的な交流に結び付くような支援を行い、育児不安の解消を図ります。

児童虐待予防の観点から、乳幼児健康診査受診時にも育児不安の解消を図り、未受診者や転入者の状況把握に努めるほか、児童虐待防止ネットワーク事業を展開します。

【市民会議の声】

- ・児童虐待防止から乳幼児健康診査を受診しない家庭に対する訪問を実施すること。
- ・児童虐待防止に取り組むチームづくりを行うこと。

4 子どもが安心して生活できる社会づくり

【包括的事業】

ひとり親家庭等への支援

子育て家庭への支援

【施策の方向】

ひとり親家庭等へ対する経済面の支援とともに、自立できるように親子の精神面のケアも重視しながら、各種制度の充実や関係機関とのネットワークによる支援体制の整備に努めます。

また、乳幼児医療費助成の充実に努めます。

【市民会議の声】

- ・乳幼児医療費助成対象年齢を引き上げること。
- ・児童手当の支給年齢・支給額を引き上げること。

第4章 ふれあいのある都市を目指した文化の地域づくり

第1節 市民の学習環境づくり

第1項 学校教育環境の充実

【現況と課題】

教育は、家庭や学校、社会生活のさまざまな場面を通じて生涯にわたって、身に付けていくべき課題であり、学校教育は、そのための基礎的な役割を果たすことが期待されています。

学校教育の基本的な役割は、基礎・基本を徹底し、確かな学力の定着を図り、主体的に学び続けることができる学習意欲を身に付けさせること、同世代の仲間との集団による共同生活を通じて、人間性や社会性など豊かな心と健やかな体を育成すること、さらに、その個性や能力を引き出し、自ら課題を見つけ、自ら解決しながら自己実現できる主体性のある子どもを育てることにあります。こうした学校のもつ機能を十分に発揮して、質の高い学校づくりを推進するために、校長のリーダーシップのもと、柔軟性に富んだ創意工夫ある教育課程を編成し、指導の充実・改善に努めることが重要です。

また、市民意識、地域社会が変容する中で、地域で子どもを育てる考え方が薄れてきています。しかし、その一方で、保護者や地域の方々を中心に、地域にある学校をより良いものにしていこうという意識は高く、保護者や地域の方々と学校が協力関係を強め、特色ある学校づくりや安全で安心して通える学校づくりを進めていくことが求められています。

このように時代の変化にあわせた教育を着実に推進していくためには、土台となるべき教育環境が整備されていることが必要です。将来を見通し、多様な教育方法に対応できる学習環境の整備と耐震診断及び耐震補強工事を計画的に進めていく必要があります。高度情報化に伴う校内LANなどの情報通信設備の整備も重要な課題です。

小・中学校の適正規模・適正配置は、児童・生徒の学習・生活面での活性化と人間関係の広がりなどをもたらすための条件の一つです。現在進めている小学校の統合と新校設置を完了し、中学校の移転と統合が次の課題です。

1 特色ある教育の推進

【包括的事業】

個に応じた授業の充実
総合的な学習の充実
小・中連携教育推進
人権尊重教育推進
家庭教育向上のための取組充実
規範意識向上のための取組
特別支援教育の実施
不登校児童・生徒への指導援助の充実
教員の研修・研究推進

【施策の方向】

学校教育を活性化し、魅力ある市立学校にするために、特色ある学校づくりを進めます。

第一に、学力の向上を図る観点から、各学校が創意工夫に満ちた多様な教育課程を編成し、わかる授業を行い、子どもたちの学ぶ意欲を高めることができるよう、教員の資質の向上を目指した研修及び研究活動を推進します。また、「生きる力」、「確かな学力」を育成するために、少人数指導等「個に応じた指導」や体験活動を取り入れた「総合的な学習の時間」の一層の充実を図ります。こうした取組を一層効率的に進めるためには、小・中の連携が必要になります。

第二に、健全育成の推進を図る観点から、人権尊重意識を醸成し、規範意識や命を大切にし、他人を思いやる心など豊かな人間性をはぐくむ教育を進めます。また、不登校の子どもへの理解を深め、適応指導教室「ゆうゆう教室」等の指導援助の充実に努めます。

第三に、障がいのある子どもに適切な教育と支援を行うため、特別支援教育のあり方について検討します。障がいのある子どもの視点に立って、一人ひとりの状況を把握し、支援を行うとともに、障がいのある子どもたちが学びやすい環境づくりを進めます。

※ 特別支援教育

これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症も含めて障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その児童生徒のもてる力を高め、学校における生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの

【市民会議の声】

- ・少人数学級の実現に向けて努力すること。
- ・体験的学習の機会を拡充すること。
- ・子どもたちが自発的に体験学習ができるようにサポートすること。
- ・あいさつなどの基本習慣の醸成を図ること。
- ・ニーズを把握した上で、障がいなどがある児童・生徒の支援のあり方を見直すこと。
- ・不登校児童・生徒が安心して過ごせる場所の確保に努めること。
- ・不登校児童・生徒に対して、学校復帰だけでなく、本人たちが望む場所で教育を受けられるよう、関係機関と連携して、柔軟な支援を行うようにすること。
- ・フリースクール等代替的な教育を受けている子どもに対し、教育クーポン等財政援助を検討すること。

2 新しい時代の学校づくり——

【包括的事業】

開かれた学校づくり
学校の地域参加促進
情報機器・教材の充実と活用
国際理解教育推進
学校図書館充実
相談及び教育カウンセラーの充実

【施策の方向】

学校や地域に愛着をもち、地域の発展を担う子どもたちを育てるためには、学校・家庭・地域社会との信頼に基づいた密接な連携が重要です。こうした関係を築くために、開かれた学校づくりを進めます。

さまざまな方法や機会を活用し、教育活動を積極的に公開するとともに、学校から地域社会への参加と家庭や地域の方々が学校の教育活動に参加しやすいような工夫をしていきます。また、学校図書館やコンピュータ室等の施設・設備については、家庭や地域社会との連携に資する教育資源として、有効に活用できるよう整備を進めます。

総合的な学習の時間や国際理解教育、進路指導、部活動等において、専門性や豊富な体験を有する地域の方々の協力が不可欠になっています。こうした地域の方々と学校の交流を促進していきます。また、現在、学校では学校司書臨時職員やスクールカウンセラーなど教員以外の人たちの活動も加わり、一人ひとりの個に応じたきめの細やかな子どもへの理解に努め、成果をあげています。このように、カウンセラー等の

専門的なスタッフと教員の相互連携を密にした指導を推進していきます。

保護者や地域の方々のニーズを的確に把握し、地域の学校として十分な教育活動が行われているかどうかについて評価活動を実施し、学校運営の充実・改善に努めています。

【市民会議の声】

- ・土日や夜間に学校行事・PTA活動等を増すこと。
- ・学校運営連絡協議会の役割を明確にすること。
- ・地域の有識者・高齢者などの経験を積極的に活用すること。
- ・学校選択制について検討をすること。
- ・地域運営学校の検討をすること。
- ・教育ボランティア制度の導入を検討すること。
- ・情報公開や市民参加を積極的に進めること。
- ・職員の専門性を高めること。
- ・民間人を校長に登用するなど民間人の活用を検討すること。
- ・社会人を積極的に学校に迎え、教育活動に活用すること。
- ・学校図書館を情報センターとして活用できるように環境整備すること。
- ・学校司書臨時職員の勤務時間の拡大や研修制度など条件整備を進めること。
- ・学校図書館と市立図書館との連携を一層強めること。
- ・個に応じた教育サポート体制を充実させること。

3 安全で魅力ある教育環境づくり ———

【包括的事業】

学校規模・配置の適正化
中学校給食実施
耐震補強改修推進
防犯・防災等安全管理体制整備
教育研究所機能向上

【施策の方向】

適正規模・適正配置を実施するため、狛江第二・第七小学校の円滑な統合を進めるとともに、中学校の適正配置と統合の取組を始めます。

児童・生徒の安全性の確保から、校舎・体育館の耐震補強工事に計画的に取り組めます。また、新たな教育活動の展開や地域での有効活用に配慮した教育環境づくりに

努めます。

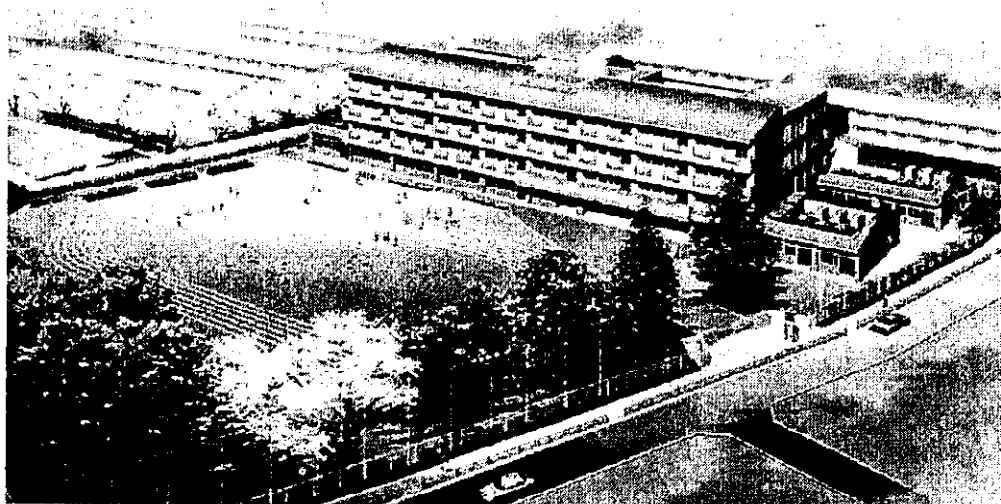
中学校給食については、方式・施設配置などの検討を進め、早期実現に向け努力していきます。

各地で不審者による登下校中の事件・事故が多発していることから、子どもたちの安全を確保するため、学校・地域・警察との連携を図り、地域で健全に子どもたちを育成する環境を整備していきます。また、児童・生徒が安全に学校生活がおくれるよう学校内と通学路の安全対策もあわせて進めていきます。

教職員の資質向上や指導技術の開発などを進めるとともに、狛江市健康相談所への教育研究所移転とあわせて、組織、事業を見直し、教育研究所の機能向上を図ります。

【市民会議の声】

- ・自校方式にこだわらず、中学校給食の早期実現に向け努力すること。
- ・多様な教育ニーズに応えるための教育方法を検討すること。
- ・生徒・児童の安全確保のため、通学路及び学校内に専門巡回員の配置を検討すること。
- ・学校等への防犯カメラ・ビデオの設置を検討すること。



緑野小学校 完成予想図

第2項 生涯学習と時代に即した社会教育等の展開

【現況と課題】

生涯学習とは、生涯にかけて、いつでも自由に、自己の充実や能力向上を目指して学べることであり、情報化や高齢化など社会の変化に対応していくうえでも欠かすことができないものです。その活動は、家庭をはじめとして、学校教育、社会教育、民間における各種教育活動や文化事業、企業内教育などあらゆる教育活動やスポーツ活動、趣味、レクリエーション等を含めた広範に及ぶものです。生涯学習を振興するための基本的考え方や重点事項について、現在、中央教育審議会において「今後の生涯学習の振興方策について」議論がされています。市町村においても、市民の学習活動を支援する役割をしっかりと認識する必要があります。

平成16年4月に公民館を組織統合しました。組織統合後は公民館事業の再編、施設利用の効率化などが期待されています。また、社会教育全般においては、社会教育団体への支援と市民への情報発信をより充実させることや、各種社会教育事業の効果的な運用を図るための見直しなどが求められています。

また、市民の自主的な学習活動を支援するためには、その活動の場所として、今後とも各種施設を積極的に開放し、提供していく必要があります。

本離れといわれる現在、図書館は本と親しみ、生涯を通じ豊かな人生を送るために重要な役割を果たすとともに、地域における身近な情報提供機関としても貴重な存在です。新図書館構想の実現が待たれていますが、公共用地の有効活用との関連や財政難という理由からなかなか実現に至っていません。

安全安心という側面や異年齢集団の遊び場確保、子育て支援の一環など、子どもたちの多様な活動場所をつくり、地域社会全体で、子どもたちの成長や発達を促していくという取組が全国で進められています。市でも、地域の方々にご協力いただきながら、子どもフリースペース事業を平成13年度から立ち上げ、順次、拡充を図っています。



写真：新子どもフリースペースの様子（第一小学校）

1 生涯学習推進体制確立

【包括的事業】

生涯学習のあり方検討
学習需要の把握及び学習機会の拡充
自主学習グループ育成・支援

【施策の方向】

市全体の課題として、生涯学習の将来像を描きながら、そのあり方について検討していきます。

また、生涯学習の当面の課題として、各人の生涯学習支援を充実させるため、学習需要の把握及び学習機会の拡充や自主学習グループの育成・支援を進めていきます。

【市民会議の声】

- ・生涯学習のあり方や将来像を示すこと。
- ・情報提供の充実と一元化を図ること。
- ・学習機会の拡充やニーズを把握すること。
- ・学習相談の充実を図ること。
- ・近隣自治体及び大学と連携した学習機会の提供を検討すること。
- ・生涯学習指導者の育成・支援を図ること。（生涯学習市民リーダー登録制の導入等）

2 社会教育等総合支援

【包括的事業】

社会教育団体支援と情報発信・提供
施設開放の推進・拡充
社会教育関連事業の再編
図書館サービス機能拡充
視聴覚資料充実
子どもの読書活動推進
新図書館建設構想推進

【施策の方向】

市民の自主的な学習活動を支援するため、社会教育団体に対する支援と情報発信・提供や各種施設開放の推進・拡充を図っていきます。

公民館組織統合に伴い、社会教育関連事業の事業内容や実施時期などの調整、再編

を行い、その充実と効率的な運用を図ります。

学校図書館との連携強化や子ども読書活動推進により、本と親しむ環境醸成を図るとともに、情報提供機関として図書館サービスの機能充実や視聴覚資料の充実を図ります。また、新図書館建設構想を継承し、財政事情を考慮しながら実現に向けて検討していきます。

【市民会議の声】

- ・公民館施設の公平な利用が図られるよう工夫すること。
- ・事業内容や実施時期など社会教育関連事業間で調整をするようにすること。
- ・能動型、調査型の講座も取り入れること。
- ・休日の学校校庭開放（学校公園）を検討すること。
- ・より良い環境で利用してもらうため、適切な利用者負担も検討すること。
- ・公民館等の利用方法や申込方法の統一を図ること。
- ・地域センター図書室もできるだけ均一のサービスが図れるよう整備すること。
- ・財政状況は厳しいが、新図書館構想が実現可能な方法を探ること。

3 子どもたちの活動の場づくり

【包括的事業】

子どもフリースペース拡充
子育て支援事業との連携
青少年の活動場所確保

【施策の方向】

子育て支援事業と連携を図りながら、放課後児童対策事業である子どもフリースペース事業を各小学校に拡充するとともに、青少年を対象とした活動場所の確保を検討していきます。

なお、平成16年度より放課後クラブを包括した新子どもフリースペースを試行実施していますが、その事業評価等を通じて、物理的な空間だけでなく、子どもたちの成長や発達という側面から、今後の子どもたちの活動の場づくりについて総合的に検討していきます。

【市民会議の声】

- ・子どもフリースペース事業を全小学校へ拡充すること。

第3項 スポーツ・レクリエーションの振興

【現況と課題】

健康の維持や体力増進、余暇時間の有効活用など、市民が健康で文化的な生活を営むために、スポーツ・レクリエーションは重要な役割を担っています。

市民意識調査で、スポーツ・レクリエーション活動について体験的に参加できる機会を設けることに約41%の支持があるように、誰もが気軽にいつでもスポーツ・レクリエーション活動に参加できるような環境整備が求められています。市では、個別事業だけでなく、体育施設の個人開放や各種スポーツ・レクリエーション大会の委託実施など、その充実を図ってきましたが、なおニーズは高く、スポーツ施設の整備や事業の拡充を図ることが課題となっています。

また、今後、学校教育や児童及び青少年健全育成事業との連携や障がい者スポーツ、高齢者スポーツの充実など、多様化・高度化するスポーツ・レクリエーション活動に対するニーズに応えていくために、定期的・継続的に活動できる地域に根ざしたスポーツクラブの必要性がいられています。地域の特性をいかした総合型地域スポーツクラブの育成や設立の推進が求められています。

昭和62年7月25日に「ふるさと友好都市」として新潟県川口町と提携を行い、市からは、夏祭りへのおみこし等の参加や各種イベントへの市民の参加、川口町からは、市民まつりへのおみこしやおどり太鼓の参加、わんぱく駅伝等への町民の参加など、お互いに交流を深めてきました。現在、川口町では、地産地消やスローフードが注目を集めるなか、魅力ある地域交流型の観光地づくりのため、自然や食、文化など地域の資源を素材に、地域住民が参加した多様な交流体験プログラムづくりに取り組んでいます。平成15年度には、杜の宿「遊亀庵」、「和楽美の湯本館棟」がオープンするなど観光施設の整備も進んでいます。そして、これらを交流拠点として活用し、地域住民主役の体験交流型観光を推進していくことにしています。

農村地域の自然や文化、人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムへの関心が高まるなか、市民のふるさととして、市民と町民をつなぐ交流をさらに促進する必要があります。



写真：市民総合体育館トレーニング室と元和泉市民テニスコート

1 市民スポーツ活動支援

【包括的事業】

各種スポーツ教室(活動)の拡充
各種スポーツ団体との連携強化
障がい者に対するスポーツ振興
学校部活動への支援
総合型地域スポーツクラブの育成

【施策の方向】

スポーツ・レクリエーション振興のため、各種スポーツ教室(活動)について、参加者にアンケートを取るなど、ニーズを十分把握しながら、拡充を図るとともに、各種スポーツ団体との連携強化を図っていきます。また、障がい者スポーツ振興や学校部活動への支援等、あらたな課題に対応していきます。

なお、総合型地域スポーツクラブの育成のために、体育協会や体育指導委員会議を中心に地域等への働きかけを行っていきます。

【市民会議の声】

- ・健康づくり講座など民間とのタイアップを図り実施すること。
- ・高齢者や障がい者など、対象者に応じた活動に取り組むこと。

2 スポーツ施設整備

【包括的事業】

民間スポーツ施設に対する市民開放要請
学校施設複合化検討
市民プール改修検討
ふれあい広場代替施設検討

【施策の方向】

民間スポーツ施設に対する市民開放の要請に継続して取り組むとともに、学校施設開放等多目的活用を視野に入れ、学校施設複合化の検討を行います。

また、市民体育施設は、開設後 20 年以上経過している市民プール等、老朽化が進んでいる施設が多いので、これらの改修を早急に検討するとともに、「ふれあい広場」を分断する都市計画道路の整備に備え、代替施設が確保できるように検討していきます。

【市民会議の声】

- ・ 民間施設や近隣自治体施設が利用できるように積極的に要請すること。

3 ふるさと交流推進

【包括的事業】

自然体験学習の場としての活用促進
市民同士の交流の促進
市民の保養の場としての活用促進

【施策の方向】

川口町民と狛江市民が交流できる機会の設定や民間同士で交流できる体制づくりを進めるとともに、川口町の山や川などの自然や農業等、その環境を活用した自然体験学習の場を創りあげます。

また、市民交流が進んでいる小菅村との交流については、ふるさと交流の視点から支援することを検討します。

【市民会議の声】

- ・ 気軽に行けるふるさととして、新たに小菅村との交流を支援すること。
- ・ ふるさと交流を深める観点から市民保養施設利用助成制度を活用すること。

※ 「ふるさと友好都市 川口町」は、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震（震度7）に見舞われ、建物の倒壊や道路の陥落、がけの崩落など甚大な被害を受け、町民の方々のほとんどが避難生活を余儀なくされました。市では、消防団や社会福祉協議会など各種団体をはじめ多くの市民の協力を得て、緊急的な支援活動にすみやかに取り組んできました。全国から多くの支援を受けて、復旧は着々と進んでいますが、未だその爪あとの多くが残されています。今後は、町民の生活が安定や明るさをもてるよう、心の支えとなれるような関係を育んでいきます。

第4項 青少年の健全育成

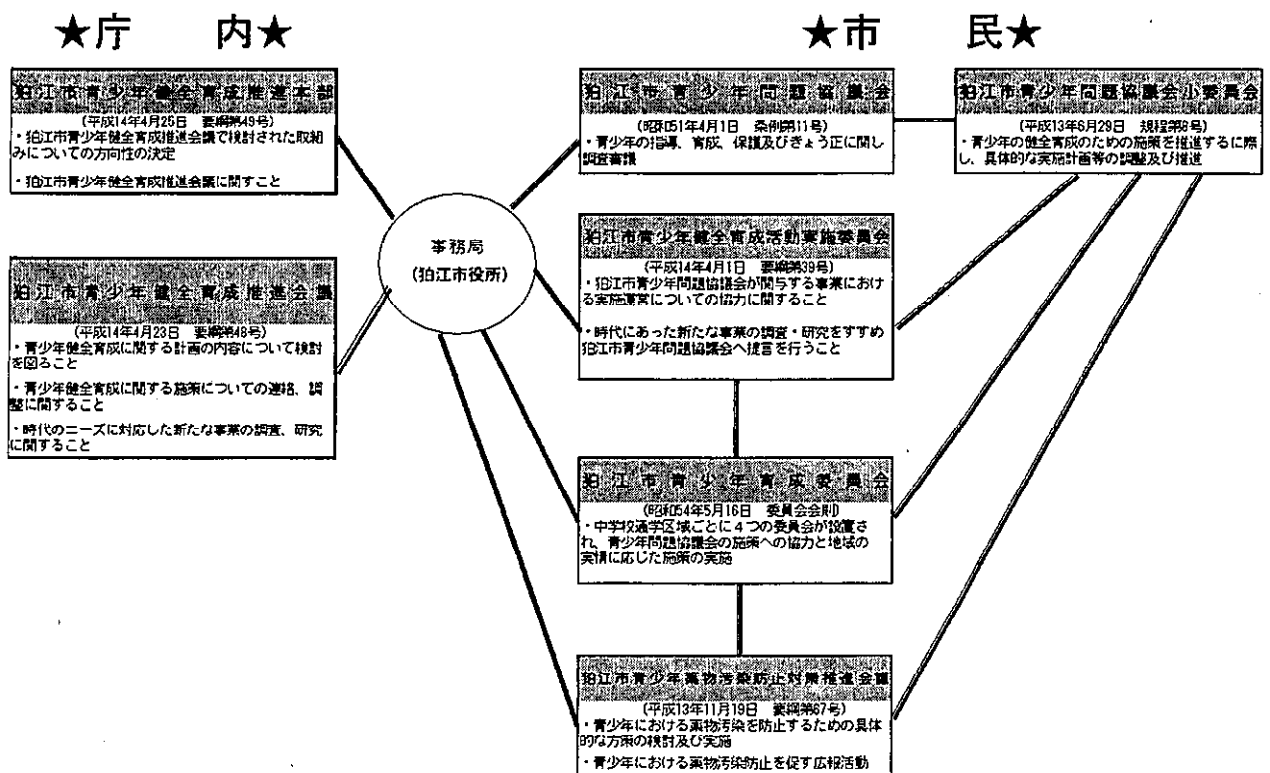
【現況と課題】

犯罪の低年齢化、薬物汚染の裾野拡大、そして近年では出会い系サイトによる犯罪が増加するなど、青少年を取り巻く環境はますます厳しくなっています。市内でも小・中学生を狙った不審者が出没するという報告もあり、懸念すべき課題が生じています。また、心身の発達途上にある青少年が、露骨な表現で興味をそそるだけのような雑誌や映像を簡単に入手できる現状は、非常に憂慮すべき問題となっています。

体験活動等については、従来から市や青少年関連団体等において、さまざまな事業が行われていますが、学校週5日制への移行をはじめ、社会情勢の変化をふまえながら、時代のニーズにあった事業の展開が望まれています。担当課において個別に事業を実施していますが、市としての全体の方向性を見出し、全庁的な視点で施策展開を進めていく必要があります。また、健全育成の担い手として中心となり活躍する青少年関連団体や関係機関との連携を進め、効果的な取組ができるようにする必要があります。

青少年がいきいきと生活し、健全に成長していくことは、すべての市民の願いであり、青少年を取り巻く環境の健全化が求められています。また、単なる物理的なものだけでなく、自主的、自立的な青少年を育成するための、ふれあいを大切にした居場所づくりも求められています。

拍江市における青少年健全育成推進のための組織内容



1 健全育成環境づくり

【包括的事業】

防犯活動強化

相談機能充実

環境健全化取組強化

健全育成活動への参加機会拡充と促進

青少年の居場所づくり

【施策の方向】

行政の取組だけでなく、広く市民、事業所などが青少年健全育成活動について理解を深めるための情報提供を行うとともに、それぞれの立場において、その役割を担ってもらえるようコーディネートを進めます。

また、保護者の役割が非常に大切であるため、その意識高揚を図るよう努めます。

青少年健全育成のため、さまざまな体験活動等に青少年自身が参加することは非常に有意義なことであり、青少年関連団体等との連携を強め、行政と市民が共に考えながら多摩川など狹江の特性をいかす事業の構築など幅広い取組を進めます。

ふれあいを大切にした、心のよりどころとなるような青少年の居場所づくりについて検討します。

【市民会議の声】

- ・ 好ましくないポスター、広告等の宣伝物をなくすこと。
- ・ 暴力やひわいなど好ましくない出版物をなくすこと。
- ・ あいさつなど基本習慣の醸成を図ること。
- ・ 青少年が自ら健全育成に取り組めるよう、青少年リーダーの育成を検討すること。
- ・ 青少年が自由に集える場所づくりを検討すること。
- ・ 児童館の開館している時間を延長するなど、青少年の居場所を作ること。

2 健全育成組織活動の活性化

【包括的事業】

関連組織の取組及び連携強化

庁内推進組織充実

関係機関との連携強化

【施策の方向】

効果的に青少年健全育成の取組を進めるためには、推進組織の構築が必要不可欠です。庁内組織である青少年健全育成推進本部並びに青少年健全育成推進会議における活動の充実を図るとともに、青少年問題協議会や青少年育成委員会をはじめ青少年関連団体、そして、警察や児童相談所などの関係機関とのより一層の連携強化を図ります。

【市民会議の声】

- ・青少年健全育成組織の見直しを図ること。
- ・学校、家庭、地域社会との連携を強化すること。

第2節 ふれあいの文化・コミュニティ環境づくり

第1項 市民文化の醸成

【現況と課題】

市民自らの手による音楽活動などの芸術活動が活発に行われています。また、郷土の歴史や文化に対する関心も高まりを見せ、古典芸能などに関する活動も積極的に行われています。スローライフの考え方に代表されるように、ゆとりや潤い、ふれあいを求める気持ちが重視されており、その一翼を担うため、市民文化を醸成する環境づくりが求められています。

平成7年の設立以来、市民が文化・芸術活動と身近にふれあう場所として、市民ホールは一定の役割を果たしてきました。今後は、その立地条件の良さをいかして、より高い文化・芸術活動の拠点としての役割を担うことや、事業運営の安定化のため、市内外の利用者をより多く確保することが課題となっています。

むいから民家園は、運営を市民団体である狛江市立古民家園運営市民協議会に委託しています。市民の手づくりで、年間を通してさまざまな行事が実施されています。平成14年4月の開園以来、約4万2千人の入園者を数えていますが、園内の歴史的建造物は現在、荒井家住宅主屋だけです。長屋門を復元し、古民家園としての環境整備を図ることが課題とされています。

文化財の保護については、文化財及び埋蔵文化財の調査等により資料収集等情報の蓄積をしています。また、郷土芸能の継承に役立てるため、郷土芸能保存会への助成を行ってきました。今後は、市民の共有財産として、教育活動等に積極的に活用することが望まれています。

1 文化・芸術活動振興

【包括的事業】

市民ホール事業充実の要請

文化・芸術活動の醸成

【施策の方向】

幅広い世代に向けた文化・芸術活動の情報発信や市民の施設利用促進など、文化・芸術活動の拠点施設である市民ホールの事業充実を要請します。また、市民自らの文化・芸術活動を支援するとともに、市民協働による新たな文化・芸術活動の醸成などに取り組みます。

【市民会議の声】

- ・市民が企画段階から参加できるような仕組みを作ること。
- ・若者向けの企画をもっと増やすこと。
- ・会議室の単独利用も考慮すること。

2 文化財施設整備

【包括的事業】

博物館（郷土資料館）設置の検討

むいから民家園環境整備

【施策の方向】

市内の歴史・文化遺産を収集、保管、展示し、調査研究や教育活動を行う拠点として、博物館（郷土資料館）の設置を検討します。

また、むいから民家園の中には、平成11年10月に寄贈を受け、部材を解体保存中の長屋門の復元を実現させ、屋敷がまへの整備ができるよう、財政事情を考慮しつつ検討します。

【市民会議の声】

- ・博物館の持つ郷土資料の展示機能は、むいから民家園の充実に委ね、新しい拠点、いきた博物館として活用すること。
- ・多摩川に関する水族館的要素も含めた施設を検討すること。
- ・旧高木家長屋門の早期復元に向け努力すること。
- ・施設整備年次計画を策定すること。
- ・むいから民家園、西河原自然公園、児童公園を統合して、公園文化財拠点を形成すること。

3 文化財保護

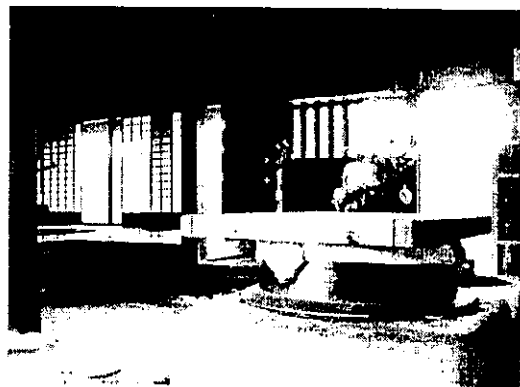
【包括的事業】

文化財の保存と活用

埋蔵文化財保護

【施策の方向】

市民の貴重な共有財産として、民俗、埋蔵文化財等の各種文化財の保護継承と活用を図ります。



写真：むいから民家園

第2項 コミュニティづくり、協働型まちづくり

【現況と課題】

阪神・淡路大震災では、日頃の地域的なつながりをもつ町会・自治会が非常に機能し活躍しました。防災に限らず、防犯や福祉の面から地域のかかわりはきわめて重要です。そのために市域全体の有機的なネットワークづくりが必要ですが、その前段階として町会・自治会の組織化は重要です。市においては、その基幹的な地域組織である町会・自治会が未組織である地域が多く、課題になっています。

また、市民活動団体の活性化や行政との協働を進めるには、情報の共有化をより一層進めることが非常に大切です。活動団体に関する情報を一元的に収集・整理・提供する情報誌を発行したり、団体の活動内容や参加者の募集等の周知により、団体間のネットワーク化、活動への参加、団体の拡大と活性化を図ったり、そのような取組により、まちづくりへの参加がより推進されることが期待できます。

今後は情報提供方法などの充実と活動を支援するための中心的な役割が行われるセンター機能が求められています。



写真：野川より谷戸橋地区センターを望む

1 市民協働、地域コミュニティ育成のための体制づくり

【包括的事業】

町会・自治会等の組織化・育成
町会・自治会と行政とのネットワークづくり
市民活動支援センターの設置
アドプト制度の推進

【施策の方向】

町会や自治会等の地縁組織は、協働の時代における地域コミュニティの形成には欠くことのできない組織です。組織化の検討やそのための支援、既存組織の活性化を図るための支援を行います。

また、地縁組織と行政及び組織間のネットワークづくりを進めます。

市民活動情報誌「わっこ」の充実を図るとともに、市民活動団体支援のために、共用する機材等を配置した活動の場として、また、お互いを有機的に結び付ける出会いの場として、既存の公的施設の拡充や再利用により市民活動支援センターを設置します。

【市民会議の声】

- ・例えば本市民会議のように市民によるテーマ別まちづくりを推進すること。
- ・市民活動をサポートできる人材育成と情報提供をすること。
- ・広域的に活動している非営利団体や少人数グループが活動できる場の整備を検討すること。
- ・年齢、性別、障害も関係なく、誰もが気軽に集まれる場を設定すること。

第3節 互いに知り認めあう環境づくり

第1項 基本的人権を尊重した平和なまちづくり

【現況と課題】

イラク戦争やソマリア紛争、パレスチナ問題をはじめ、世界では、未だ、いたたまらない戦争や紛争が絶えません。特に第3諸国といわれる国々において、戦闘員だけでなく、高齢者や女性、子どもなどの非戦闘員も含め、死者や負傷者はもちろんのこと、弾圧を受けたり、難民と化したり、貧困飢餓に苦しんだり、犠牲者となる人々の数は増えるばかりです。私たちの平和は、こうした犠牲の上に成り立っている事実を直視し、国際的視野をもって、戦争や紛争がどうして起きるのか、何が原因なのか、理解し、学び、地域で行動することが大切です。その解決のために、私たちの力は遠く及ばないかもしれませんが、平和の意義と平和意識の高揚を図り、その大切さを理解することが、まず必要です。

また、「人権が保障されていないところに平和はない。」「平和のないところに人権は保障されない。」という平和と人権の相互の関係が着目されています。国際的な人権問題も解決すべき重大な課題ですが、私たちの周りでも、子どもや高齢者に対する虐待、障がい者に対する差別や偏見、外国人に対する閉鎖的な態度や差別、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性の被害、安易な理由による殺人事件など他者の命や人権を踏みにじるような事件が日常的に発生しています。また、いじめや暴力など人権にかかわる問題でひそかに苦しんだり悩んだりしている人々も数多く存在しています。

顔が見える身近な家庭や地域において、お互いを思いやる心を育み、人権意識を醸成することが、まず重要です。そして、力を合わせて、基本的人権が尊重され、誰もが幸せに平和に暮らせるような社会を築いていかなければなりません。

1 平和、人権意識の醸成

【包括的事業】

平和意識高揚

人権意識高揚

平和・人権問題活動支援

【施策の方向】

平和宣言都市として、核兵器全面廃止と世界の恒久平和の実現要請など、平和意識の醸成に取り組んでいきます。人権尊重社会の実現を目指して、一人ひとりが人権の意義や重要性に関する知識を身につけ、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に表れるような人権意識を育むことができるよう啓発活動に努めます。

狛江市平和都市宣言

われわれ狛江市民は、「日本国憲法」の前文と世界の恒久平和を達成するという精神および第九条に記された「戦争の放棄、交戦権の否認」を狛江市および狛江市民の行動原理として高く掲げたい、と思う。

われわれのこの行動原理は、ヒロシマ、ナガサキ、第五福竜丸と三度にわたる原爆被爆の痛切なる体験にもとづき、かかる悲劇が二度とふたたび人類社会においてくりかえされてはならないとの確信にもとづくものである。

われわれは、今日の国際社会がわれわれの念願にもかかわらず、絶えざる核軍拡競争と、軍事的緊張の連続であるという事実を深く憂慮し、核軍縮こそ、人類の生存にとって最も優先させるべき課題であるとの認識のうえにたって、

全ての核保有国にたいし、

核兵器の研究、実験、開発、配備を停止すること、

および、率先して核兵器の削減をおこなうこと、

および、非核保有国をも含めた核軍縮交渉を開始すること、を希望する。

われわれの海や大地は、戦争のために汚されることがあってはならず、人類の生存のために利用されるべきものである、と確信するがゆえに、非核三原則を守り、狛江市および狛江市民は、各平和宣言都市と手を結び、核兵器完全禁止・軍縮、全世界の非核武装化にむけて努力することを宣言する。

昭和五十七年六月二十一日

東京都狛江市議会

第2項 男女共同参画の社会づくり

【現況と課題】

国では平成11年度に「男女共同参画社会基本法」を、都では平成12年度に「男女平等参画基本条例」を施行し、豊かな市民生活をおくる基本となる男女平等社会の実現を目指した取組を明らかにしました。市においても男女が性別にかかわらず、個性と能力が十分に発揮され、共に責任を分かちあい、一人ひとりが尊重される社会を目指して、こまえ男女平等推進プラン（平成13年3月）を策定しました。その推進にあたっては、同プランに掲載されているように職員一人ひとりの理解と協力と担当課での着実な取組が必要です。推進に向けての条件（財源、スタッフなど）を十分に整え、行政とともにその担い手となる市民の掘り起こしを早急に進めていく必要があります。

また、セクハラ、ストーカー、ドメスティックバイオレンスなど女性に対する暴力が深刻な問題になっています。平成13年10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されました。こうした状況をふまえ、従来からの母子自立支援員による「母子・女性相談」に加え、平成14年度からカウンセラーを相談員とする「女性悩みごと相談」を開設し、相談業務の充実を図っています。

「女性悩みごと相談」は現在、月2回開設していますが、相談件数の増加に対応できていない状況にあります。

こまえ男女平等推進プラン（平成12年度策定）の基本理念

- 1 女性が性別による差別を受けることなく、男女平等の視点に立って意識改革を進め、性差別を撤廃し、個人の尊厳が保障される社会
- 2 女性も男性も、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択できる社会
- 3 女性も男性も共に労働の権利を保障され、子の養育、家族の介護など家庭的責任を両性で共有し、職場、地域活動においても、従来の固定的な役割を強制されることなく、責任を分かち合う社会
- 4 女性が、政治、経済、その他の社会生活において、あらゆる活動に男性と平等な立場で参画する社会
- 5 女性の生涯にわたる性と健康の権利を確立し、保障する社会

1 男女共同参画環境づくり

【包括的事業】

男女共同参画情報収集・提供
子育て・介護支援
就労機会拡大
相談機能充実
市民組織・庁内組織活動充実

【施策の方向】

男女共同参画に向けて、広く市民に意識の醸成を図るため、情報の提供を進めます。

また、市民意識調査において、ニーズが高い「保育、介護等福祉施策の充実」や「就労機会の拡大」について取組を進めます。

さらに、国の法整備とともに市でも、相談体制の強化が時代のニーズとしてあることをふまえ、「母子・女性相談」と「女性悩みごと相談」の充実を図るとともに、警察署、児童相談所、保健所など関係機関との連携の強化を進めます。

【市民会議の声】

- ・「こまめ男女平等推進プラン」の実現を図ること。
- ・行政、市民、団体等による推進体制を確立し、チェック機能を持った評価委員会を設置して、進捗状況の評価等を行うこと。
- ・女性が働きやすい条件整備を進めること。
- ・男女共同参画センターの開設を検討すること。
- ・児童虐待、配偶者暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた相談等や被害にあった場合の対応を充実させること。

第3項 国際化時代の環境づくり

【現況と課題】

市には、800人を超える外国人登録されている方々が住んでいます。地域の人たちなどとコミュニケーションを図る手段の一つとして日本語の習得は大変重要ですが、日常生活を営むうえで、密接に関連している生活情報をいかに得るかということがまず肝心です。その手段として、広報「こまえ」、市のホームページ、各課で作成しているパンフレット等がありますが、残念ながら一部を除いて、すべてが日本語で作成されています。真の国際化とは、互いの文化を尊重しながら交流し、外国人であっても不自由なく便利に日常生活を営むことができるようになることです。

そのためには、生活に必要な情報提供と日本語が学べる場や機会の提供等が大変重要になってきます。また、互いに多文化を理解するための交流等も必要不可欠なことです。



写真：いけばな教室（国際交流協会）

1 外国籍市民への生活支援

【包括的事業】

多言語による生活情報提供
日常生活相談の充実
日本文化習得機会の提供

【施策の方向】

外国人が必要最低限の生活情報を得る方法として多言語のパンフレット等を作成し、情報提供を行います。

また、日常生活相談が気軽に受けられるような体制づくりに努めます。

日本語だけでなく、日本文化の習得機会も積極的に提供していきます。

【市民会議の声】

- ・ 情報提供を充実させ、外国籍市民にも暮らしやすいまちづくりを推進すること。
- ・ 国際化推進の基本計画を、外国籍市民も交えて検討すること。
- ・ 国際化推進部署を充実させること。
- ・ 外国人相談窓口の常設化をめざすこと。

2 国際交流事業

【包括的事業】

国際交流協会との連携・支援
多文化交流推進

【施策の方向】

国際交流協会との連携により、外国の文化や日本の文化を互いに理解するための学びあう場づくりを進めるとともに、市民同士が集える交流機会の提供に努めます。

第4項 情報化社会への環境づくり

【現況と課題】

情報通信技術の急速な進歩によって、市民のライフスタイルのみならず産業・社会の構造そのものが、大きな変化を迎えています。国では、世界最先端の情報化国家となることを目標とする情報化戦略を策定し、21世紀初頭における電子政府の実現を目指しており、こうした国の動向をふまえ、市町村レベルでも電子自治体の実現に向け、情報化を進め、業務の簡素化・効率化はもとより、インターネットを積極的に活用して、行政手続等のオンライン化への対応や行政への住民参画の促進を図ることが必要になっています。

市では、インターネット環境等を活用した情報ネットワーク社会の到来を予想し、高速通信を可能とするため、ケーブルテレビの専用回線などを利用して、市内の情報通信基盤の整備を行ってきました。また、同時に市のホームページを開設して行政情報の提供を行っています。

情報化を可能にするためには、情報基盤整備や外部委託の積極的活用、情報化に対応した人材育成などが必要不可欠ですが、同時に個人情報などの情報資産の保護や情報システムの保安対策として情報セキュリティポリシーの維持・強化を図り、利用者のモラル向上や全庁的な情報セキュリティの安全性、信頼性の確保も目指していかなければなりません。

また、国や都の情報化に呼応した施策が必要ですが、市として取り組むべき情報基盤の整備について、その効果を十分に見極めつつ検討を行う必要があります。

1 情報化による行政サービス向上

【包括的事業】

情報提供媒体としてのホームページ構築
各種サービスの電子化推進
ワンストップ・ノンストップサービス化推進

【施策の方向】

市では、平成12年にホームページを開設し、必要な情報をすみやかに発信できるように努めてきました。今後は、電子申請や電子調達をはじめとする電子行政サービスや行政情報のポータルサイトとなるホームページを積極的に活用し、「24時間365日ノンストップ・ワンストップサービス」の実現に向けて情報格差等の問題が生じないよう配慮しながら整備を進めていきます。

【市民会議の声】

- ・市民ニーズにあわせたホームページの充実を図ること。
- ・情報公開を進めるため、議会の様子を動画にて提供するなど新しいコンテンツを考えること。

2 情報提供環境整備

【包括的事業】

情報化安全対策
オンライン認証基盤整備
情報化推進体制整備

【施策の方向】

行政事務の簡素・効率化や情報の共有化を図るために、庁内LANの構築、財務会計システムや全庁型文書管理システム等の整備を進めてきました。今後は、基幹システムや各業務システムの効率化や安定化、コスト削減等を図るため、ASP等を有効に活用する方式の検討を行います。

また、情報システム全般にわたり、情報セキュリティポリシー運用の徹底を図り、職員等の情報セキュリティ意識の向上や庁内LANやサーバ等の物理的セキュリティを高めていきます。

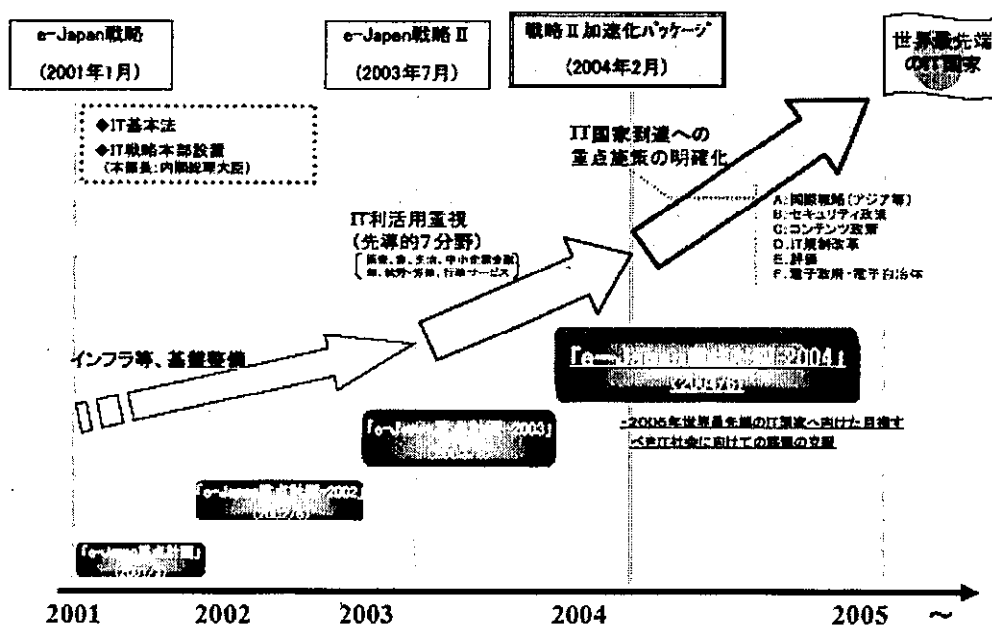
※ ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）

業務用ソフトを、インターネットを通じて顧客にレンタルする事業者のこと。

【市民会議の声】

- ・個人情報を守るためセキュリティに最大限努力すること。
- ・誰でも情報を引き出せるように情報端末を地域センターに配備すること。

e-Japan重点計画－2004



資料：内閣官房内閣広報室HP

第5章 活気あふれる都市を目指した産業の振興

第1節 地域産業の振興

第1項 商工業の振興

【現況と課題】

長期に及ぶ景気の低迷において、消費の落ち込みなどによる商品価格の調整やデフレが進むなか、事業経費の削減に奔走するなど、とりわけ小規模経営が大多数である市内商工業者は一層厳しい状況に置かれています。

また、情報社会の進展により、消費行動の多様化や変化は著しく、小規模事業者は人員面・経費面等の制約もあり、単独での情報分析や対応に限界があります。

商工業全般に対しては、起業者への支援や新規事業の創出など、これまでにない新しい手法などを取り入れて、活性化を図っていくことが重要です。

市では、商店街の活性に向けて、狛江市商店街振興プラン（平成15年3月）を策定し、その役割を商品提供だけでなく、地域社会の再生・活性化の中核として位置付けています。今後も、工夫を凝らして、集客力を高めていくことで、他地域へ流れている消費者を回帰させることや地域に密着した個性あふれる魅力的な商店街づくりを目指すことが重要な課題となっています。

市の産業は事業所、従業者、製造品出荷額ともに減少傾向にあります。工業振興に関しては、付加価値があり満足度の高い新商品の開発など特徴ある振興策が必要となっています。

※ デフレ

デフレーションの略。通貨収縮・通貨量が非常に少なくなり、物価が下落する経済現象

1 商工業経営の強化

【包括的事業】

商工会活動活性化の推進
事業資金融資あっ旋制度等の充実
経営相談・診断・指導講習会の充実

【施策の方向】

景気の低迷が続くなか、小規模が多い粕江市の商工業経営基盤を強化、充実させるため商工会との連携を強化し、各事業所・店舗に対応した経営相談等を実施します。公的支援による融資制度の充実を図り、活力ある経営に向けた施策を展開していきます。

【市民会議の声】

- ・粕江駅前交番横の通称三角地に市内のさまざまな情報を提供する情報発信基地を設置すること。
- ・小口事業資金融資あっ旋制度の充実を図ること。

2 魅力ある商店街づくり

【包括的事業】

商店街組織の活動の支援
起業者への支援
消費者からの経営アドバイスの検討
消費者と事業者の情報交流促進
消費促進事業の展開

【施策の方向】

商店街振興プランの理念にあるように、市内商店街は規模的に小さいものが多いことや商店街の役割が「商品の提供の場」から「地域のコミュニケーションの場」へ変化してきています。地域の商店街の付加価値として、お店PRアンテナショップ等により消費者と事業者の情報交流を行うなど、人々が集う場であるとともに、大型店などない日常生活に密着した「こころ」が通うサービスや利用しやすい仕組づくりなど魅力的で特徴ある商店街づくりを支援します。

※ アンテナショップ

新商品を試験的に売り出す小売店舗のこと。消費者の反応を探るアンテナの働きをもつことからいう。パイロットショップともいわれる。

【市民会議の声】

- ・商店街のビジョン分析をすること。
- ・商業PR活動（個性のある店づくり）に取り組むこと。
- ・商業PR活動（地域ブランドの開発）に取り組むこと。
- ・商業イベント企画（テーマ別）に取り組むこと。
- ・地域産業振興用シンボルマークを制作すること。
- ・市内情報の総合パンフレットを作成すること。
- ・住宅と店舗の融合を図ること。
- ・空き店舗の有効利用に取り組むこと。

3 都市型工業の誘導

【包括的事業】

既存工業の活性化
異業種間の企業交流の促進
起業家への支援

【施策の方向】

都心に近い住宅都市として発展してきた市は、人口密度が高く、住宅地の中に工業が混在しています。騒音等の問題を解決しながら、工業振興を進める必要があり、都市型工業としてふさわしい操業形態への誘導や市内工業全般の活性化につながるような企業交流の支援を行います。

【市民会議の声】

- ・異業種間の企業交流による相互の活性化を図ること。

4 中小企業勤労者福祉の充実

【包括的事業】

勤労者互助会への支援

生活資金貸付への支援

【施策の方向】

中小企業の会員相互の親睦を図り、魅力ある商工業労働環境づくりのため勤労者互助会事業の支援を行い、会員の福利厚生事業の充実を図ります。中小企業従事者の福祉の増進と健康管理のため健康診断や生活資金貸付への支援などの充実も図っていきます。



写真：商店街の様子

第2項 都市農業の振興

【現況と課題】

農業は、食糧の供給という国民生活の根幹をなす重要な産業です。そして、都市農業は市民に新鮮な農産物を提供するだけでなく、水や緑の環境保全のほかに防災機能や教育的機能など多面的な側面をもっています。農地が年々減少していくなかで、市民と農業との関係づくりを強めながら、都市農業の果たす役割を認識し、地域ぐるみで都市農業を支えていくことがこれからも重要です。

都市近郊における生産環境の悪化により、都市農業の適切な土地の確保が難しくなっています。また、農産物の輸入自由化による価格低迷などの影響を受け、農業経営が悪化していることや農業従事者の高齢化による後継者不足などの問題もあります。

地産地消を促進するため、直売所の設置や学校給食への地場野菜の導入などを行っています。

今後、都市型農業経営の環境は厳しさを増していくことが予想され、農業、農地がもつ多面性をより有効に活用して生産性を高め、質のよい農産物を作り出していくことが求められています。

※ 地産地消

地域で生産された食材をその地域で消費すること。



写真：市民農園（たなかばし農園）

1 多様化する都市農業への支援 ―

【包括的事業】

農産物の地域ブランドの創出と市内流通等の促進
地域農業の推進
農業団体等との連携強化
農産物の安全性の確保

【施策の方向】

都市農業の抱えている問題は多岐にわたりますが、農業のもつ多面的な側面を都市環境にいかせれば、都市農業の新しいスタイルになります。市民の身近なところで生産される地域ブランドを創出し、農家の顔が見える農業を築くことが重要です。

農業団体等との連携を強化して、農産物の安定した供給と安全性の確保、そして消費者へのPRや市内農産物のイメージアップの拡大を図り、地域に根ざした都市農業の振興に努めていきます。

【市民会議の声】

・地産地消へ取り組むこと。

2 農業経営基盤の整備 ―

【包括的事業】

後継者の育成・確保
都市型農業経営の育成

【施策の方向】

次代を担う後継者を確保するため、都市農業として農業に従事しやすい環境づくりや制度づくりを検討します。

また、各農業団体と連携を図りながら、国等の融資制度の活用を含め都市農業の健全な経営のあり方を研究します。

【市民会議の声】

・農業従事者のための融資制度の充実を図ること。

3 農地の計画的保全と維持

【包括的事業】

生産緑地を中心とした農地保全対策の検討
農地がもつ多面的側面の啓発

【施策の方向】

都市の農地は生鮮野菜の供給だけでなく、緑地空間や防災拠点、教育的機能などの側面をもっています。特に、近年では都市部の農地減少が環境悪化や気温上昇の原因だともいわれています。農地はそうように貴重な自然環境の一部でもあります。

生産緑地を中心とした農地保全対策の検討をするとともに、農地がもつ多面的側面の啓発に努めます。

【市民会議の声】

- ・農地保全対策の検討をすること。

4 市民ふれあい農業の推進

【包括的事業】

生産農産物の直販の支援
市民農園の充実
市民と農家との交流の促進
農業体験の場の検討

【施策の方向】

農業は心に潤いを与えます。農業体験を通じて自然に親しみ、収穫の喜びを感じることや農家との交流はいきがいにもつながります。

市民が地場野菜を購入できるように、販路の拡大や庭先販売などの直売所の充実に努めるだけでなく、市民に都市農業への理解を深めてもらうために、農家との交流の促進や市民農園の充実、体験型農園等の事業化への検討を行います。

【市民会議の声】

- ・市民農園の充実を図ること。
- ・市内に花を増やすまちづくりに取り組むこと。
- ・農業体験の場としての市民農園を増やすこと。

第2節 市民生活の充実

第1項 観光・イベントの振興

【現況と課題】

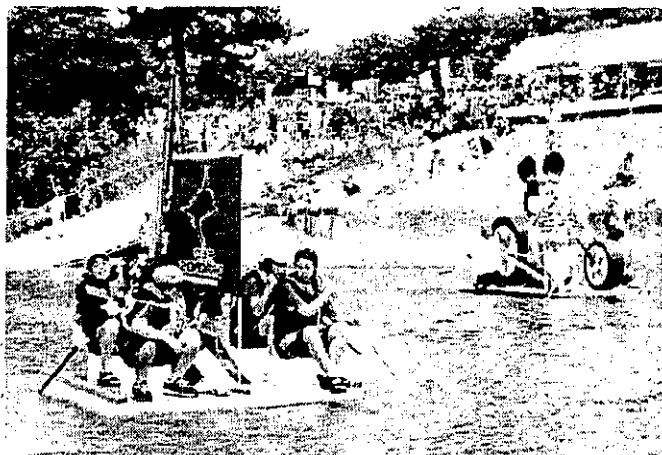
地域産業を振興させるものに、観光・イベントへの取組があります。経済波及効果が高く、地域経済活性化の牽引的役割が大きく期待されており、関係機関との連携により、その振興を図るとともに市の魅力について広く宣伝できる効果もあります。

毎年開催されるイベントは、市民はもとより近隣住民からも親しまれています。また、地域住民の連帯感を深めると同時に、地域産業の振興及び活性化に大きな役割を果たしています。

交通アクセスの便利さを十分いかして、観光・イベントへ多くの人々をひきつけることが重要です。市民や関連団体と協力して、イベント実施団体の支援や育成、イベント情報の発信など、引き続き行政として強く支援を図りつつ、マンネリ化に対する改善策を打ち出していくことが課題となっています。



写真：市民まつり（市民ひろば会場）



写真：いかだレース（五本松スタート地点）

1 新たな観光要素の創出

【包括的事業】

自然環境・歴史資源の発掘

多摩川をいかした観光創出の検討

むいから民家園等を活用した観光の検討

フィルムコミッションへの参加の検討

【施策の方向】

都心に近く、緑や自然がまだ数多く残っていることや歴史的な資源を有効に活用した新たな観光資源の発掘について研究します。

市内外の方々がウォーキングを通じて、自然や歴史にふれあい楽しんでもらえるようなイベントや多摩川をいかした観光創出、むいから民家園等を活用した観光、映画やドラマへの撮影協力などについて検討します。

※ フィルムコミッション

映画やテレビドラマ、CMなどのロケ撮影の誘致や、宿泊先の紹介や警察など関係機関への許可申請、住民への周知などの窓口となり、撮影をスムーズにするための手助けをする非営利機関。自治体や商工会議所などが主体。手数料はとらず、原則として作品のえり好みもしない。米国で1940年に生まれ、日本では平成12年以降、各地に設立されている。

【市民会議の声】

- ・ガーデニングコンクールなどの企画を取り入れること。
- ・市内の風景、風物詩等の作品展・撮影会などを実施すること。
- ・自然環境の場所づくり（水道局用地）をすること。
- ・自然環境の場所づくり（学校跡地）をすること。
- ・フィルムコミッションへの参加を検討すること。
- ・自然観察バードウォッチングの拠点づくりをすること。
- ・多摩川から、むいから民家園までの散策コースの設置など新名所づくりに活用すること。

2 各種イベントの振興

【包括的事業】

実施団体の育成・支援
市民まつり等の展開

【施策の方向】

各種行事やイベントは地域コミュニティの醸成に欠かせないだけでなく、市民参加やボランティアの活躍の場でもあります。新たな実施団体の育成や既存の実施団体への支援を積極的に図っていきます。

市民がより参加しやすいイベントの企画や検討を行うとともに、既に実施している各種イベントについても、広報、ホームページ等だけでなく、各種メディアにも積極的に情報提供するなどPRを強化していきます。

また、各種行事やイベントは開催時期が集中する傾向があるので、一年間を通して市民がまんべんなく楽しめるような工夫をしていきます。

【市民会議の声】

- ・若者を対象とした企画を実施すること。
- ・市民が参加しやすく、まちおこしにつなげられるような中心イベントを検討、企画、実施すること。

第2項 消費生活の充実

【現況と課題】

健康で豊かな市民生活を実現するうえで、消費生活の充実は極めて重要です。メディアやインターネットの利用などで、消費生活は質的・量的にかなり豊かになりましたが、同時に消費者を取り巻くさまざまな問題も発生しています。個人の情報や知識だけでは悪質業者から身を守ったり、本当に必要な商品を的確に購入したりすることが困難なケースも数多くあります。被害者救済はもとより、トラブルを未然に防ぐ意味でも消費者への働きかけは重要です。そのため、消費生活情報の収集や情報提供の強化、消費生活の安全確保、自立した消費者や消費者団体の育成を図るなど、消費者に対する施策を充実させることが必要になっています。

遺伝子組換え食品、不当請求など消費者を取り巻く問題の裾野は広がるばかりです。ますます複雑化、多様化する消費者問題に対して、一つの自治体がすべてに対応することは不可能であり、各種消費者団体や他の自治体、警察等との連携した取組が求められています。とりわけ市民団体等との連携強化が喫緊な課題となっています。

● 架空請求の現状について

(全国消費生活情報ネットワーク・システム (P I O - N E T) の件数等)

(1) 架空請求に関する相談件数

2003年度の件数(462,675件)は2001年度(17,308件)の約27倍

(2) 平均請求金額

2001年度(70,939円)、2002年度(63,547円)、2003年度(127,210円)

● 消費生活相談にみる2004年の10大項目

「全国消費生活情報ネットワーク・システム (P I O - N E T)」で収集している消費生活相談のうち、平成16年(2004年1月～10月)に相談件数が多かったものや相談件数が急増したもの、社会的に注目を集めたもの10項目

1. 消費生活相談件数が6割増
2. 架空請求の相談が急増
3. 個人情報に関する相談が増加
4. 悪質な訪問販売に関する相談が高水準
5. 外国為替証拠金取引などに関する相談が著増
6. 「二次被害」のトラブルが増加
7. フリーローン・サラ金にかかわるトラブルが多発
8. 目立つ賃貸住宅の敷金などに関する相談
9. リコール届出が急増するなか、自動車に関する相談が高水準
10. 消費者基本法が成立

資料：独立行政法人国民生活センター報道発表資料

1 消費生活活動の支援

【包括的事業】

消費生活知識の普及
消費生活情報の収集・提供の強化
消費者団体の育成
消費生活相談の充実
他機関・他自治体との連携

【施策の方向】

消費生活に関する苦情、相談などに対応するため、さらに消費生活相談を充実するとともに、消費者ニーズにあわせた適切な処理を図るため、都や関係機関との連携を強化します。

さまざまな消費者問題に関する情報を提供するため、近隣5市で構成する北多摩南部地区消費者行政協議会で共同パンフレットを作成し、その活用を図っていきます。

特に最近トラブルの多い、マルチ商法等の悪質商法に関する情報については、市民の消費生活を守るためにも、いち早く、パンフレットや広報等できめ細かく提供していきます。

消費者団体連絡会の強化や消費生活展の実施などを通じて、消費者団体等の支援と育成に努めます。

※ マルチ商法

この商法は、ネットワークビジネスとも呼ばれ、主に知人に商品を紹介することによって成り立つ。ピラミッド組織の上の者から買った物品、権利、サービス等を下の階級の者へ売るという行為を行っており、商品を買ってくれる人又は商品を別の人に売ってくれる人を探し出すことによって利益が得られる。商品の返品を認めていないと違法となるが、知り合いが販売員になるケースが多いので、違法でなくても、なかなか解約できずに問題になっている。

【市民会議の声】

- ・商品情報を提供すること。
- ・消費生活相談を充実すること。
- ・消費者団体と事業者（小売店）の情報交換や交流の場をつくること。

Ⅳ 行財政運営のあり方

第3次行財政改革大綱（平成15年3月策定）に掲げられた、「より豊かで充実した市民生活の実現を目指し、自由な発想や創造性をいかす行財政システムへの脱皮」を目標とした「4つの基本方針」の理念のもとに、地方分権の時代に応えることができる行財政運営を進めます。

豊かな自然と人間味あふれた「水と緑の住宅都市」を目指して、中長期的なまちづくりの展望を明らかにし、行政と市民の皆さんが、それぞれの役割と責任を認識しながら、連携、協働してまちづくりを進めていくことを理想として、より一層の情報公開の充実や市民参画の機会の確保など行政から働きかけを行うとともに、市民協働の視点から市民の皆さんにも積極的にまちづくりに参画していただくことで、両者のパートナーシップ、信頼、協力関係を深めます。

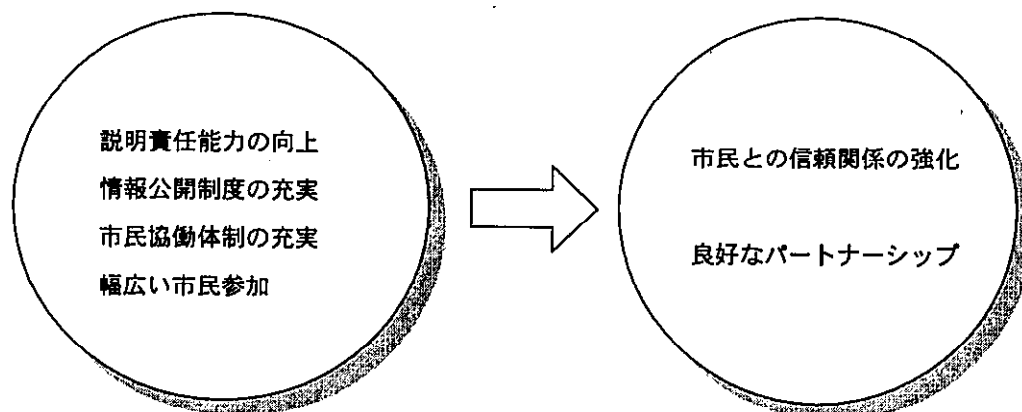
【第3次行財政改革の4つの基本方針】

※ 第3次行財政改革大綱より抜粋

1 市民とともに歩む行政－情報の共有と市民協働の発展

市民との信頼関係を強化し、良好なパートナーシップを発揮できるように努めます。市民との円滑なコミュニケーションを図るため、説明責任能力の向上に留意し、市の考え方をわかりやすく明確に伝えられるようにします。より身近で開かれた市政となるよう、情報公開制度をさらに充実させ、必要な情報を適切な形で提供できるよう努力します。

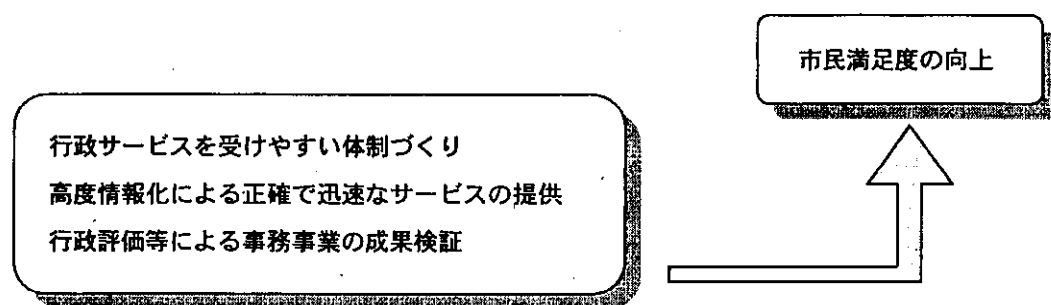
まちづくりに、より多くの市民が関わっていけるよう、市民協働の体制を充実させるとともに、市民生活に大きな影響を与えるような重要事項の決定においては、素案の段階から市民に説明し、幅広い市民参加ができるよう、十分に配慮していきます。



2 市民のためにがんばる市役所－市民満足度を高める行政サービスの提供

市民にわかりやすく親切に対応することは、市政運営の基本です。「どのようにしたら満足してもらえるのか」といった目的意識をしっかりと持ち、提供方法などを含め、行政サービスの受けやすい体制を築くことが求められています。市民満足度を向上させるための具体的な目標設定やその方法論を検討し、改善・改革にフィードバックしていけるような仕組づくりを進めます。

また、満足してもらうためには、正確さや迅速さなど仕事の精度を高めることも重要です。そのために個人情報に十分留意しながら高度情報化の推進を図り、また行政評価等により事務事業の成果を検証するなど、市民満足度を高めるために必要な活動や情報収集を行います。

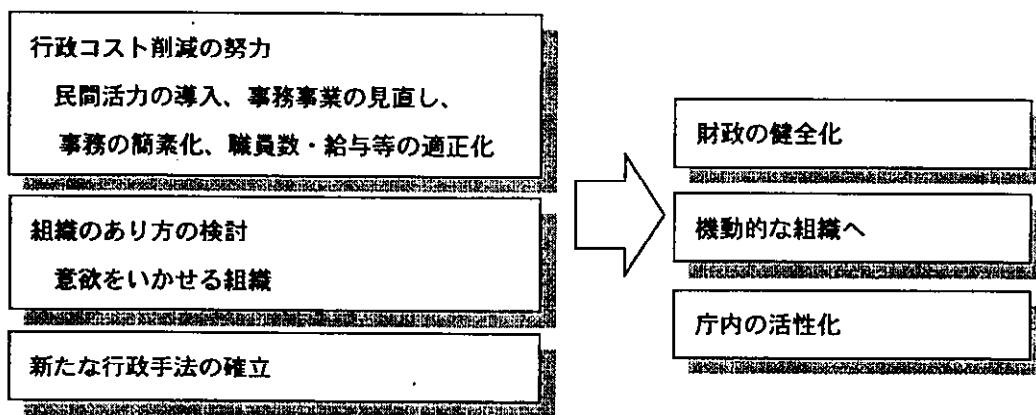


3 市民の要望に応えられる行財政基盤の確立－行財政システムの簡素化・効率化

財政の健全化に向けて努力し、経常収支比率など財政指標の改善を図ります。そのために定員の適正化等に一層努めるとともに、先進事例に学びながら簡素で機動性に富んだ組織を目指し、効率良く無駄のない行財政運営ができるような取組を強めていきます。また、行政評価を中心としたマネジメント・サイクルの実現など、最適な予算配分のための新たな行政手法の確立に努めます。

市民への負担増を出来る限り抑えるために、行政内部でのコスト削減を最優先させます。市民サービスの向上につながる民間の活力は積極的に導入するとともに、引き続き事務事業の見直しや事務の簡素化などを推進します。適切な組織運営を心がけ、業務量と人的バランスがとれた人員配置を行うよう努めながら、職員数や給与等を適正化していきます。

職員の意欲をいかにせるような組織をつくるため、他の自治体の取組や民間企業の組織のあり方なども研究し、庁内の活性化を図っていきます。



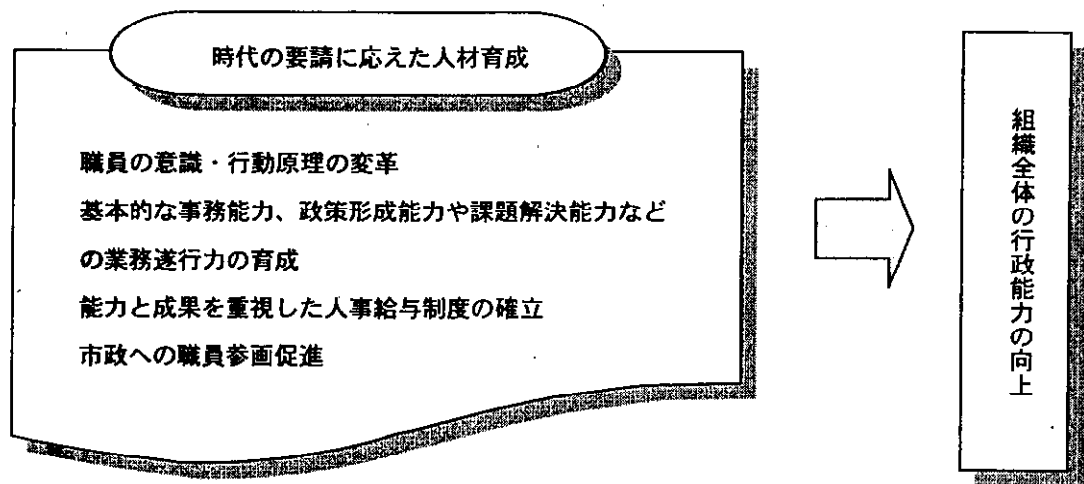
4 狛江の明日を担う人材の育成－職員能力の開発と支援

本格的な地方分権時代を迎え、自治体には自己決定権と自己責任が強く求められている一方で、行政の組織・運営を直接支える公務員に対して、政策立案能力に対する信頼の低下、前例踏襲主義、コスト意識・サービス意識の欠如など、さまざまな厳しい指摘がされています。こうした公務員に対するイメージを拭うためにも、また時代の要請にこたえていくためにも、職員の意識・行動原理を変革し、その資質を高めていくことが重要です。

まず、市民参加や市民協働において、市民のパートナーとしての役割を果たし、その信頼を獲得するために、組織全体の行政能力向上に努力します。職員一人ひとりの持つ能力や意欲をいかにせるよう働きやすい職場環境を整え、自主性・自立性を尊重し、狛江の明日を担う自覚と意識を持った職員の醸成を図ります。

また、資質向上のためには、接遇や情報化に対応した基本的な事務能力はもちろんのこと、多様化する行政課題を的確に捉え、柔軟かつ創造的に対応できる能力の育成が必要です。政策形成能力や課題解決能力など新たな時代に求められる業務遂行力を高めるような研修体系づくりを行うとともに、より高度な知識や発想を吸収するため、他自治体、他団体との人事交流、研修派遣等を積極的に進めます。職員が高い使命感と働きがいを持って職務を遂行できるよう能力と成果を重視した人事給与制度の確立を目指します。

さらに、職員一人ひとりの努力と協力がなければ、限られた財政のもと効率的かつ効果的に行財政運営を進めることはできません。全職員が市政を担う一員としての自覚を持って行動できるよう、市政の各分野で職員参画を促進していきます。



※ 第3次行財政改革大綱は、それまで行ってきた第1次、第2次行財政改革をふまえ、狛江市行財政改革推進本部により平成15年3月に策定されたものです。なお、この大綱の実現を図るための具体的な計画として、同時に第3次行財政改革推進計画を策定しています。

【狛江市行財政改革推進本部】

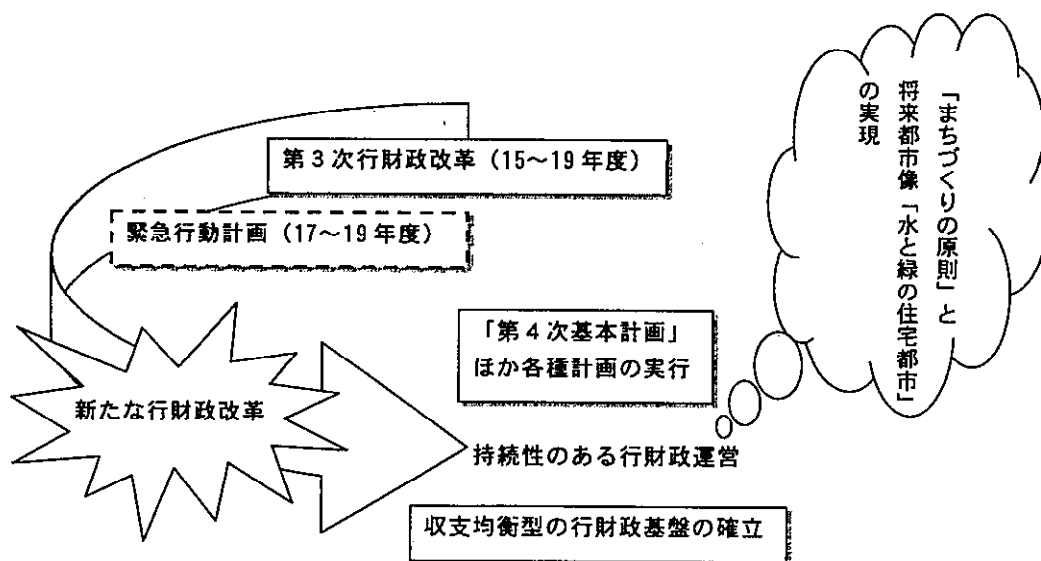
狛江市における行財政改革の推進を図るために平成9年5月に設置された組織で、市長及び収入役、教育長、部長相当職で構成されています。

※「行財政基盤確立のための緊急行動計画」について

今日の社会経済情勢の厳しさはもとより、地方分権の推進に伴う三位一体の改革の影響など行政として新たな課題にさらされており、このような変化に対応し、持続性のある行財政運営を図るために、平成16年10月に急きょ「行財政基盤確立のための緊急行動計画」を策定しました。行財政改革について、今までとは違った方向性を見出して、迅速かつ効果的に改革を進め、行財政基盤改革レポートの指摘にあるように、収支均衡型の行財政基盤の確立を目指す計画です。

また、「まちづくりの原則」と将来都市像「水と緑の住宅都市」を実現するために、「第4次基本計画」に示されている各施策を具体化し、実行に移すには、行財政基盤の確立が急務です。

今後の財政面の見通しをふまえ、第3次行財政改革推進計画の残り3年間を目途に、第3次行財政改革大綱の「市民の要望に応えられる行財政基盤の確立」を強く推し進めるための新たな行財政改革として、第3次行財政改革推進計画に組み込んでいきます。



※ 緊急行動計画は、市の危機的財政状況に緊急に対応するため、狛江市行財政改革推進本部により、第3次行財政改革推進計画を補完する形で平成16年10月に策定されたものです。

V 策定までの取組等について

平成15年7月から約1年半にわたり、第4次基本計画策定に向け、基本計画策定委員会をはじめ、それぞれが活動を重ねてきました。特に、基本計画策定市民会議の皆さんは、市民の代表として会議で議論を重ねるのみならず、提案の取りまとめ等貴重な時間を割いて策定に参加していただきました。

なお、市民会議からの提案は分科会ごとに提案シートにまとめられ、平成16年3月に基本計画策定委員会に提出されました。第4次基本計画素案の中では、内容を要約させていただき、関連している「施策の方向」に「市民会議の声」として記載しています。

1 経過の概要

平成15年5月 基本計画策定方針の決定（庁議）

6月 「狛江市の将来推計人口」発行（企画調整課）

「基本計画策定市民会議」委員募集（6/1 広報こまえ等 企画調整課）

「基本計画策定市民会議」委員選考

（6/19 基本計画策定市民会議委員選考審査会）

7月 「基本計画策定市民会議」発足（7/15）

「基本計画策定庁内委員会」発足（7/29 全体会）

「広報こまえ」に基本計画について連載（計3回 企画調整課）

8月 「基本計画策定庁内委員会各分科会」活動開始

「狛江市民意識調査」実施（8/18～9/2 企画調整課）

・第3次基本計画進捗状況を整理（庁内委員会各分科会）

9月 「基本計画策定委員会」発足（9/2）

11月 「青少年アンケート」実施（11/14 策定委員会・企画調整課）

「市民意識調査」発行（企画調整課）

・現状と課題分析が進む（市民会議各分科会・庁内各分科会）

平成16年1月 「市民意識調査」公表（1/1 広報こまえ）

「子どもフォーラム」実施（1/21～2/19 策定委員会・企画調整課）

2月 「提案シート」の作成（市民会議各分科会）

・市民会議各分科会にて提案事項について意見集約が進む。

3月 「提案シート」の提出（3/23 策定委員会）

・市民会議各分科会から「提案シート」が提出される。

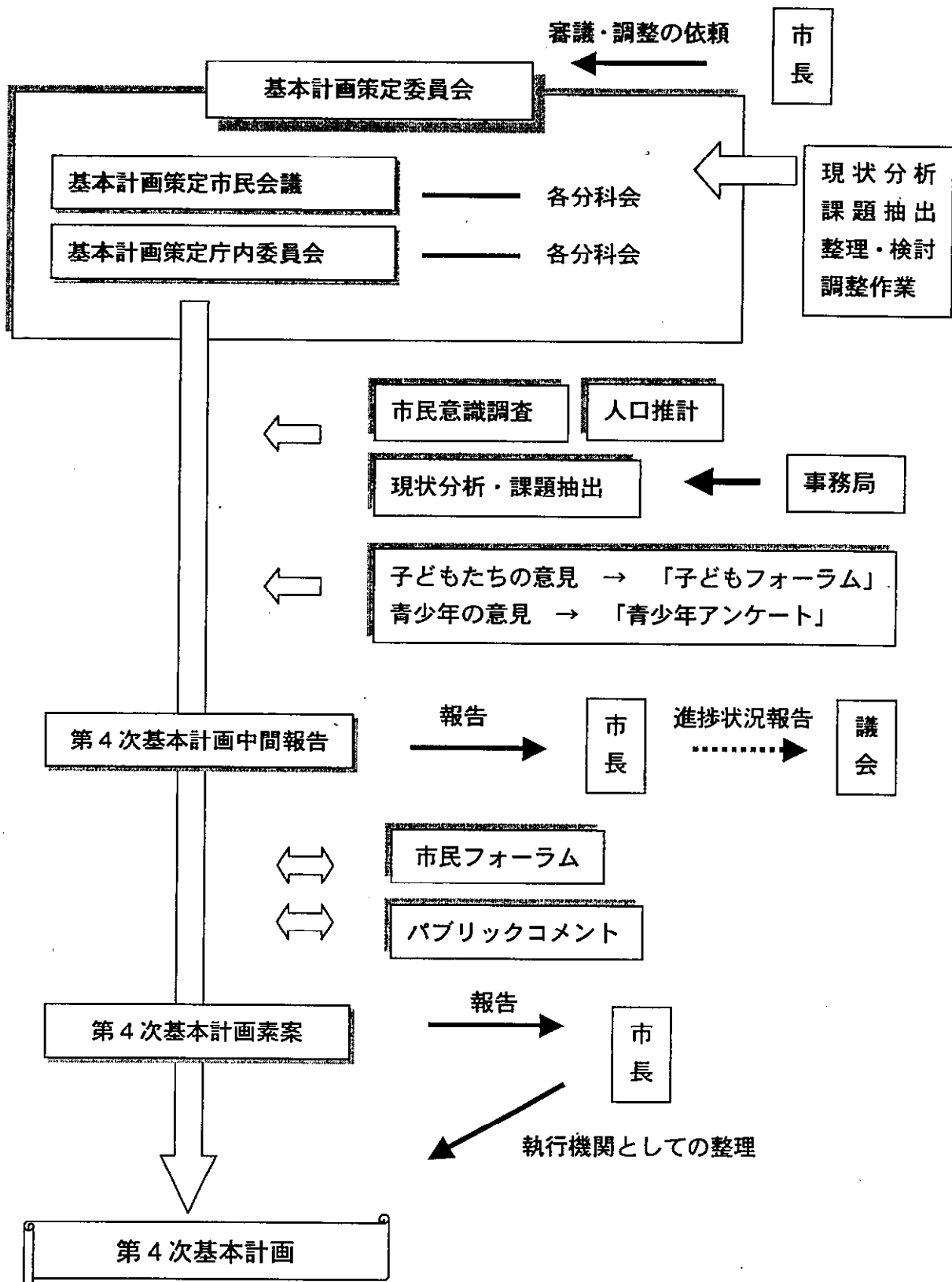
4月 「第4次基本計画施策体系案」の作成

（庁内委員会及び庁内委員会各分科会・企画調整課）

- 「第4次基本計画施策体系案」について審議（策定委員会）
「第4次基本計画施策体系案」を市民会議各分科会へ提示（策定委員会）
5月 「第4次基本計画施策体系案」に対する意見集約（市民会議各分科会）
「第4次基本計画中間報告案」の作成
（庁内委員会及び庁内委員会各分科会・企画調整課）
6月 「第4次基本計画中間報告案」について審議（策定委員会）
「第4次基本計画中間報告案」を市民会議各分科会へ提示（策定委員会）
「第4次基本計画中間報告案」に対する意見集約（市民会議各分科会）
7月 「第4次基本計画中間報告」の決定（7/15 策定委員会）
「基本計画策定市民会議委員に対する第4次基本計画中間報告説明会」実施
（7/30 企画調整課）
8月 「第4次基本計画中間報告」を市長へ報告（8/5 策定委員会委員長）
「第4次基本計画中間報告」を議員へ配布（8/17 企画調整課）
「第4次基本計画中間報告に対する市民フォーラム」実施
（8/27 策定委員会・企画調整課）
9月 「第4次基本計画中間報告に対するパブリックコメント」実施
（9/1号「広報こまえ」に概要を掲載 策定委員会・企画調整課）
10月 「第4次基本計画中間報告に対するパブリックコメント」に対する検討結果
を公表（10/25、なお、広報のお知らせは11/15号 策定委員会・企画調整課）
「第4次基本計画素案（案）」の方向性の検討・指示（策定委員会）
「第4次基本計画素案（案）」の作成
（庁内委員会及び庁内委員会各分科会・企画調整課）
11月 「第4次基本計画素案（案）」について審議（策定委員会）
12月 「第4次基本計画素案」の決定（12/16 策定委員会）
平成17年1月 「市長報告会」（1/19 策定委員会・市民会議・企画調整課）
・ 基本計画策定委員会及び基本計画策定市民会議解散
平成17年2月 「第4次基本計画（案）」として、庁内調整（庁内委員会・企画調整課）
平成17年3月 「第4次基本計画」策定（庁議及び庁内委員会）
・ 第4次基本計画概要を掲載した「広報特集号」の発行（企画調整課・情報課）

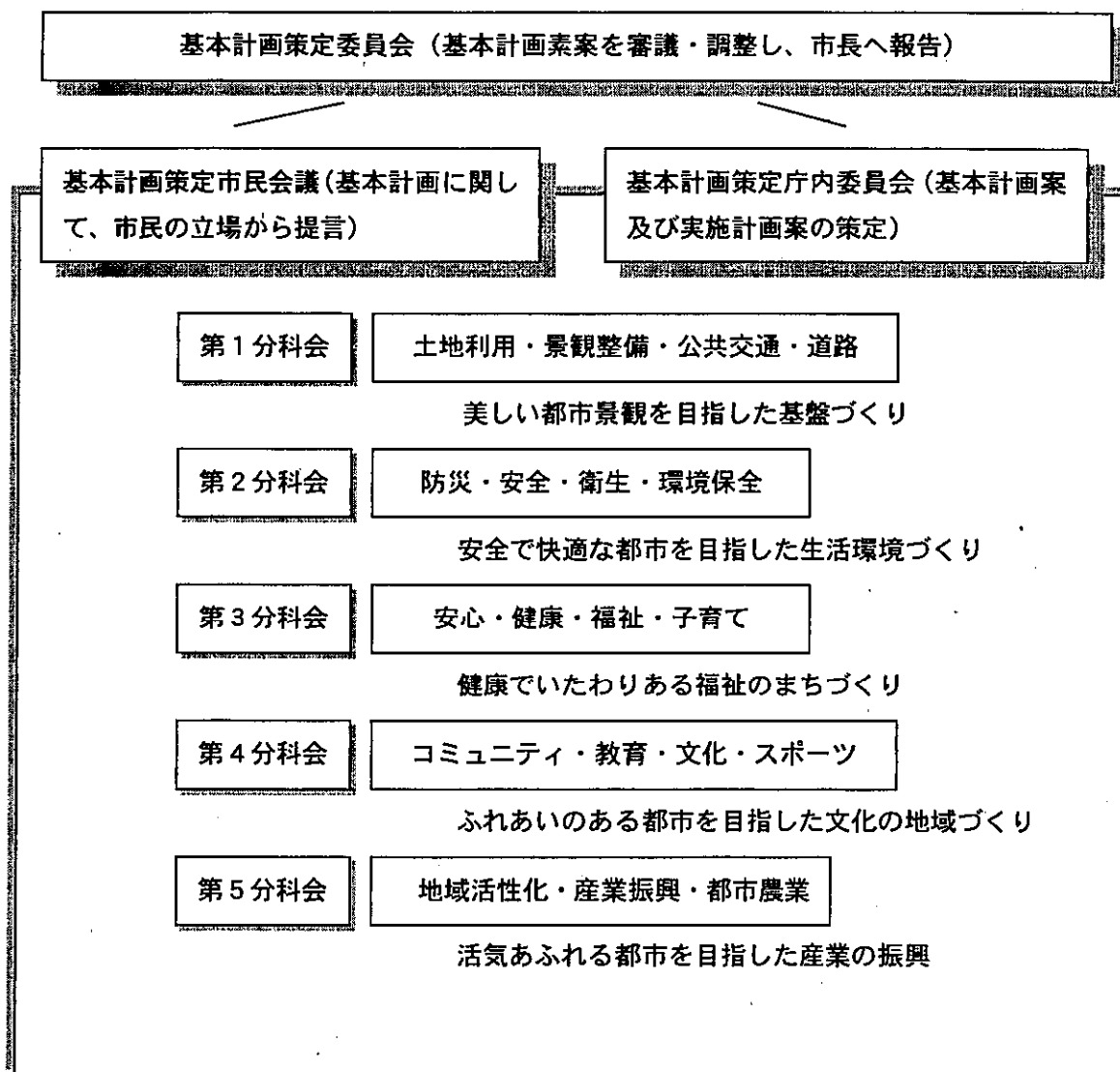
※ なお、基本計画素案策定までの詳細な記録となる基本計画策定委員会及び基本計画策定市民会議各分科会の会議録は、中央図書館及び企画調整課において閲覧できます。

第4次基本計画策定フロー



2 策定組織

第4次基本計画策定にあたって、「基本計画策定委員会」、「基本計画策定市民会議」、「基本計画策定庁内委員会」の3つの組織を設置しました。各組織の設置目的や役割、構成員等について、概略を紹介します。

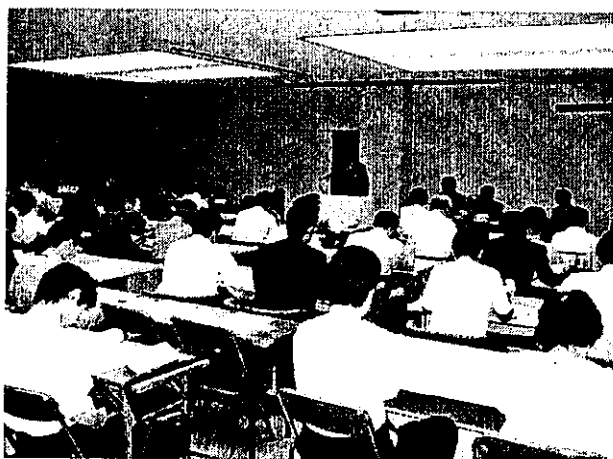


◆ 粕江市基本計画策定委員会（平成15年9月～平成17年1月）

基本計画立案のため総合調整を行う組織です。基本計画策定に関し、必要な事項について審議及び調整し、市長に報告しました。

委員13名 会議開催14回

委員長 原田博夫（学識経験者）
副委員長 野口和雄（学識経験者 平成16年7月まで）
委員 村山善久（市民会議第1分科会会長）
加古厚志（市民会議第2分科会会長）
伊藤一三（市民会議第3分科会会長）
内藤正利（市民会議第4分科会会長）
安藤秀樹（市民会議第5分科会会長）
本橋企画財政部長（庁内委員会委員長）
大川都市建設部長（庁内委員会第1分科会会長）
岡崎環境部長（庁内委員会第2分科会会長）
清水健康福祉部長（庁内委員会第3分科会会長）
河本学校教育部長（庁内委員会第4分科会会長）
小杉市民部長（庁内委員会第5分科会会長）



写真：第1回基本計画策定市民会議（全体会）



写真：市長報告会

◆ 狛江市基本計画策定市民会議（平成15年7月～平成17年1月）

市民の立場から、基本計画に対する提言を行う組織です。公募による市民の方 50 名と市民団体等代表の方 11 名、計 61 名の委員で構成されています。分科会ごとに具体的な意見等を取りまとめ、基本計画策定委員会に報告しました。

なお、市民会議からの意見及び提案については、基本計画を進めるにあたっての参考とするため、各項において包括的事業と併記しています。

委員全61名 会議開催延67回

第1分科会（12名 会議開催14回）

会 長 村山善久

副会長 岡部 順

委 員 伊丹 實 市原広子 小椋哲也 小野寺克己 小尾将彦 絹山達也
後藤康博 菅谷紀生 西川和広 浜山賢一郎

第2分科会（10名 会議開催13回）

会 長 加古厚志

副会長 吉川明洋

委 員 小笠原憲一 荻原善徳 川野聖賢 佐藤隆二 佐藤雄一 吉田 哲
和田雄司（平成16年4月まで） 富永孝安（平成16年11月まで）

※ 富永孝安委員は、残念ながら任期途中に亡くなりました。
ここに哀悼の意を捧げます。

第3分科会（12名 会議開催14回）

会 長 伊藤一三

副会長 島崎洋子

委 員 海野兼由 角谷勝祥 加納直輝 小安俊雄 武田弘三 東條昌弘
富永和之 藤森源宏 牧 祐子 若山明子

第4分科会（17名 会議開催13回）

会 長 内藤正利

副会長 林 健彦 星 輝夫（平成15年10月まで）

委 員 青沼 節 亀山寛子 崎山泰旦 滝之入康弘 出崎君夫 足田陽一
前土肥三枝子 森谷 実 道下 隆 宮島新一 千葉桂樹
西牧貞重 渡部勇人 成川哲夫（平成16年3月まで）

第5分科会（10名 会議開催13回）

会 長 安藤秀樹

副会長 山口由久

委 員 秋保 弘 飯田恵五 工藤勝人 知見孝一 針山貴広 松井洋一
宮崎成城 宮澤みどり

◆ 狛江市基本計画策定庁内委員会（平成15年7月～平成17年3月）

基本計画を行政の立場から検討して、具体化した計画案をつくる組織です。基本計画及び実施計画の具体的な計画素案を策定するため、調査、研究し、基本計画策定委員会に報告しました。

委員9名 会議開催11回

委員長 本橋企画財政部長

副委員長 橋元総務部長

委 員 小杉市民部長 清水健康福祉部長 岡崎環境部長 大川都市建設部長
石川議会事務局長 河本学校教育部長 内山社会教育部長

第1分科会（随時開催）

会 長 大川都市建設部長

副会長 水谷計画課長

その他職員

第2分科会（随時開催）

会 長 岡崎環境部長

副会長 橋元総務部長

その他職員

第3分科会（随時開催）

会 長 清水健康福祉部長

副会長 貝瀬社会福祉課長

その他職員

第4分科会（随時開催）

会 長 河本学校教育部長

副会長 内山社会教育部長

その他職員

第5分科会（随時開催）

会 長 小杉市民部長

副会長 山口産業生活課長

（平成16年3月まで）

穂山産業生活課長

その他職員

※ 役職等は平成17年2月現在

3 各調査、企画等

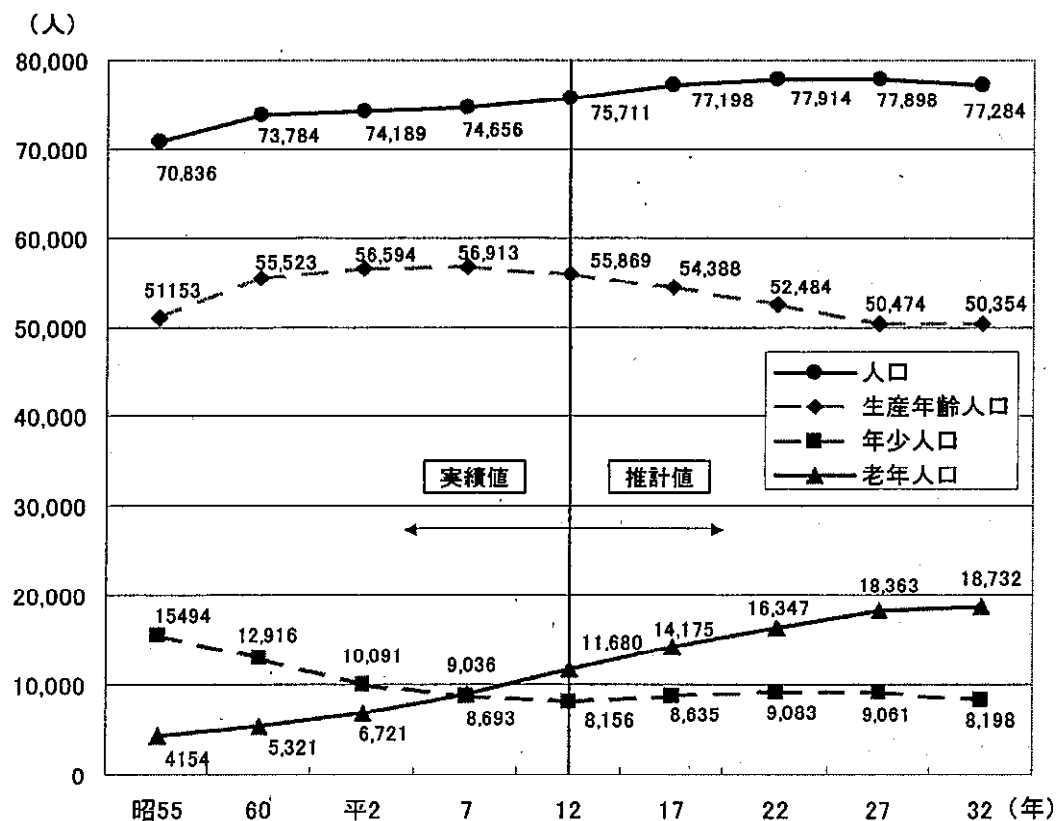
◆ 狛江市の将来推計人口（平成15年6月発行）

平成12年国勢調査人口を基本に平成32年までの狛江市の将来人口を推計したものです。出生率や死亡率だけでなく、転出、転入などの要因も加味して、総人口の推移のみならず、男女・年齢別まで詳しく推計しています。以下、概略を紹介します。

総人口は平成12年の75,711人から増加を続け、平成22年に77,914人で最大に達し、それ以降は減少傾向となり平成32年には77,284人となると見込んでいます。

なお、今回の推計期間でみる限りでは、少子化傾向に歯止めがかかったとみることができませんが、今後もより一層高齢化が進むことが予想されています。生産年齢人口の従属人口を支える状況を見ると、平成12年は生産年齢人口10人あたり3.6人（年少人口1.5人+老年人口2.1人）の従属人口を支えていましたが、平成32年には5.3人（年少人口1.6人+老年人口3.7人）の従属人口を支えることになると推計されます。

狛江市将来推計人口



◆ 第7回狛江市民意識調査（平成15年11月発行）

市民の皆さんの市に対する思いや、これからのまちづくりに対する考え方を把握するために実施したものです。狛江市在住20歳以上の2,500人の皆さんに郵送でお願いし、1,209人の方に回答をいただきました。

調査項目は①日頃の暮らし②市の現状と将来③市民参加④生活環境⑤健康づくり⑥福祉施策⑦学習・文化⑧青少年の健全育成⑨市民サービスの9項目で28問です。以下、概略を紹介します。

【住みよさ】— 3分の2が住みよさを評価、5年前と比べ上昇—

狛江市は住みよいと思うか尋ねたところ、「とても住みよい」が16.9%、「まあまあ住みよい」が49.0%となり、約3分の2が住みよさを評価しています。5年前の調査と比較すると「ふつう」が少なくなり、「とても住みよい」「まあまあ住みよい」が増えています。

【生活環境】— 下水道や自然、ごみなどの環境のよさ。一方、防犯への不満の高まりと、市政運営への不満—

31項目について「満足している」「どちらかといえば満足している」「どちらかといえば不満である」「不満である」から選択していただきました。「満足している」「どちらかといえば満足している」を合わせた“満足”の割合でみると「下水道の整備」（85.1%）が一番高く、ついで「緑の保全や自然環境」（81.6%）、「ごみの処理」（78.7%）となりました。反対に「どちらかといえば不満である」「不満である」を合わせた“不満”の割合でみると「防犯対策」（49.0%）が一番高く、ついで「スポーツ・レクリエーション施設」（45.3%）、「市政の透明度」（41.6%）となりました。

【市のイメージ】— 現在の自然に恵まれたまちのイメージに、将来は安全・安心を期待—

現在の狛江市のイメージと将来そのようなまちになったらよいと思われるものを3つまで選んでいただいたところ、現在では「自然に恵まれたまち」（69.1%）が最も多く、ついで「交通機関が便利なまち」（44.6%）となりました。また、将来は「災害や犯罪のない安全なまち」（43.1%）が最も多く、ついで「高齢になっても住み続けられるまち」（42.8%）となりました。

【分野別施策】

今後、狛江市はどのような施策に力を入れたらよいと思うか、「都市基盤」「生活環境」「保健福祉」「教育文化」「産業振興」「市民参加・行政」の6つの分野別に5～10の施策の中から、それぞれ2つまで選んでいただきました。

「都市基盤」では、「自然環境の保全」(55.4%)が最も多く、ついで「道路の整備」(40.1%)、「公園・広場の整備」(31.2%)でした。「生活環境」では、「防犯体制の充実」(60.4%)が最も多く、ついで「環境汚染の防止」(47.6%)、「ごみ処理の充実」(35.4%)でした。「保健福祉」では、「高齢者福祉対策」(57.7%)が最も多く、ついで「医療施設の充実」(45.2%)、「健康診査など保健活動」(41.6%)でした。「教育文化」では、「青少年の健全育成」(31.8%)が最も多く、ついで「図書館など学習施設の整備」(31.4%)、「小・中学校教育の充実」(25.7%)、「生涯学習活動機会の充実」(24.9%)でした。「産業振興」では、「消費者ニーズに対応した商店街振興」(56.3%)が最も多く、ついで「市民と農業の交流機会の充実」(39.0%)、「消費者保護対策の充実」(25.0%)でした。「市民参加・行政」では、「個人情報保護の徹底」(36.4%)が最も多く、ついで「地域センターなど地域の施設の整備」(23.8%)、「窓口サービスの充実」(20.7%)でした。

さらに全分野を合わせた中から、重点施策として特に力を入れるべきだと思うものを5つまで選んでいただいたところ、10%を超えたものは下表のとおりになりました。「防犯体制の充実」(30.2%)が最も多く、ついで「自然環境の保全」(27.5%)、「高齢者福祉対策」(25.6%)でした。

順位	内容	回答率
1	防犯体制の充実	30.2%
2	自然環境の保全	27.5%
3	高齢者福祉対策	25.6%
4	個人情報保護の徹底	21.0%
5	環境汚染の防止	18.5%
6	道路の整備	18.0%
7	医療施設の充実	17.1%
8	ごみ処理の充実	16.0%
9	消費者ニーズに対応した商店街振興	16.0%
10	青少年の健全育成	13.9%
11	子育て支援対策	13.0%
12	図書館などの学習施設の整備	12.6%
13	健康診査など保健活動	10.6%
14	小・中学校教育の充実	10.3%

※ 5つまでの複数回答のため合計は100%を超えます。

【市政への関心】—4人に3人が関心を持つ—

狛江市の市政にどの程度関心を持っているか尋ねたところ、「非常に関心がある」が15.1%、「ある程度関心がある」が61.5%となり、4人に3人が関心を持っています。5年前の調査と比較すると「あまり関心がない」が少なくなり、「非常に関心がある」「ある程度関心がある」が増えています。

【よりよい環境づくり】—自然環境の保全とごみのポイ捨て防止、資源化の推進を—

よりよい環境づくりを図るため、市はどのようなことに力を入れたらよいと思うか3つまで選んでいただいたところ、「緑や河川など自然環境の保全を図る」(45.3%)と一番多く、ついで「ごみ・たばこのポイ捨ての防止を徹底する」(36.5%)、「ごみの減量化・資源化を推進する」(28.2%)となりました。

【市民の健康づくりの取組】—8割の人が食生活に気をつけている—

市民自身が健康のために取り組んでいることを尋ねたところ、「食生活などに気をつける」が79.3%と多く、差が開いて「定期的に健康診査を受ける」(44.1%)、「簡単な体力づくりを心がける」(35.2%)となりました。

【高齢社会対策】—気軽に集まれる場、在宅サービス、バリアフリー、就業機会など幅広い施策を—

狛江市においても高齢化が進んでいますが、市の高齢社会対策としてどのようなことに力を入れたらよいと思うか3つまで選んでいただいたところ、「高齢者が気軽に集まれる場や機会を提供する」(33.9%)、「ホームヘルプサービスなど在宅福祉サービスを充実する」(30.4%)、「高齢者でも利用しやすいよう、道路や建物の施設・設備を改善する」(26.7%)と差がなくあげられています。

【生涯学習環境】—体験的活動機会や講座等の時間帯の拡充など、気軽に参加できる環境づくりを—

市民が生涯にわたり学び続ける環境をつくるためには、市はどのようなことに力を入れたらよいと思うか3つまで選んでいただいたところ、「体験的に参加できる学習機会を設ける」(31.4%)、「平日の夜間や土曜・日曜など講座等の時間帯を拡充する」(31.2%)が30%強で多く、ついで「さまざまな芸術に触れる機会を充実する」(25.2%)となりました。

【子どもたちの健全育成】—社会のルールを守る教育、家庭教育の充実を—

子どもたちを安全で健全に育成していくためには、市はどのようなことに力を入れたらよいと思うか3つまで選んでいただいたところ、「子どもたちへの社会のルールや決まりを守る教

育を推進する」(60.2%)が最も多く、ついで「家庭における教育を充実する」(41.9%)、「子どもたちのボランティア活動への参加を促進する」(36.1%)となりました。

【行政サービスの充実すべき点】一・夜間・休日の窓口サービスや自宅での各種手続きなど、市民生活の多様化に対応した体制を—

行政サービスを利用する際、どのようなことがより充実したらよいと思うか2つまで選んでいただいたところ、「夜間や休日の窓口サービスを導入する」(51.5%)が最も多く、ついで「各種の申請や届け出の時間を短縮する」(27.1%)、「担当課がすぐわかるよう案内・誘導を充実する」(25.1%)となりました。

◆ 青少年アンケート（平成15年11月14日実施）

第4次基本計画策定に青少年（中学生から20歳未満）の意見を反映させるため、市民まつり会場において、100人の青少年の皆さんに声をかけ、ご協力いただきました。

第4次基本計画として、一番に気にかかる「市がもっと力を入れて取り組んだ方がよいと思う分野」については、右表のように回答いただきました。

また、一番よく利用している施設は「総合体育館や市民グランドなどの体育施設」で28人、次に「中央図書館や西河原公民館」の10人でした。どのような施設があれば利用するかとの問いに、最も多かった回答は「インターネットカフェなどパソコン関係の施設」の35人でした。

将来の狛江の理想イメージをたずねた問いには、「自然」や「緑」などが多いまちという意見が14件、「明るい」「楽しい」まちという意見が11件、「安全」「平和」などをイメージした意見が11件ありました。

青少年アンケート結果

※ 市がもっと力を入れて取り組んだ方がよいと思う分野

内容	件数
スポーツや文化活動の充実	39
公園・広場などの充実	39
ごみ処理など環境問題	38
自然環境の保護	32
道路や施設などの整備	24
交通安全や防犯	23
観光イベントなどの充実	18
高齢者や障がい者への福祉	17
保健や医療	17
学校教育活動や環境の充実	16

◆ 子どもフォーラム（平成16年1月21日～2月19日実施）

第4次基本計画策定に子どもたちの意見を反映させるため、教育委員会と市内各小学校に協力していただき、教育活動の一環として実施したものです。担任の先生方の指導のもと、小学校6年生の皆さんが、一生懸命取り組んでくれました。基本計画策定委員との対話をとおして、貴重な意見や提案をいただきました。

これらの意見や提案の内容につきましては、「子どもフォーラム報告書」として冊子にまとめていますが、以下、基本計画に沿って、整理、集約させていただいたものを参考までに掲載します。

【参加校】（平成15年度）

狛江第一小学校	6年2組	桶川教諭			
狛江第二小学校	6年1組	植松教諭			
狛江第三小学校	6年1組	寺島教諭	6年2組	中島教諭	6年3組 原島教諭
狛江第五小学校	6年2組	大政教諭			
狛江第六小学校	6年1組	棚田教諭	6年2組	宮本教諭	6年3組 寺田教諭
狛江第七小学校	6年1・2組	渡辺教諭	栗原教諭		

第1章 美しい都市景観を目指した基盤づくり

第1節 住宅都市にふさわしい快適な道路・交通環境づくり

第1項 市街地の道路基盤づくり

- ・ 電信柱をなくして車いすが通れるようにしてほしい。
- ・ 遊歩道の道幅を広くしてほしい。

第2項 便利な交通環境づくり

- ・ ハイタウン行きのバスは、もったいないので利用者が多い時間だけ運行してほしい。
- ・ バス停が狭いところがあるので、場所を変えてほしい。
- ・ バス専用レーンや優先レーンを作してほしい。
- ・ 自転車、車、歩行者の通行路を分けてほしい。
- ・ 道を広くしてほしい。
- ・ 狛江駅に急行を停めてほしい。
- ・ 市の南北に電車を走らせてほしい。
- ・ 放置自転車をなくしてほしい。
- ・ 自転車を無料で置ける駐輪場がほしい。

第2節 計画的なまちづくりと美しいまちなみの実現

第2項 土地利用の規制・誘導

- ・ 道を広くまっすぐに区画整理してほしい。
- ・ 住宅地をさらに増やしてほしい。
- ・ 狛江市は狭い物件が多いので、80㎡以上の物件をたくさん建ててほしい。

第3項 美しい都市景観づくり

- ・ 駅周辺をもっとおしゃれにしてほしい。

第2章 安全で快適な都市を目指した生活環境づくり

第1節 安全で安心な生活環境づくり

第1項 災害に強いまち

- ・ 地震などに機敏に対応できる施設がたくさんほしい。

第2項 犯罪に強いまち

- ・ 近くに交番がほしい。
- ・ 交番を増やしてほしい。
- ・ 交番にいつも人がいるようにしてほしい。
- ・ まちの防災活動の話し合い、印刷物の作成・配布、安全点検、危険箇所の調査など、防災知識を高めるような対策を立ててほしい。

第3項 交通安全対策の充実

- ・ 横断歩道や信号機を増やしてほしい。
- ・ 広い横断歩道をスクランブルにしてほしい。
- ・ 太陽や雨で見えにくくなる信号機を減らしてほしい。
- ・ 以前事故があった場所の信号機の位置を変えてほしい。
- ・ 遊歩道を安全に通れるように街灯を付けてほしい。
- ・ 大通りでの事故が多いので、カーブミラーなどを付けてほしい。
- ・ 信号機を発光ダイオードにしてほしい。
- ・ 信号機を待ち時間のわかるものにしてほしい。
- ・ 信号機について、渡る距離と時間の関係をもう少し考えてほしい。
- ・ ガードレールを設置してほしい。
- ・ 歩道橋を増やしてほしい。
- ・ 狭くて危ない歩道を少しでも広くしてほしい。
- ・ スクールゾーンを作してほしい。
- ・ 狛江市は都内で一番小さな市なので、交通事故が一番少ない市になってほしい。
- ・ ミラーを設置してほしい。
- ・ 街灯を設置してほしい。

第2節 環境にやさしい社会づくり

第1項 環境保全の推進

- ・ カラスをどうにかしてほしい。

- ・ 公衆トイレを増やしてほしい。
- ・ （環境保全のために）ボランティア活動をする人を増やしてほしい。

第2項 循環型社会の形成

- ・ ごみのポイ捨てを少なくするため、公園に看板を設置してほしい。
- ・ 資源を大切にしてほしい。
- ・ 法律でポイ捨て禁止などを考えてほしい。
- ・ ポイ捨てをした人や人に迷惑をかけた人から罰金をとって、公園をきれいにするために少しずつ貯めてほしい。
- ・ 肥料などにするため、市民が集めた落ち葉を回収する集積所を公園に造ってほしい。
- ・ 公園にトイレやごみ箱を置いてほしい。（ごみを不法投棄させないように設置していない状況に対しての意見）
- ・ 不用品引取サービスをしてほしい。

第3節 水と緑の環境づくり

第1項 水辺環境の整備と水の循環

- ・ 川のごみを拾ってきれいにしてほしい。
- ・ 多摩川の自然などが色々わかる博物館を造ってほしい。
- ・ ごみをなくせば多摩川の水もきれいになる。多摩川の水をきれいにしてほしい。
- ・ 自然を増やしたり、多摩川のごみを減らすために河原を使う人から入場料を取ってほしい。
- ・ 川にベンチやごみ箱を設置してほしい。

第2項 都市緑化の推進

- ・ 公園をお年寄りに貸し出して、植物を育ててもらい緑を増やしてはどうか。お年寄りの生きがいにもなる。
- ・ 公園に植物の種を蒔いたり、苗を植えたりしてほしい。
- ・ 木が少ない公園に、もっと木を植えてほしい。
- ・ 兜塚などをもっと整備してほしい。
- ・ 高学年や中学生も自由に遊べる大きい公園を造ってほしい。
- ・ 小さな公園がたくさんあるより、大きな公園が1つあったほうがよい。
- ・ 新しい施設、公園などを設けるより、今あるものを改善してほしい。
- ・ 芝生の多い公園を造ってほしい。
- ・ お年寄りや子ども、子ども同士の交流を増やせるような公園を造ってほしい。
- ・ 学校の近くに公園を造ってほしい。
- ・ 自然が多く、子どもから大人まで気楽に行けるような公園や広場を造ってほしい。
- ・ 多摩川の河川敷に自然公園を造ってほしい。
- ・ 水と緑の両方がそろっている公園を造ってほしい。

- ・ 犬たちが遊ぶ場所を川に造ってほしい。
- ・ 秘密基地が作れるところを造ってほしい。
- ・ 設備が充実した公園がほしい。
- ・ ボール遊びができる公園がないので、ドーム型公園を造ってほしい。
- ・ 公園などにフェンスを造り、ボールが外へ出ないようにしてほしい。

第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり

第1節 健康な生活環境づくり

第1項 健康づくりの推進

- ・ あいとおびあセンターのような日曜日に診察してもらえる施設を増やしてほしい。
- ・ お年寄りや障がい者を手助けする人を増やしてほしい。

第2項 地域医療環境の整備

- ・ 大きな病院がもっとほしい。
- ・ 予防注射サービスをしてほしい。

第2節 豊かな福祉環境づくり

第1項 地域福祉の基盤整備と推進

- ・ お年寄りが安全に暮らせるようバリアフリーの場所を増やしてほしい。
- ・ お年寄りや車いすの人のために段差を少なくしてほしい。
- ・ 手すりを増やしたり、エレベーターを付けたりしてほしい。
- ・ 狛江駅だけでなく、他の駅や地域にもバリアフリーを増やしてほしい。
- ・ スロープや車いす用の自動販売機などを増やしてほしい。
- ・ 車いすのため、夜も安全のように反射板をつけてほしい。
- ・ 市の施設に、もっとスロープなどを付けてほしい。
- ・ 子どもからお年寄りまで使える健康のための施設を造ってほしい。
- ・ お年寄りの使いやすさなどを考えた思いやりのある施設がほしい。

第3節 誰もが安心していきいきと暮らせる福祉の展開

第1項 活力ある高齢社会の形成

- ・ ヘルパーを増やして、1人住まいのお年寄りをいつでも介護できるようにしてほしい。

第2項 障がい者（児）の自立と社会参加の促進

- ・ 身体障がい者のための集まる場所を作してほしい。
- ・ 障がい者への本の配送、朗読をしてほしい。

第3項 子育て支援と子どもの健全育成の充実

- ・ 学校の空いている部屋を利用して保育園を増やしてほしい。
- ・ 乳幼児を預けられる施設がほしい。

第4章 ふれあいのある都市を目指した文化の地域づくり

第1節 市民の学習環境づくり

第1項 学校教育環境の充実

- ・ 子どもの道徳教育をしてほしい。
- ・ 車いすの友だちのために、学校にエレベーターがほしい。
- ・ 学校の図書室に本を増やしてほしい。
- ・ 図書館に小学生でも使えるパソコンルームがほしい。
- ・ 図書館で紙芝居の読み聞かせなど、幼児向けの企画を作してほしい。
- ・ 図書館にマンガ（誰が見ても問題のない内容のもの）を導入してほしい。
- ・ 保育園・幼稚園・小学校の一貫教育施設を作してほしい。
- ・ 学校の校庭開放を休日もやってほしい。
- ・ 中学校で給食を実施してほしい。
- ・ 屋上など危ないところに子どもが簡単に行けないよう厳重に警備してほしい。
- ・ 学校の門の近くに防犯カメラを設置してほしい。
- ・ 学校のトイレをきれいにしてほしい。
- ・ 学校に楽器を増やしてほしい。

第2項 生涯学習と時代に即した社会教育等の展開

- ・ 市民図書館を充実させてほしい。
- ・ 広い図書館をいくつか造り、調べ学習や子どもから大人まで楽しめるようにしてほしい。
- ・ 子どもが安心して遊べる児童館を造ってほしい。

第3項 スポーツ・レクリエーションの振興

- ・ 市民プールを屋内や温水にしてほしい。
- ・ 市民プールを清潔にしてほしい。
- ・ 大きなスポーツ場がほしい。
- ・ 雷避難用として、市民プールに屋根などを付けてほしい。
- ・ バッティングセンターを新しくしてほしい。
- ・ いろんな区市を参考にスポーツ施設を増やしてほしい。
- ・ 市民グラウンドを人工芝にしてほしい。
- ・ 市民グラウンドにあるパイプの柵を撤去してほしい。
- ・ 子どもからお年寄りまでが楽しめるアスレチックと運動場がほしい。
- ・ 無料のテニスコートがほしい。
- ・ 自由に使えるグラウンドがほしい。
- ・ サッカーがしたいので、ゴールなどを設置してほしい。
- ・ 学校や公園に遊具をもっと取り入れて、みんなで楽しく遊べるまちにほしい。
- ・ 児童遊園などに時計を設置してほしい。

第2節 ふれあいの文化・コミュニティ環境づくり

第1項 市民文化の醸成

- ・ 楽器を演奏できる場所がほしい。
- ・ 音楽を好きな子が練習できる場所がほしい。

第2項 コミュニティづくり、協働型まちづくり

- ・ 毎月1週間程度、あいさつ週間を作ってほしい。
- ・ 子どもから大人まで誰でも気軽に利用できる施設がほしい。
- ・ みんなが仲良くなれるイベントなどを開いてほしい。
- ・ お年寄りとふれあえる楽しいお祭りを増やしてほしい。
- ・ 駅や施設、図書館など、たくさんの人が利用する場所で（福祉の）募金をしてほしい。
- ・ 子どもから高齢者までが共に遊んだり、勉強できたりする文化・レクリエーションセンターを造ってほしい。
- ・ 児童館のイベントなどの情報を大きく取り上げてほしい。

第3節 互いに知り認めあう環境づくり

第3項 国際化時代の環境づくり

- ・ 外国人との交流がしたい。

第5章 活気あふれる都市を目指した産業の振興

第1節 地域産業の振興

第1項 商工業の振興

- ・ 財政難なので、コンビニやホームセンター、スーパーマーケットなどを増やして、市が経営し、もうけたお金で色々な施設を造ってほしい。
- ・ 商店街を一つにまとめてほしい。
- ・ 市全体で使える商店街のポイントカードを作ってほしい。
- ・ 和泉多摩川駅の近くにデパートを建ててほしい。
- ・ イトーヨーカドーやジャスコのような大きなデパートみたいなものがほしい。

第2節 市民生活の充実

第1項 観光・イベントの振興

- ・ 狛江市の名物を作って売ってほしい。
- ・ イベントをもっと増やしてほしい。
- ・ キンボール（ニュースポーツの一種）を流行らせてほしい。
- ・ お年寄りとふれあえる楽しいお祭りを増やしてほしい。

◆ 市民フォーラム（平成16年8月27日実施）

事前に、広報やポスター等で参加の呼びかけをしましたが、参加者が少なかったことが残念でした。パネルディスカッションでは、委員長をはじめ市民会議各分科会長の皆さんに、基本計画に対する率直な考えをお話していただきました。以下、概要を掲載します。

- 時 間 平成16年8月27日（金） 午後7時00分～午後9時05分
- 場 所 特別会議室
- 参加者 9名
- プログラム
 - 1 開 会
 - 2 「あいさつ」 狛江市長 矢野 裕
 - 3 「狛江市における現況と課題」 説明者 企画調整課担当者
 - 4 「第4次基本計画中間報告について」 説明者 企画調整課担当者
～休憩～（パネルディスカッションでの意見、質問受付）
 - 5 パネルディスカッション「今、求められるまちづくりとは」
 - ・コーディネーター 基本計画策定委員会委員長 原田博夫
 - ・パネラー 基本計画策定市民会議各分科会長
村山善久 加古厚志 伊藤一三 内藤正利 安藤秀樹
市長 矢野 裕 企画財政部長 本橋 昇
 - 6 質疑・応答
 - 7 閉 会

○ パネルディスカッション概要

司 会 ただ今より、パネルディスカッションをはじめさせていただきます。本日のテーマは「今、求められるまちづくりとは」です。それでは、原田委員長よりお願いいたします。

原田委員長 はい。私が本日のコーディネーターを務めさせていただきます基本計画策定委員会委員長の原田と申します。よろしくお願いします。

本日は、パネラーとして市民会議の各分科会会長に参加していただいていますので、まずは、自己紹介を兼ねて第4次基本計画策定にあたっての意気込みや抱負などについて語っていただきたいと思います。

その前に、私の自己紹介をさせていただきます。私は専修大学経済学部

で財政学及び地方財政学を担当しています。昨年、市から基本計画策定委員会の委員にとのお話をいただいたときに、狛江市は自分が住んでいるところであり、また、現在地方分権や地方財政計画の改革が進められているところですので、自分の専門分野と関連して、それを具体的な現場で実感する必要があるのではないかという義務感のようなところから引き受けさせていただきました。

少し話が大きくなりますが、現在小泉内閣が三位一体改革を具体的に進めようとしています。従来であれば、こういう改革は基本的に国の主導で進め、地方に下ろしてくるという流れでしたが、今回の成案づくりは、今までとは異なる色々なやりとりがありました。例えば、8月には全国知事会が国庫補助金の一つの有力なものである義務教育費の削減を自ら受け入れたという非常に画期的なことが行われました。ただ、具体的にどうなるかというのは、未定であり、長期的に見ていく必要があります。三位一体改革の当初では、自治体は財源が国から回ってくるのではないかとこのことを期待していたようですが、結果として地方交付税の大幅な削減となってしまうました。それに対して、今回はその義務教育費削減のように、地方自治体が自らの責任において受け入れてきたわけです。今後は自治体サイドの実際の取組にかかってくると思います。国からの補助金をあてにするのではなく、自治体やその住民が、自分たちの行政に対して何を期待し、何をしていくかを自分たちで考えていく時代になっていくと思います。こうした大問題が背景にあり、重大な時期にさしかかっているこの時期に、今回の基本計画は策定されるわけです。

それでは、その基本計画について、身近で取り組んでこられた分科会会長に、その辺りのことについて、自己紹介を兼ねお話していただきたいと思います。

村山委員 第1分科会を担当させていただいている村山と申します。第1分科会は全部で12名の委員からなり、主に土地利用、景観、公共交通、道路など市の基本的な部分を担当させていただきました。私が、なぜ市民会議の委員に応募したかと言いますと、市のまちづくりや行動計画に関して、きちんとした意見を言わせていただきたと思ったからです。会議では、委員の皆さんと活発な議論をしてきました。例えば、お金がないといっても道路は造らざるを得ないとか、都心から世田谷区の砧辺りまで、住宅開発の波がさざなみのように押し寄せて来ていて、ここ1、2年では狛江市でも住宅業者が入ってきて、建売などが活発に行われているようです。ただ、最近制定された狛江市まちづくり条例により、あまり大きな違反建築は発生していないようですが、そうした中で、なぜあえて違反建築を取り上げ

たかと言いますと、新しくできた住宅に住む方々も、新たな狛江市民となるわけです。そうした方々が違反建築の住宅に住んでしまうことがないように、違反建築をやめてもらいたいということを大きく打ち出して、違反建築をなくすシステムをつくってもらいたいということを文章化させていただきました。

加古委員　続きまして、第2分科会を担当いたしました加古と申します。岩戸南に在住しており、現在は民間会社の顧問を務めております。狛江市に住んで22年くらいになります。しかし、よく考えてみますと、市のことを何も知らずに、家と会社の往復をしているのみということ、大いに反省いたしまして、今回の基本計画策定にあたって、狛江市を住みよいまちにするにはどうしたら良いのか、また、住み続けたいまちにするにはどうしたら良いのかという原点に返って、第2分科会に与えられたテーマを10名の分科会委員の皆さんと考えてきた次第です。したがって、市民会議の声として報告をさせていただいた内容は、何としても狛江市を住みたい、住み続けたいまちにしようという思いから考えたものです。多少飛躍した面があるかもしれませんが、一生懸命やらせていただいという自負だけはございます。こうした市民会議の声が基本計画として反映されることを願います。以上です。

伊藤委員　第3分科会を担当いたしました伊藤と申します。取り上げた章は、第3章「健康といたわりのある福祉のまちづくり」です。この市民会議に参加するにあたっては、昨年の春に大きな病気をしまして、その時に大きな気付きがあって、ぜひ、この基本計画の策定にあたって、自分の考えを反映させたいというところから参加しました。そして、第3分科会の委員の皆さんとそれぞれ抱えた疑問を取り巻く課題について、色々な意見を出していきました。そこから、基本計画に反映された部分があり、今回の市民会議の目的、意図は、市民レベルでかなり参加できたのではないかということを感じました。今日、こういう場で、改めて議論が交われば良いと思います。

内藤委員　第4分科会を担当させていただきました内藤と申します。狛江市に住んで延べ13年、人生の約1/3を狛江市で送ってきました。第2の故郷といっても過言ではありません。私たちが担当しております分野は、学校教育、社会教育、文化、コミュニティなどです。私自身、小学生の子どもがおりますので、自分の子どもの教育も含めて関心が高い分野でした。また、個人的にも高校時代に野球をやっておりまして、狛江市には野球場をはじめとするスポーツ施設が、他の市区町村と比べるとまだまだ遅れている部分があるのではないかと思います。今回市民会議に参加させていただいた

次第です。PTA会長さんをはじめ、第4分科会には教育問題に関心の高い方がいらっしゃったので、学校教育問題を中心として、かなり濃い議論がなされたかと思います。また本日は、中身だけではなく、広い意味での市民の皆さんのご意見を取り入れながら、最高の基本計画策定に向けてまい進してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

安藤委員 第5分科会を担当させていただきました安藤です。私は狛江市に生まれ育ちました。その中で狛江市のために何か役に立ちたいなという小さな気持ちから市民会議に応募しました。第5分科会は、商工業、都市農業、観光、市民生活などを話し合ってきました。10名の委員で議論してきたわけですが、委員には農協や商工会の方など、約半数の専門的な知識をお持ちの方がいらした関係で、細かいところまで議論ができました。そういったメンバーで市民会議の声として、意見を出させていただいております。また、これらの意見が、今後市政運営の中で反映されていけば良いと思います。

原田委員長 ありがとうございます。各分科会の会長さんからそれぞれの意気込みをお話いただきました。ではここで、そもそもこの策定委員会を召集したところである矢野市長から、先ほどごあいさつをいただきましたが、もう少しざっくりばらんに、具体的にどういうことを狙っていたのかということをお話いただきたいと思います。

矢野市長 はい。今回の基本計画策定は行政側から見ると、ある意味大きな実験でもあったという感じがしています。基本構想、基本計画というのは、国でいえば憲法にあたるものです。そういうものを市民の皆さんと協働してどこまで作っていただけるのだろうかということが1つありました。それから、市民参加で策定するにあたり、事務局でたたき台を用意して、それについて議論をしていただくという形だけの市民参加ではなく、たくさんの応募から選ばれた61名の市民の皆さんに参加をいただいて、白紙の状態から一つの大きなものを作っていく作業は、正直どこまでいくのだろうかという不安もないとは言いきれませんでした。さらに、市側も各担当部長が中心となって庁内委員会を設置して、行政側の考えを検討し、まとめていきましたが、市民の発想と行政の発想を1つにつなげることが、どこまでできるのだろうかということがありました。そうした中で、皆さんに取り組んでいただいたということ、この中間報告の中に、皆さんの色々な意見をいただいたことは、市民参加条例、まちづくり条例について、狛江市の市民参加、市民協働を大きく前進させた取組だったと思います。これから最後の肉付けという大事な作業が残っていますので、これを成功させていただきたいと思っています。あと、あいさつの中でも申し上げたように、市

民会議の声をどういかしていくのか、また、原田委員長もおっしゃっていたように、これからは三位一体の改革というこれまでにない大きな要素も入ってきます。今後は皆さんの汗の結晶であるこの基本計画をどう行政にいかしていくかが私たちの宿題になってきますし、取り組んでいきたいと思います。

原田委員長 ありがとうございます。今の市長のお話にもありましたように、この委員会は、市民サイドの分科会があって、それに対応して庁内でも分科会を設置していただいています。各々で出された結果を策定委員会で分科会の会長と庁内委員会の会長で議論して、お互いの分科会にフィードバックするというかたちをとっています。本日、庁内委員会の会長さんたちはいらっしゃいませんが、その取りまとめ役である企画財政部長からも、策定に向けてのご苦労などをお話いただければと思います。

本橋部長 企画財政部長の本橋と申します。今回の中間報告策定にあたっては、各市民会議では10回以上、多いところで15回の会議をもっていただきました。一方で、同じテーマで設置いたしました庁内委員会でも並行して4、5回にわたって会議をもちました。この2つを結び付けるのが、本日コーディネーターをいただいている原田委員長を中心とした策定委員会です。こうした中での私の役割は、庁内にある5つの分科会の取りまとめと各分科会間の情報交換です。1つの分科会ですべて完結するわけではありませんので、各分科会の調整や進み具合の管理などを担当してまいりました。また、庁内委員会と市民会議の意見をつなぎ合わせ、策定委員会に反映させるということを行ってまいりました。市民会議からは各分科会の会長さんを中心に活発な議論がされ、提案シートを用いて分かりやすく提案していただきましたので、スムーズに進めることができました。市民会議の皆さんには大変感謝をしております。現段階では中間報告ですが、本日の皆さんの意見や今後いただく意見を含めて完成させていくわけですが、こうしてできた基本計画を大事にしながら実現に向けて取り組んでいきたいと思います。

原田委員長 ありがとうございます。それでは、休憩のときに何名かの方から質問をいただいております。ここで、私からいくつかご紹介させていただきたいと思います。

Q1 「子どもフォーラムが実施されたが、子どもたちの声は、市民会議の中でどのように反映され、施策に生かされたのか。」「反映した部分、できなかった部分について、子どもフォーラム参加者にどう返していこうとしているのか。」

子どもフォーラムの実施はどうかたちで、基本計画に結実しているのかということですね。私の答えられる範囲で言えば、中間報告の115ページ以降の「資料2」として、子どもフォーラムからの意見が掲載されています。ご覧になるとわかるように、非常に多様な意見が出ています。実現性がなさそうな話もないわけではありませんが、印象的だったのは、市内全域を見渡して行き止まりになっている道路がどのくらいあるのかなど、子どもの視線から危険なまち、場所とはどんなものなのか、あるいは街路灯の設置など具体的に提示してくれています。これらは、道路交通問題を考えるうえで、重要な視点ではないかと思います。そういったところで、反映はしていくとお答えしておきます。

Q2「中間報告第4章第2項 68 ページ 11 行目『各種社会教育事業の効果的な運用を図るための見直しなどが求められている。』とありますが、ここでいっている「効果的」というのは何を指しているのでしょうか。事業の見直しは私も必要と思っていますが、社会教育の視点に立って、何かを学ぶことが必要ということを現状把握し、課題化にとりくむという事業展開が求められているのではないかと思います。」

第4章第1節第2項の「生涯学習と時代に即した社会教育等の展開」ですね。文言的な話ですが単純な削減なのかどうか、そういったニュアンスの質問と思います。行政側で補足することはありますか。

本橋部長 そのときの議論を直接聞いてはおりませんが、この表現は公民館においてだろうと思います。先ほど委員長から、三位一体の改革や地方財政計画のお話がありましたが、狛江市も大変厳しい財政事情にあります。その中で、同じ費用で効果的な事業を実施するということは社会教育に限らず、すべての行政事務について該当するものと思います。内容としては69ページの「施策の方向」に書いてあるとおりに思います。「公民館組織統合に伴い、社会教育関連事業の事業内容や実施時期などの調整再編を行い、その充実と効率的な運用を図ります。」というのは、市民サービスを切り捨てるということではなくて、より効率的で、かつ利用しやすいような事業の実施を考えていこうということです。

原田委員長 わかりました。次の意見は防災についてです。

Q3「先の新潟の洪水、河川の氾濫時、市の対応の遅れや市民に対する

無責任な対応が問題になりました。市職員の緊急時に備える意識や具体的対応はどのようになっているのか。」

この間のような災害に対して、緊急事態や防災に備えて、市の職員で具体的な方法をとっているかどうかということです。「中間報告を十分に見切れていないけれども」という注意書きがあります。防災ですので、第2章の分野かと思いますが、市民会議のほうからこの辺りについて何かございますか。

加古委員 災害に関する市民会議の声は、25 ページに議論したまとめ、提言が書かれています。この中でよく議論されたのは、災害弱者、つまりお子さん、女性、高齢者などです。特に粕江市の生活スタイルを見ると、昼間に災害が起きたときに、この災害弱者が非常に多いというところから、情報の連携などについて議論したことを覚えております。具体的には、ここに書かれていることを準備していただきたいとお願いする次第であります。

原田委員長 わかりました。他にもご意見をいただいておりますが、こうしてやっていくと、私たちが行政の代わりにお答えするようになってしまい、そうすると趣旨が変わってきてしまいますので、(笑) もう一度、全体的な話に戻したいと思います。最初に、分科会長の皆さんに自己紹介がてら、策定に取り組むにあたっての思い入れをお伺いしましたが、それぞれのところで、強調したいところやさまざまな議論はあったけれども文言化しにくかったところなどをお話いただこうかと思います。第1分科会から順番をお願いします。

村山委員 第1分科会は、都市計画道路の部分が大きかったのですが、市と協議をしまして、優先順位を付けて整備をしていただきたいという願いはしました。市民会議の声には、すべてではありませんが、かなり細かく書いていただきましたので、そういう意味では、都市計画道路についてはある程度文言化されているのではないかと思います。

ただ、サイクルシティについて、最終的には「放置自転車対策」「駐輪場の確保」程度しか表現されておられませんので、もう少し文言的に表現したほうが良かったかなと思っています。自分が生活する場所、つまり自宅には、ほとんど駐輪場が確保されていると思います。ただ、その自転車に乗って出掛けて、スーパーや商店に行くと、そういうところでは駐輪場が足りない、それが問題になっています。その辺の対策がこの文章の中で表現されていなかったもので、今後もし、行政で対策していただくのであれば自宅に1つ、出掛けた先に1つ確保していただきたいと

思います。自宅に1つあるけれども、出掛けた先に駐輪場がない、それで歩道に置いた結果、景観が悪くなったり、自転車が倒れてケガをしたり、災害につながっていくのではないかと思います。この辺を含めた駐輪対策を行っていただきたいと思います。また、このことは自動車の駐車場についても同じことがいえると思います。5分程度の用事のために地下駐車場に入れるわけにもいきません。この辺りをふまえた、まちづくりが必要になってくるのではないかと思います。

加古委員 第2分科会のテーマは「安全で快適な都市を目指した生活環境づくり」です。まず、議論を集中させたところが、23 ページです。昭和 56 年以前に建てられた家は耐震性が低いとされています。こうした住宅に対して耐震診断をしてほしい、そして、耐震化を早くしないと阪神・淡路大震災のときのように、倒壊による被害が大きくなるのではないかと、大きなテーマでありました。したがって、24 ページのところに唐突に「年齢構成や町丁名別の危険度を考慮して、計画の見直しを行うこと。」とあるように、先ほども申しました災害弱者が被害に遭われる確率が高く、そうした方々が耐震性の低い住居にお住まいではないかと考え、提言としての的を絞ったように書かれています。それから、25 ページの市民会議の声にあるように、災害弱者の安全確保を図るような対策をしてほしいというようなまとめ方になっています。

また、27 ページでは防犯を取り扱っていますが、これは市民意識調査で第1位であるということ、また、子どもフォーラムでも空き交番が多い、街路灯が少なく怖いなどの意見も多く、多くの時間を割いて議論した部分です。特に定期的なパトロールの実施などが目玉になっております。

次に「環境に優しい社会づくり」ですが、37 ページ以降の水と緑についても、市民意識調査で第2位となっています。この辺のところも、もう少し時間をかけて議論を深めていきたかったのですが、限られた時間で判断した結果、報告にあるような意見になりました。いずれにしても、子どもたちの意見、市民意識調査や青少年アンケートの結果などを大いに参考にさせていただいて議論しました。以上です。

伊藤委員 第3分科会は、健康と福祉が大きな見出しとなっています。会議の中で集中した話は、健康診断を市民に平等にできないものか、また、希望者に対してはもっと徹底できないものかということです。私も健康診断をしばらく受けていなかったので受けたと思い、1月頃にあいとぴあセンターに行ったところ、予算がなくなってしまったので9月で終了したと言われました。狛江市には「健康診断を受けてください」という個

別的な通知がありません。広報には載っていますが、他の自治体はもっと徹底していますし、健康診断は市民の健康管理の出発点です。その差を埋めていけないかというところを集中して議論しました。

それから、子育て支援のところで、乳幼児を含めて小さいお子さんがいる若い夫婦というのは所得が低いと思います。そうしたときに、市の財政援助をもう少し充実してほしいという声が出ました。あと、子どもたちの健全な成長のための居場所を確保し、そこに高齢者、障がい者も一緒に集って、交流を深められる場所ができないものかというような議論もありました。以上です。

内藤委員 第4分科会では、学校教育を中心に激論が交わされまして、皆さんの意見をまとめるのにひと苦労いたしました。市民会議の声としては、まず、65 ページにある少人数学級教育がありました。不登校児童や障がいがあるお子様に、もう少し行政的に援助をできないものかという意見が多数出ております。学校に行くだけでなく、多様な教育が受けられるような援助はできないだろうかといった話も出ました。66 ページでは、現在会社勤めを終えられて、自宅におられる方に、自分が培った知識を教育の場で発揮できないかということで、何点か市民会議の声として挙がっています。例えば「地域の有識者・高齢者などの経験を積極的に活用すること。」や「教育ボランティア制度の導入を検討すること。」「社会人を積極的に学校に迎え、教育活動に活用すること。」などです。特徴ある教育と地域の方の活用を促進すべきではないかと考えました。他にも「学校選択制」の話が出ております。狛江市は面積も小さいので、選択制は特色ある学校づくりに一役買うのではないかとということで、各学校の色を打ち出して、良い意味での競争になるのではないかとという意見もありましたけれども、行政的には厳しい面もあるというお話も出ました。67 ページは、私も個人的に関心が深い中学校給食の問題です。これは、矢野市長が市長になる前から公約でお出しになっています。これをぜひとも、早期実現に向けて最大の努力をしていただきたいと思います。自校方式ではなくて、センター方式ではどうなのかという話も出ております。財政的な問題もありますが、取り組んでいただきたいと思います。あと、昨今学校での犯罪の問題がありますが、安全確保のための巡回、防犯カメラの設置などについては、市民会議だけでなく、子どもフォーラムからも意見が出ております。

次に生涯学習に移ります。69 ページでは、学校教育のところでもありましたが、積極的に市民を活用すべきではないかということで、一番下の「生涯学習指導者の育成・支援を図ること。(生涯学習市民リーダー

登録制の導入等)」を提案しました。ある分野に秀でた人を教育者として登録して、色々な分野において講師などとして活躍してもらってはどうかということです。公民館の利用については、70 ページの下から2 番目「公民館等の利用方法や申込み方法の統一を図ること。」です。公民館の予約については、色々な問題が生じているという話を聞いておりますので、統一を図って公平に公民館を利用できるようにしていただきたいと思います。また、その下の「子どもたちの活動の場づくり」では、「子どもフリースペース事業を全小学校へ拡充すること。」としました。子どもたちの居場所づくりということで、現在、フリースペースが市内の小学校で実施されています。これには、私の子どもも非常に喜んでいて、いつも暗くなるまで学校で遊んでいます。現在は物騒な世相ですから、この事業は今後とも拡充していただきたいと思います。72 ページ「スポーツ施設整備」では、冒頭のあいさつでも言わせていただきましたが、スポーツ施設が近隣する市町村に比べて多少遅れているなど感じています。今は民間のスポーツ施設、例えば電研のグラウンドなどを市民に開放してもらえないだろうかという意見が出ております。子どもフォーラムでも広いグラウンドや公園がほしいなど、子どもたちの遊び場、居場所を求める声が出ています。

73 ページの姉妹都市交流です。ご存知のとおり、狛江市は新潟県の川口町と姉妹都市となっておりますが、多摩川源流の村である山梨県小菅村と交流が深まっておりますので、多摩川を共通項として、こことも新たな交流をもっていくべきじゃないかという話になりました。長くなりましたが、私ども第4 分科会では以上のように、学校教育とコミュニティに関して活発な意見が交わされました。

安藤委員 第5 分科会で、一番議論をしたところは商業についてです。狛江市内では小規模な店が大多数を占めていまして、それぞれ非常に厳しい状況にあります。また、もうすぐ国領にイトーヨーカドーができますので、一層厳しい状況に置かれるのではないかということが話されました。では、それを打開するためにはどうすれば良いのかといったときに、个性的なお店をつくっていかねばなりません。ここに来れば、変わったものが置いてある、ここにしかないものがあるというお店づくりをしていく必要があるのではないかということが重要な課題であると考えました。また、市民の方が買い物をするときにどこへ行くのかを調べたところ、市外に行く方が多いようです。市内で買い物をするにしても、いなげや、京王ストアなど大きめのストアに行く方が多く、なかなか個人の八百屋さんや魚屋さんに行く方は少ないようです。ということは、た

だ特徴的なお店をつくるだけでは駄目で、その中で、狛江市内にはこんなお店がありますよというようなPRが必要じゃないかということになりました。また、観光についても、さまざまなイベントを実施して狛江市外から人を呼ぶことが、狛江市の知名度を上げていくことになるのではないかと思います。今、狛江市で有名なイベントとして「ほおずき夏祭り」があります。今年はコマレンジャーが来て、テレビで放映されたりもしました。また、狛江市の特産物として枝豆があります。こういったものを活用してはどうかと思います。その他、知名度を上げるためにはフィルムコミッションを行って、映画やドラマに狛江市を使ってもらうことはできないかと思います。狛江市では、特に昔から多摩川の五本松が有名で、結構頻繁に撮影されています。私の近所でもよく行われていて、多いときは週に2、3回撮影しているときもあります。これらをはじめとして、他にも色々な場所に撮影を誘致して狛江市の知名度を上げていくという手もあるのではないかと思います。

また、狛江駅北口に俗にいう三角地と呼ばれる空き地があります。この場所を情報発信基地として建物を建てて活用してはどうかという意見が、私たち第5分科会では一番強いものとなりました。情報発信基地とは、狛江市にはこういうお店があり、こういうものがあればこの店に行くといいといった宣伝や狛江市ではこういうイベントをやっているなど、とにかくそこに行けば、色々な情報がわかるというものです。ただ、三角地については、土地の問題とか色々な問題があるそうなので、可能かどうかはわかりませんが、私たちの中では一番強い意見となりました。総合的には、どうすれば狛江市外から人を集めることができるのか、また、市外に出ず、市内で買い物をしてもらうにはどうすればいいのかという点を最重要ポイントとして議論してきました。以上です。

原田委員長 ありがとうございます。今、各分科会の会長さんからお話を伺いましたが、それぞれどういう議論があって、どういうところに力を入れてきたのかということが段々見えてきました。もっと長く時間を割いて報告していただいたほうが本当は良い氣もします。とりあえず、こういうかたちで中間報告の全体像があって、それぞれのパートでも非常に熱い思いが語られたと思います。本当はここからがパネルディスカッションのスタートのような氣もしますが、時間が迫ってまいりました。もう一ついただいたご意見をご紹介します。

Q4「基本計画の策定について、財政計画、財政事情をどの程度の認識

を持ってスタートしたのか。」

これについては、状況は認識したうえでやってきましたが、財政に関してそれほど詳細な検討はしておりません。それは、かなり技術的なところもありますし、例えば職員の構成などの問題もありますので、私どもの手に負える部分ではありません。ただ、私たち自身のスタンスとしては、あれもやって欲しい、これもやって欲しい、建物を造れ、新しい施策をやれというような議論は基本的にしておりません。言うなれば、こういうことをやりたいけれども、そのためには、なるべくお金のかからない方法や市の財政に負担をかけない方法などで何かできないだろうかというような考えで進めてきました。言葉は悪いですが、いわゆる物取り民主主義的な発想で基本計画づくりに臨んでいったものではありません。基本的には、財政問題についても細かい詰めはしておりませんが、それぞれの施策については、そのように自制しながら、市民意識調査や子どもの意見など色々なかたちで吸収しながらつくってきたつもりです。

これで、事前にいただいたアンケートに対するお答えは一通りできたかと思います。

司 会 それでは、その他にご意見等があればお受けしたいと思います。挙手をお願いします。

(特になし)

司 会 ご質問、ご意見等がないようですので、これでパネルディスカッションを終了させていただきます。コーディネーターの原田委員長、また、パネラーである各分科会会長の皆さまどうもありがとうございました。

◆ パブリックコメント（平成16年9月1日～21日実施）

「第4次基本計画中間報告」の公表に伴い、平成16年9月1日号「広報こまえ」に概要を掲載し、9月1日から21日までの3週間、パブリックコメントを募集しました。寄せられたパブリックコメントは全部で20件でした（提案者からの申出により、後日、うち1件を取り下げています。）。

そして、市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の趣旨に則り、第11回及び第12回基本計画策定委員会会議で、これらのパブリックコメントを整理、検討し、一定の見解を出しました。提案・意見等を全文掲載して、回答文を含め冊子としてまとめているのですが、ここでは、寄せられた提案・意見等の概要をお知らせします。

なお、今回いただいた提案は、実際に事業を実施する段階、つまり個別事業にあたる提案も含まれていることから、実施計画を策定する際や実際に事業を行う段階で参考意見として取り扱うよう、基本計画策定委員会から行政に対して意見がありました。

また、基本計画策定委員会では、既に市民参加のもとに方針が示されている事項についての提案及び意見については、基本計画として論じることは適当ではないと判断して、回答を控えさせていただいています。

○ 提案・意見等の概要

寄せられた提案を「章」ごとに分け、関係のある提案については同時に検討しました。

なお、ここでは提案原文を要約させていただいて掲載しています。

* 第1章に関すること

1-1 「便利な交通環境づくり」に関して

子供フォーラムからの意見に「狛江駅に急行を停めてほしい。」とあるが、急行停車が実施されれば間違いなく乗降者が増え、市の活性化につながる。小田急に交渉する価値は十分にあると思う。

1-2 「サイクルシティづくり」に関して

駅の周辺には空地が少なく、地上には余裕がない。狛江駅南口ロータリーの地下を駐輪場として有効活用できないか。自転車は十分収容でき採算にものと思う。

放置自転車対策としては、法で取り締まることをうたっているが、具体性に欠ける。自転車は市民にとって必要な足であり、取り締まりだけでは解決にはならない。まず、駐輪場の確保が必要。第二に、駐輪場に置かなければならないよう仕向けることが必要。具体的には、駅に近い場所には日決め（のみ）で料金は高く、離れた場所の利用には月決めで

安く扱えるようにし、放置自転車の撤収頻度を多くし、引取りの為の徴収料金は、現行の2倍以上（5,000円位）としてはどうか。

1-3 「拠点地区の形成」に関して

都市拠点、生活拠点としている小田急3駅周辺の整備については、交通体系の整備と一緒に考えるべき。喜多見駅周辺は、集まる人のほとんどが狛江市民である。特に、放置自転車の処置やバス停について、世田谷区と協力して整備を進めてはどうか。また、狛江駅北口と南口周辺地区は一体的な整備を検討すべき。バスの進入路を北口と南口で結び巡回路線を策定すれば、駅全体の利便性と、南口の開発につながる。

1-4 「事業化の具体化」に関して

狛江駅周辺の再開発、画地の土地区画整理事業、農地の整理など、面的な整備事業が提案されているが、事業主体、事業手法などについて、ある程度でも示して議論を呼ぶようにしておかないと、棚上げになる恐れがある。

* 第2章に関すること

2-1 「災害への備えの充実」に関して

災害への備えより、「災害時のコンビニ等との協定締結」を進めてほしい。

2-2 「地球温暖化、ヒートアイランド化対策の推進」に関して

ヒートアイランド対策より「屋上、壁面緑化の推進と補助事業」を進めてほしい。

2-3 「ごみ処理・資源化施設の整備・運営」に関して

ごみ処理・資源化より「リサイクル堆肥の市場確保」を進めてほしい。

2-4 「緑地の保全と創出」に関して

水と緑を標榜する狛江市は将来の遠大な計画を含め、市の中央付近に大規模（第一中学校と市民グラウンドを併せた広さ）な緑地公園を画策してはどうか。

軒下、出窓、出入り口脇など、小空間を利用して、ポット1個に、花または常緑の木などを植える、簡易で誰でもできる“グリーンポット運動”を提案する。

*** 第3章に関すること**

3-1 「いつまでも地域で生活できる基盤づくり」に関して

大規模な集合住宅の管理組合や都営・公社等に建て替え等を働きかける体制を具体的に提案してほしい。

3-2 「児童の健全な育成の環境づくり」に関して

学童保育を他の施設に移行する理由はない。また、学童保育という記述がなく、放課後対策に対する具体的な提案がわからない。学童保育は特に変える必要はないのではないか。学童を民営化、フリースペースへ移行することが、再構築なのか。

*** 第4章に関すること**

4-1 「特色ある教育の推進」に関して

特色のある教育の推進より「障がいのある児童・生徒の支援のあり方」について、隔離ではなく、同じ社会での協力共栄を。「不登校児童・生徒に学校復帰だけでなく、本人の望む場所で教育を受けられるよう柔軟な支援を（民間との協力、地域ぐるみで）」、「学校へ行っていない子のいる家庭に教育クーポン等財政支援を」を進めてほしい。

4-2 「新しい時代の学校づくり」に関して（提案2、7）

- ① 新しい時代の学校づくりより「個に応じた教育サポート体制の充実」。
- ② 学校数が少ない中、学校選択制や民間人校長といった他地区を模倣する策はとらない方がよいと思う。

4-3 「安全で魅力ある教育環境づくり」に関して

学校給食は未納家庭なども出る。栄養教育とするなら、各家庭に協力への理解をしてもらうべきだと思う。

4-4 「2・7小学校の統合」に関して

2・7小の統合が決定された時と、現在では状況が違う。大規模マンションの建築もあり、7小は統合しなくても3クラスになる可能性がある。また、一番遠い地区では7小まで1,000mも離れている。適正配置とは思えない。

通学路の安全性も確保されていない。財政が逼迫する中、2小の新築校舎建設の5年間凍結を要望する。

西野川地域では5小と7小に通う児童がおり、治安の面でも、地域の連帯の面でもマイ

ナスに作用している。さらに、西野川1丁目周辺の北側地区は、中学校の統合まで計画され、コミュニティが崩れ、学校と地域を結んで育っていくという政策に期待はできない。現実に配慮を求める。

市境は調布市と連携して、近くの学校を残していくということを考えてほしい。また、合併することも一案ではないか。

4-5 「生涯学習と時代に即した社会教育等の展開」に関して

現況と課題に表記されている「施設利用の効率化」「各種社会教育事業の効果的な運用を図るための見直し」、施策の方向にある「生涯学習のあり方を検討する」「社会教育団体に対する支援と情報発信・提供や各種施設開放の推進・拡充を図っていく」とあるが、どのような意味か。

生涯教育と社会教育の役割を明記してほしい。社会教育は法律で市民の学ぶ権利を保障している。教育行政の責務として実践的に展開していく必要があることを明記してほしい。（社会教育としての市民の学習の必要性をどう考えるのか。社会教育、公民館事業のあり方について、明らかにしてほしい。）

全体に地域住民の取組、市民自身の意識を高めることが課題として盛り込まれていることから、市民の自己教育につながる社会教育の充実を求める。高齢社会に対応できる社会教育の視点も必要だと思う。

将来展望（10年後）をもった施設整備の充実という項目を記す必要がある。また、他行政管轄とのネットワーク化が必要。

【事業内容について】

- ・子育て支援の施策はあるが、母親の悩みの解消には学習が必要。育児期の女性の学習支援ということで位置付けてほしい。
- ・平和、人権意識の醸成が社会教育と別になっているが、人権意識は学習の中で得られるものであり、社会教育の中で人権意識を高める学習として位置付けてほしい。
- ・社会教育事業内容の充実を目標に入れてほしい。

【公民館運営について】

- ・地域社会を支えつづけられる「市民」を育むまちづくりが必要。市民が育ち、つながりあって活動できる場として公民館を発展させていってほしい。
- ・市民の学習活動の拠点として公民館の必要性を明記してほしい。
- ・社会教育の専門性で、市民の学習活動を支える意識の高い公民館職員を配置してほしい。（社会教育を専門とする職員の配置、専門的な研修が必要であることを一項目加えてほしい。）

4-6 「互いに知り認めあう環境づくり」に関して

第3節の構成について、1項 基本的人権、2項 男女共同、3項 国際化時代、4項

情報化、という並びが妥当ではないか。

4-7 「男女共同参画の社会づくり」に関して

「男女共同参画の社会づくり」は、どこかの明るい社会づくりをイメージしてしまい、真意をはぐらかす恐れがあるので、「1」のタイトルである「男女共同参画の環境づくり」を格上げしてはどうか。「1」のタイトルを「こまめ男女平等推進プランの実現」とし、より明確な方向付けを示してほしい。

【現況と課題】の下から5行目にある、「こうした状況～」以下の文章は、当面の実績を誇張するものであり、枝葉末節にすぎない。本文からカットを求める。

【施策の方向】については「男女平等意識の確立をめざし、女性の人権を確保し、政策方針決定過程への女性の参画をすすめ、かつ就労環境を整備し、育児・介護を支える環境を充実するために、推進体制の強化を図ります。」としてはどうか。

【包括的事業】については「男女平等審議会の設置、男女平等計画推進会誌の設置、女性グループ・団体のネットワーク化、男女平等条例および男女平等都市宣言の制定、女性センターの設置」としてはどうか。

* 第5章に関すること

5-1 「商工業の振興」に関して

市全体事業者の有機的な結びつきと円滑な活動を図れるよう配慮がほしい。三鷹市が地場産業を守るため、特別地区を制定する条例を発表するので、参考になれば好ましい。

商業の発展は、消費者の購買力およびその意欲にある。報告にある「付加価値の高い満足度の多い商品を如何に供給できるか」にかかっている。特徴のある商・工産品には過大な評価を与え、広報、奨励をしてほしい。

市民会議の声に通称三角地に情報発信基地を設置することがある。人の行きやすい場所、目的が機能する場所、例えば駅舎に近接するか、情報のIN・OUTがすばやくできる市庁舎内がよいと思う。

* 全体・その他に関する提案等

・全体1 「目標人口」に関して

8万人をどのように配置するのか、土地利用・施設計画・基盤整備などの見方を入れた計画を望む。

・全体2 「現実的な条件」に関して

まちづくり総合プランや財政逼迫問題を入れて、実施計画を先取りした現実的な計画を望む。

・全体3 「公共施設」に関して

公共施設（上下水道＝管渠及び各種施設、道路・橋梁、公園、ほか）、公益的施設（主に建築物）などの維持管理と改築などを表現してほしい。

・全体4 「民間施設」に関して

市内で事業者の所有する大規模の施設の中には、四六時中活用されているとは限らない。用途、日程、時間等、交渉しだいで、市民に役立つ部分も見出せるかもしれない。有効活用できないか。

・その他1 「基本構想」に関して

第2次基本構想は策定後、既に十数年が経過し、時代の推移と共に、社会情勢は著しく変化している。基本構想アリキ、は現在の社会情勢に適応しているのか。

・その他2 「策定過程」に関して

市民参加や情報提供のあり方に疑問がある。意識調査は2,500人を対象にしているのに、青少年アンケートは100人だけ。市民会議への欠席者が多く、委員自身が問題意識を持って参加しているのか疑問を感じる。議事録も会話文ではなく、起承転結を明確にした議事録と配付資料の公開を望む。計画には市内の課題より、世界の潮流を見据えた粕江独自の計画立案を望む。

参考) 各種計画策定状況

基本計画と各種計画は密接な関連をもっており、互いに整合性が図られている必要があります。参考として各種計画の名称及び計画期間をまとめました。

名 称	策定年度	計画期間	担当課
第2次基本構想	平成2年度	21世紀初頭	企画調整課
第3次基本計画	平成11年度	平成12年度～16年度	企画調整課
実施計画(改訂版)	平成15年度	平成14年度～16年度	企画調整課
男女平等推進プラン	平成12年度	平成13年度～17年度	企画調整課
地域防災計画(平成8年度修正)	平成8年度	次回修正まで	総務防災課
農業振興計画	平成6年度	概ね10年間を目標	産業生活課
農業振興計画実施計画	平成13年度	平成14年度～16年度	産業生活課
商店街振興プラン	平成14年度	平成15年度～19年度	産業生活課
商店街振興プラン実施計画	平成15年度	平成15年度～19年度	産業生活課
住宅マスタープラン	平成13年度	平成13年度～27年度	産業生活課
住宅マスタープラン実施計画書	平成14年度	平成14年度～16年度	産業生活課
あいとびあレインボープラン (地域福祉計画障害者プラン ・児童育成プラン編)	平成13年度	平成14年度～23年度	社会福祉課 高齢福祉課 児童福祉課
あいとびあレインボープラン (地域福祉計画高齢者プラン編)	平成11年度	平成12年度～16年度	高齢福祉課
介護保険事業計画	平成14年度	平成15年度～19年度	高齢福祉課
一般廃棄物処理基本計画	平成13年度	平成13年度～22年度	清掃課
一般廃棄物処理実施計画	平成16年度	平成16年度～18年度	清掃課
地球環境保全行動計画	平成6年度	概ね2010年	環境改善課
緑の基本計画	平成11年度	概ね20年を目標	環境改善課
環境基本計画	平成10年度	概ね20年を目標	環境改善課
環境保全実施計画第2期	平成15年度	平成15年度～17年度	環境改善課
都市計画マスタープラン	平成12年度	概ね2020年	計画課
スポーツ振興計画	平成15年度	2004年～2010年	体育課

登録番号（刊行物番号）

H16-28

狛江市第4次基本計画

平成17年3月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市企画財政部企画調整課

狛江市和泉本町1-1-5

電話 03 (3430) 1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 320 円